

令和5年版

環境白書



冬の庄川峡

環境白書の刊行にあたって



富山県は、立山連峰や黒部峡谷などの世界的な山岳景観、豊かで美しい富山湾、本州一の植生自然度を誇る森林、清らかな水環境など、豊かな水と緑に恵まれています。

これらの素晴らしい環境は、私たちの「幸せの基盤」であり、大切な財産として守り育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

一方で、私たちは、地球温暖化や生物多様性の損失、大気・水・土壌の汚染、プラスチックごみによる海洋汚染など、人類の活動を起因とする複雑かつ多様な環境問題に直面しています。

こうしたなか、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、世界各国が協力して地球規模の課題に取り組む機運が高まっており、身近な生活や事業活動においても、一人ひとりが様々な問題の解決に向けて行動を始め、地道に活動を継続しその輪を広げていくことは、大変重要であると考えています。

本県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で53%削減する目標を定めた「富山県カーボンニュートラル戦略」を令和5年3月に策定しました。カーボンニュートラルは、ウェルビーイング先進地域を目指す富山県の施策の大きな柱の一つだと考えており、目標の達成に向けて、各種の施策を進めています。

また、本県ではこれまでも、県民の皆様の環境問題に取り組む真摯な姿勢に支えられ、レジ袋の無料配布廃止や資源物の店頭回収などの環境配慮行動に取り組む「とやまエコ・ストア制度」の創設をはじめ、法制定のモデルとなった小型家電リサイクル、全国トップクラスの包蔵水力を利用した小水力発電の推進、「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の再生など、県民総参加で全国に先駆けた幅広い取組みを進めてきています。

今後とも県民の皆様と「ワンチーム」となって、豊かで、安心して暮らせる富山県を将来世代に引き継ぎ、持続可能な地域づくりを推進してまいります。

この環境白書は、令和4年度の本県の環境の状況と、5年度の環境施策を取りまとめたものです。本書を通じて、多くの皆様に環境への理解と関心を深めていただき、環境を守るための行動が広がりますことを願っています。

令和5年12月

富山県知事 新田 八 朗

目 次

特 集

富山県におけるカーボンニュートラルの実現及び生物多様性の保全に向けた取組み

総 論

概論	1
施策体系	8
1 環境基本条例	8
2 環境基本計画	9

第1章 環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する取組み

〈分野ごとの施策の推進〉

第1節 脱炭素社会づくりの推進	13
1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進	13
2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進	21
3 県庁の率先行動	22
指標の達成状況	25
第2節 循環型社会づくりの推進	26
1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進	26
2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備	34
3 循環型社会を目指す地域づくりの推進	41
4 次世代環境産業の創出	42
指標の達成状況	43
第3節 自然環境の保全	44
1 自然保護思想の普及・啓発	44
2 自然とのふれあい創出	47
3 自然環境保全活動の推進	54
4 生物多様性の確保	56
5 人と野生鳥獣との共生	61
指標の達成状況	63
第4節 生活環境の保全	64
1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止	64
2 環境改善対策等の推進	81

3	県土美化活動の推進	96
4	海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進	97
5	イタイタイ病の教訓の継承と発信	100
	指標の達成状況	101
第5節	水資源の保全と活用	102
1	水源の保全と涵養	102
2	小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	111
3	水環境の保全	112
4	水を活かした文化・産業の発展	113
	指標の達成状況	114
〈分野横断的な施策の推進〉		
第6節	各分野に共通する施策の推進	115
1	環境影響評価や開発行為における環境配慮	115
2	技術開発と調査研究の推進	118
3	環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）	121
4	各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）	124
5	地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）	127
6	環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進	128
7	環境情報の積極的な提供	132
	指標の達成状況	133

第2章 令和5年度において講じようとする環境の保全及び創造に関する主な取組み

〈分野ごとの施策の推進〉		
第1節	脱炭素社会づくりの推進	135
1	温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進	135
2	気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進	136
3	県庁の率先行動	137
第2節	循環型社会づくりの推進	137
1	循環型社会の実現に向けた3Rの推進	137
2	循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備	138
3	循環型社会を目指す地域づくりの推進	138
4	次世代環境産業の創出	138
第3節	自然環境の保全	139
1	自然保護思想の普及・啓発	139

2	自然とのふれあい創出	139
3	自然環境保全活動の推進	140
4	生物多様性の確保	141
5	人と野生鳥獣との共生	141
第4節	生活環境の保全	142
1	環境の状況の把握や環境汚染の未然防止	142
2	環境改善対策等の推進	143
3	県土美化活動の推進	144
4	海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進	144
5	イタイイタイ病の教訓の継承と発信	144
第5節	水資源の保全と活用	144
1	水源の保全と涵養	144
2	小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用	145
3	水環境の保全	145
4	水を活かした文化・産業の発展	146
第6節	各分野に共通する施策の推進	146
1	環境影響評価や開発行為における環境配慮	146
2	技術開発と調査研究の推進	146
3	環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）	147
4	各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）	148
5	地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）	148
6	環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進	149
7	環境情報の積極的な提供	149
参考資料		
第1	日誌（令和4年度）	151
第2	富山県環境関係行政組織図	153
第3	富山県環境関係附属機関	154
第4	富山県環境関係分掌事務	155
第5	市町村環境関係担当課一覧	158
第6	環境用語の説明	159

〈コラム一覧〉

① 「とやまカーボンニュートラルポータル」を開設しました！	18
② デコ活と省エネ家電の買い換えについて	18
③ 宅配便の再配達削減に向けて	19
④ 再生可能エネルギーの導入促進について	20
⑤ ナチュラリスト養成講座を開催しました！	46
⑥ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザについて	62
⑦ 「とやま海ごみボランティア部」で一緒に活動しよう！	99
⑧ 地下水位観測情報のリアルタイム提供について	110
⑨ 気候変動による富山県の水循環への影響を研究しています	120
⑩ 「出張エコ・ラボ」による環境教育の取組み	122
⑪ 「とやまの環境デジタルブック」を作成しました！	123
⑫ 【生物季節調査】身近な生物の季節変化を調べて、地球温暖化について考えてみよう！	131

(「令和5年版 環境白書 資料編」は富山県ホームページに掲載しています。)

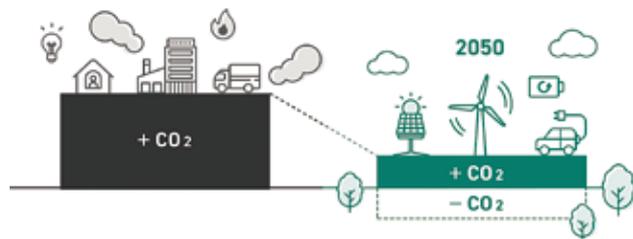
富山県におけるカーボンニュートラルの実現及び 生物多様性の保全に向けた取組み

近年、カーボンニュートラル及び生物多様性が世界的に注目され、国際社会が連携した対応が求められています。これらに関する国際的な動向や日本の対応、富山県の取組みについて紹介します。

1 カーボンニュートラルの実現に向けた取組み

(1) カーボンニュートラルとは

人間の活動に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量と吸収量の合計を実質的にゼロにすることです。



(出典：環境省脱炭素ポータルサイト)

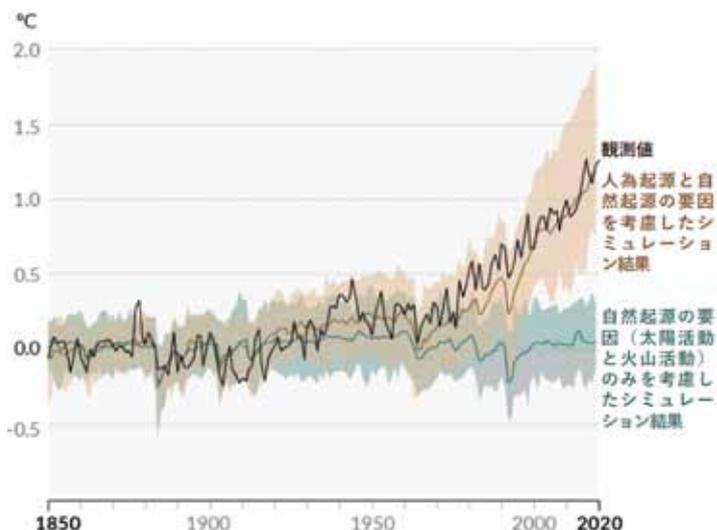
(2) 国際的な動向

2023年の夏は、世界各地において気温の高い状態が続き、国連のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と対策の重要性を指摘しました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書では、気候変動の原因は「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と明記されています。また、「向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は 1.5℃及び 2℃を超える」とされています。

こうした状況を踏まえ、世界各国が取組みを進めており、140以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル」という目標を掲げています。

(出典：文部科学省及び気象庁
IPCC第6次評価報告書
第1作業部会報告書政策決定者向け要約暫定訳)



世界平均気温の変化

(3) 日本の動き

日本では、2021年5月に、2050年カーボンニュートラルの実現を基本理念とする改正地球温暖化対策推進法が成立するとともに、2021年10月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという基本的な考え方が位置付けられました。

そして、2023年7月からは、環境省が中心となり、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」がスタートしています。



(4) 富山県の取組み

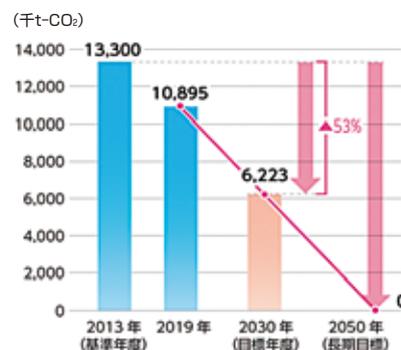
県では、2050年カーボンニュートラルの実現と富山県のさらなる成長につなげるため、2030年度までに実施すべき取組みを描くものとして、令和5年3月31日に富山県カーボンニュートラル戦略を策定しました。

この戦略に基づいて、あらゆる分野での取組みを実践していくことにより、気候変動対策と富山県の成長の両立を目指します。

【富山県カーボンニュートラル戦略の概要】

○目標

基本方針 (長期目標)	富山県では2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指します
数値目標 (中期目標)	(1) 温室効果ガス排出量： 2030年度に53%削減（2013年度比）
	(2) 最終エネルギー消費量： 2030年度に27%削減（2013年度比）
	(3) 再生可能エネルギー電力： 2030年度に+846GWh導入（2020年度比）



○重点施策（富山県らしさを踏まえた重点施策）

産業部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素経営の促進 省エネルギーの徹底的な実施、再生可能エネルギーの最大限導入 熱利用の脱炭素化の促進
家庭部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 「富山型ウェルビーイング住宅（仮称）」の普及拡大 省エネルギー機器の導入と徹底的なエネルギー管理 脱炭素型ライフスタイルへの転換
業務部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限導入
運輸部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通によるカーボンニュートラルへの貢献 電動車の導入拡大
再生可能エネルギーの最大限の導入	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の最大限導入 小水力発電の導入拡大と地域活性化 再生可能エネルギー熱の利用拡大（地中熱、太陽熱など） 地熱発電の導入推進

2 生物多様性の保全に向けた取組み

(1) 生物多様性を巡る世界の動向

近年の急激な気候変動や、自然の人為的な改変、自然災害などにより生物多様性への危機が生じています。

こうした危機に世界全体で対応するため、2020年までの国際目標であった愛知目標に代わる新たな目標として、昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止めて、反転させる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが掲げられました。

(2) 生物多様性国家戦略

昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択されたことを受けて、日本では、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023－2030」が閣議決定されました。

国家戦略では、①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決（NbS）、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動、⑤生物多様性に係る取組みを支える基盤整備と国際連携の推進の5つの基本戦略が設定されました。

また、生態系の健全性の回復のため、陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の達成に取り組むこととしています。（現在の保護面積は陸域20.5%、海域13.3%）

(3) 富山県の取組み

県では、国家戦略の内容や富山県の現状を踏まえて、令和5年3月に生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画である「富山県生物多様性保全推進プラン」を改定しました。

このプランに基づいて、標高3,000メートルの立山連峰から水深1,000メートルの富山湾まで、豊かな自然を未来へ残していく取組みを進めていきます。

【富山県生物多様性保全推進プランの概要】

○現状（富山県における生物多様性の4つの危機）

第1の危機（開発など人間活動による危機）

田畑などの農地面積の減少や、宅地や道路の増加による、生態系の変化。

第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

中山間地域の人口の減少や、集落機能の低下による、里地里山の生態系の多様性の減少。

第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来生物の生息域の拡大や、有害な外来生物の侵入。海岸漂着物による生態系や漁業への影響。

第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化による高山植物群落の衰退やライチョウの絶滅リスクの増加、イノシシやニホンジカの分布域拡大への懸念。

○プランの理念、目標等

理 念	「立山連峰から富山湾まで 人と自然が共生する幸せとやま」
長期目標	・それぞれの地域において、多様で健全な生態系が保たれた社会 ・ライフスタイルや事業活動において生物多様性の意識が浸透し、生物多様性の恵みを持続可能に利用する社会
目 標	1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、一人ひとりの行動変容を促す 2 北アルプスから富山湾に至るまでの様々な生態系のつながりを保ち、人と野生生物との共生を目指す 3 生物多様性を活かした事業活動を推進するとともに、自然を活用した社会課題の解決を進める
施策体系	① リーディングプロジェクト 重要かつ緊急性の高い事業をリーディングプロジェクトとして設定し、重点的に実施 ② 生物多様性を支える基盤づくり【生物多様性を理解し・広める】 ③ 生物多様性の保全と回復【生物多様性を守る】 ④ 生物多様性の持続可能な利用【生物多様性を活かす】



プランが目指す富山県の生物多様性の姿「2050富山ビジョン」

3 おわりに

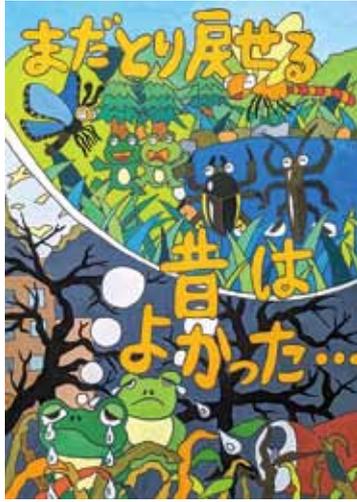
2030年や2050年を見据えた目標の実現に向けて、富山県の新たな戦略やプランがスタートしました。こうした目標の達成は、持続可能な社会やウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会の実現にもつながることから、様々な主体と連携しながら、関連する施策を積極的に推進してまいります。

令和5年度

環境ポスター 富山県知事賞

(最優秀賞)

小学生の部



砺波市立砺波東部小学校 5年
津田 凱心 さん

中学生の部



高岡市立福岡中学校 3年
三可 悠稀 さん

愛鳥に関するポスター 富山県知事賞

小学生の部



砺波市立出町小学校 6年
前野 七海 さん

中学生の部



富山市立藤ノ木中学校 3年
山本 桃子 さん

高校生の部



富山県立高岡工芸高等学校 3年
松田 哲太 さん



総論

概論

本県は、早くから工業県として発展してきた結果、昭和30年代後半からの高度経済成長の過程で、生活水準は著しく向上したものの、大気汚染や水質汚濁などの産業公害により生活環境が悪化するとともに各種開発による自然環境の改変が進みました。

昭和40年代には環境保全のための各種法体系の整備が進められ、本県においても公害防止条例の制定をはじめ、独自の大気環境計画の策定等といった公害防止対策を講じるとともに、県立自然公園条例や自然環境保全条例の制定などの自然保護施策を展開しました。その結果、環境は全般的に改善され、今日の清らかな水、さわやかな空気、変化に富んだ美しく豊かな自然、恵み豊かな日本海などのすぐれた環境は県民の誇りとなっています。

本県では、平成7年12月に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」を基本理念とする環境基本条例を制定し、10年3月には、この条例に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の基本的な考え方、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込んだ環境基本計画を策定し、各種の環境保全施策を実施してきました。

令和4年3月には、環境を取り巻く状況の変化や新たな課題等に対応するとともに、環日本海地域の「環境・エネルギー先端県」の実現に向けて、環境基本計画の改定を行い、次の区分に従って環境の保全及び創造に関する各種の施策を推進しています。

〈分野ごとの施策の推進〉

- I. 脱炭素社会づくりの推進
- II. 循環型社会づくりの推進
- III. 自然環境の保全

- IV. 生活環境の保全
- V. 水資源の保全と活用

〈分野横断的な施策の推進〉

- VI. 各分野に共通する施策の推進

〈重点施策〉

- ① 地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現
 - ② エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現
 - ③ 環境資源を活かした持続可能な地域の実現
- 4年度において、環境の保全及び創造に関して講じた分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

I. 脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、総合的・分野横断的に対応するため、「カーボンニュートラル戦略」を策定しました。また、カーボンニュートラルに関する県民・事業者向けのシンポジウムや地域リーダー育成講座を開催しました。さらに、再生可能エネルギーの導入などエネルギーの多様化を推進するとともに、燃料電池自動車の導入支援や燃料電池フォークリフトの導入実証など、水素の利活用を促進しました。

2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進

富山県気候変動適応センター（環境科学センター）において、気候変動影響及び適応に関する情報の収集や調査

研究を推進しました。また、農作物の栽培技術の普及指導や水質調査の実施など、各分野における適応策の取組みを実施しました。

3 県庁の率先行動

新県庁エコプランに基づき、環境に配慮したオフィス活動等を推進するとともに、県有施設への再生可能エネルギーの導入可能性調査を実施しました。

II. 循環型社会づくりの推進

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進しました。また、食品ロス削減推進計画に基づき、「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、「3015運動」や、未利用食品を福祉団体等へ寄付するフードバンク活動及びフードドライブの定着・拡大に向けた支援など、県民総参加の「食品ロス・食品廃棄物削減運動」を展開しました。さらに、食品事業者と畜産農家との需給マッチングによるエコフィードの利用拡大や、酒粕を給与した「とやま和牛」のブランド化を推進しました。

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行うとともに、監視パトロールの実施など不法投棄の防止対策を推進しました。また、PCB廃棄物の処理期限内の確実かつ適正な処理の徹底を周知するとともに、市町村、民間事業者と連携して、災害廃棄物処理に係る初動対応や仮置場の設置・運営訓練を実施しました。

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

県内排出の廃プラスチック類やバイオマス資源を活用した新たなプラスチック製品の検討・試作や、木質系廃

棄物のリサイクルの推進など、循環型社会を目指す地域づくりを推進しました。

4 次世代環境産業の創出

次世代環境産業の創出や事業者の育成を図るため、優良産廃業者認定制度の普及やリサイクル認定制度による認定、認定リサイクル製品の公共事業での優先的利用を実施しました。

III. 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発

ナチュラリストの自然解説のほか、自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識やマナーについて普及啓発を行うとともに、ナチュラリストとジュニアナチュラリストが連携し、生き物の調査研究や自然解説体験を実施しました。

2 自然とのふれあい創出

中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等における登山道の整備・改修や、猿飛峡遊歩道の落石防止対策を実施しました。また、「とやまの山岳環境保全ボランティア」を募集し、森林動態調査の体験や外来植物除去等を実施しました。さらに、「水と緑の森づくり税」を活用し、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどを推進しました。

3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、立山で運行されるバスについて条例による排出ガス規制を実施しました。また、藻場造成、海岸清掃等を実施する県内の活動団体に対して支援するなど、豊かな海づくりを推進しました。

4 生物多様性の確保

国家戦略の見直しを踏まえ、生物多様性保全推進プランを改定しました。また、「ライチョウサポート隊」にジュニア枠を設定し、長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成すると

ともに、上野動物園と連携し、パネル展示を行い、「ライチョウ王国とやま」を発信しました。

5 人と野生鳥獣との共生

野生鳥獣の行動域などをモニタリング調査するとともに、個体数調査等を行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施しました。また、クマ出沒に伴う人身被害の未然防止を図るための環境整備や、ツキノワグマ管理計画に基づく県民等への安全対策の周知を実施しました。さらに、イノシシ、ニホンジカの新たな捕獲専門チームを設置するなど、これらの個体数管理を一層推進しました。

IV. 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境に関する新たな課題を踏まえ、大気環境計画を改定するとともに、光化学オキシダント対策やアスベスト対策を推進しました。また、水環境の保全については、水質環境計画に基づき、公共用水域における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進しました。さらに、北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況の把握等を実施しました。

2 環境改善対策等の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進しました。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類対策等に取り組みました。

3 県土美化活動の推進

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」など、地域住民等と協力した県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開しました。

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

関係団体・行政機関等が連携した海岸漂着物の回収・処理を実施すると

ともに、上流域を含めた発生抑制対策を推進しました。また、上流域である岐阜県と連携した清掃活動を実施するなど、広域的な発生抑制対策を推進しました。さらに、清掃活動への参加拡大を図るため、県内企業・団体等が参加するとやま海ごみボランティア部を設立し、メンバーによる清掃活動を推進しました。このほか、清掃活動にスポーツを掛け合わせ、チーム競技としての楽しさを加えて拾ったごみの量等を競う「スポーツごみ拾い」の普及に取り組みました。加えて、漂流・漂着ごみの実態を把握するため、本県の代表的な海岸における漂着物の量や組成等の調査や、県内河川や富山湾におけるマイクロプラスチックの流出・漂流実態に関する調査を実施しました。

5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイイタイ病資料館において、特別企画展、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施しました。また、イタイイタイ病資料館開館10周年を記念し、特別講演会等の行事を開催しました。

V. 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出による土地取引の把握等を実施しました。また、地下水位の監視や条例に基づく規制、揚水設備の監視・指導等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化などの保全施策を推進しました。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

小水力発電については、農業用水を利用し土地改良区が実施する小水力発電所の整備を支援しました。また、老朽化した県営水力発電所について、固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースに着手しました。

3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、水環境の保全に対する若者の理解の増進や水環境保全活動への自主的な参加につなげるため、森・川・海の環境観察会、名水巡りツアー等を開催しました。

4 水を活かした文化・産業の発展

とやま21世紀水ビジョンに基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を総合的かつ横断的に推進しました。また、管理者、市町村等による情報交換や衛生管理の技術向上を図る「とやまの名水ネットワーク協議会」を開催するとともに、「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動に対して支援しました。

VI. 各分野に共通する施策の推進

環境教育等行動計画に基づき、人材育成や教材の整備、環境教育の情報・場・機会の提供を行うとともに、環境とやま県民会議を中心に、県民総参加によるエコライフの取組みを推進しました。

また、各試験研究機関における技術開発や調査研究、環境・エネルギー分野における産学官連携などを推進しました。

さらに、(公財)環日本海環境協力センター(NPEC)による交流事業や調査研究事業の実施、北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会の運営など、環日本海地域の環境保全に関する国際環境協力を推進しました。

このほか、環境影響評価等の手続きを通じて開発行為による環境への影響の低減を図るとともに、環境に関する情報提供の充実に取り組みました。

- 5年度において、「安心とやま」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関して講じようとする分野ごとの主な施策は以下のとおりです。

I. 脱炭素社会づくりの推進

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策(緩和策)の推進

カーボンニュートラル戦略に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ横断的に推進するとともに、ポータルサイトの運営や共同啓発など、県・市町村連携による取組みを推進します。また、個人・事業者による電気自動車の導入や太陽光発電設備、再エネ熱利用設備の導入を支援します。さらに、燃料電池自動車や燃料電池フォークリフトの導入支援など、県内における水素の利活用を促進します。このほか、県内中小企業における脱炭素経営のモデル企業を育成します。

2 気候変動による影響の回避・軽減(適応策)の推進

気候変動影響及び適応に関する情報の収集や調査研究を推進するとともに、各分野における適応策の取組みを実施します。

3 県庁の率先行動

環境に配慮したオフィス活動等を推進するとともに、県有施設の照明のLED化を推進します。また、県有施設への太陽光発電設備の導入について検討します。

II. 循環型社会づくりの推進

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進します。また、食品ロス削減推進計画に基づき、「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、「3015運動」や、「フードバンク活動及びフードドライブの定着・拡大に向けた支援」など、県民総参加の「食品ロス・食品廃棄物削減運動」を展開します。さらに、食品ロス削減推進計画の見直しに向け、家庭系及び事業系の食品ロス・食品廃棄物の実態調査を実施します。

このほか、食品事業者と畜産農家との需給マッチングによるエコフィードの利用拡大や、酒粕を給与した「とやま和牛」のブランド化を推進します。

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

廃棄物の適正な処理を確保するため、産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行うとともに、監視パトロールの実施など不法投棄の防止対策を推進します。また、PCB廃棄物の処理期限内の確実かつ適正な処理の徹底を周知するとともに、市町村、民間業者と連携して、災害廃棄物の仮置場の設置・運営訓練を実施します。

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

廃プラスチックのリサイクル支援サイトを構築し、プラスチックのリサイクルを推進するとともに、木質系廃棄物のリサイクルの推進など、循環型社会を目指す地域づくりを推進します。

4 次世代環境産業の創出

次世代環境産業の創出や事業者の育成を図るため、優良産廃業者認定制度の普及やリサイクル認定制度による認定、認定リサイクル製品の公共事業での優先的利用を実施します。

Ⅲ. 自然環境の保全

1 自然保護思想の普及・啓発

養成講座を開催してナチュラリストを養成するとともに、ナチュラリストによる自然解説や自然公園指導員等の活動を通じて、自然環境保全のための知識やマナーについての普及啓発を行います。

2 自然とのふれあい創出

中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等において、登山道の整備、遊歩道の落石防止対策を実施します。また、「とやまの山岳環境保全ボランティア」を募集し、森林動態調査の体験や外来植物除去等を実施します。さらに、「水と緑の森づくり税」を活用し、水

と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどを推進します。このほか、県民参加による緑化運動の展開や景観条例に基づく大規模な開発行為の届出制等の景観への配慮を推進します。

3 自然環境保全活動の推進

自然環境指針に基づき開発事業等について必要な指導を実施するとともに、立山で運行されるバスについて条例による排出ガス規制を実施します。また、藻場造成、海岸清掃等を実施する県内の活動団体を支援するなど、豊かな海づくりを推進します。

4 生物多様性の確保

ライチョウサポート隊に引き続きジュニア枠を設定し、長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成するとともに、上野動物園ウェブサイト等で「ライチョウ王国とやま」を発信します。また、立山センターを中心として立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去活動を実施します。

5 人と野生鳥獣との共生

野生鳥獣の行動域などをモニタリング調査するとともに、個体数調査等を行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施します。また、クマ出没に伴う人身被害の未然防止を図るための環境整備や、ツキノワグマ管理計画に基づく県民等への安全対策の周知を実施します。さらに、ニホンザルの効果的な捕獲・追払いを行うため、地域住民や市町村との連携による総合的な対策を推進するとともに、イノシシ、ニホンジカの個体数管理を一層推進します。

Ⅳ. 生活環境の保全

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

大気環境の保全については、大気環境計画に基づき、光化学オキシダント対策やアスベスト対策などを推進します。また、水環境の保全については、水質環境計画に基づき、公共用水域に

における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進します。さらに、北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握するための実態調査を実施します。

2 環境改善対策等の推進

水質汚濁事故対策や農用地土壌汚染対策、市街地等土壌汚染対策を推進します。また、事業者による自主的な化学物質の排出削減を促進するとともに、富岩運河等のダイオキシン類対策等に取り組みます。

3 県土美化活動の推進

「みんなできれいにせんまいけ大作戦」など、地域住民等と協力した県民総ぐるみの県土美化推進運動を展開します。

4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

関係団体・行政機関等が連携した海岸漂着物の回収・処理を実施するとともに、上流域を含めた発生抑制対策を推進します。また、上流域である岐阜県と連携した清掃活動を実施するなど、広域的な発生抑制対策を推進します。さらに、とやま海ごみボランティア部のメンバーの拡大を図るとともに、メンバーによる清掃活動等を推進します。このほか、漂着ごみの実態を把握するため、本県の代表的な海岸において、漂着物の量や組成等の調査を実施します。

5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

県立イタイイタイ病資料館において、特別企画展、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施します。また、イタイイタイ病資料館の展示設備システム等を更新し、情報発信を強化します。

V. 水資源の保全と活用

1 水源の保全と涵養

水源である森林などの地域における適正な土地利用の確保を図るため、水源地域保全条例に基づき、事前届出に

よる土地取引の把握等を実施します。また、地下水位の監視や条例に基づく規制、揚水設備の監視・指導等を行うとともに、地下水の節水や利用の合理化などの保全施策を推進します。さらに、近年みられる新たな課題を踏まえ、地下水指針の改定を検討します。

2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用

県営水力発電所について、固定価格買取制度（FIT）を活用したリプレースを推進します。また、河川や上下水道等を対象とした導入可能性調査などを実施します。

3 水環境の保全

河川、海岸等の親水機能の整備・保全を推進するとともに、水環境の保全に対する若者の理解の増進や水環境保全活動への自主的な参加につなげるため、森・川・海の水環境観察会、名水巡りツアー等を開催します。

4 水を活かした文化・産業の発展

とやま21世紀水ビジョンに基づき、水に関わる各種施策や健全な水循環の構築を推進します。また、「とやま名水協議会」が実施する名水の配布等のPR活動に対して支援します。

VI. 各分野に共通する施策の推進

環境教育等行動計画に基づき、人材育成や教材の整備、環境教育の情報・場・機会の提供を行うとともに、環境とやま県民会議を中心に、県民総参加によるエコライフの取組みを推進します。

また、各試験研究機関における技術開発や調査研究、環境・エネルギー分野における産学官連携などを推進します。

さらに、環日本海地域の地方自治体、NPEC、市民等と連携した海辺の漂着物調査や漂着ごみの発生抑制に関する学習会の開催、生物季節調査に関する出前授業の実施、NEAR環境分科委員会の開催など、環日本海地域の環境保全に関する国際環境協力を推進します。

複雑で多様化する環境問題を解決し、

良好な環境を保全・創造していくためには、今後とも、県民一人ひとりが人間活動と環境との関係について理解を深めるとともに、県民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

このため、環境基本計画の目標である「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会」を目指して、各主体が参加・連携しながら、各種の環境保全施策を積極的に推進していきます。

施策体系

健康で文化的な生活を送るためには、快適で恵み豊かな環境が不可欠であり、将来にわたって、県民の貴重な財産であるすばらしい環境を守り育てていくことが必要です。このため、環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境の保全と創造に関する各種施

策を計画的に推進し、県民総参加で「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会」を目指します。

1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、平成7年12月に環境基本条例を制定しました。この条例は、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持

続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示しています。環境基本条例の体系図は図1のとおりです。

図1 環境基本条例の体系図



2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本条例第11条の規定により施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで平成10年3月に策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する基本となる計画です。

4年3月には、近年の気候変動による自然災害の増加や生態系・農作物等への影響、プラスチックごみによる海洋汚染など、国

内外の環境を取り巻く状況の変化や新たな課題に対応するため、環境基本計画を改定しました。

本県の環境行政における環境基本計画の位置づけは、図2のとおりであり、本県の総合計画「元気とやま創造計画」（30年3月策定）において目指すべき将来像の一つである「安心とやま」の環境面からの実現を図るための部門別計画として位置づけられるものです。また、環境基本計画の概要は図3のとおりです。

図2 環境基本計画の位置づけ

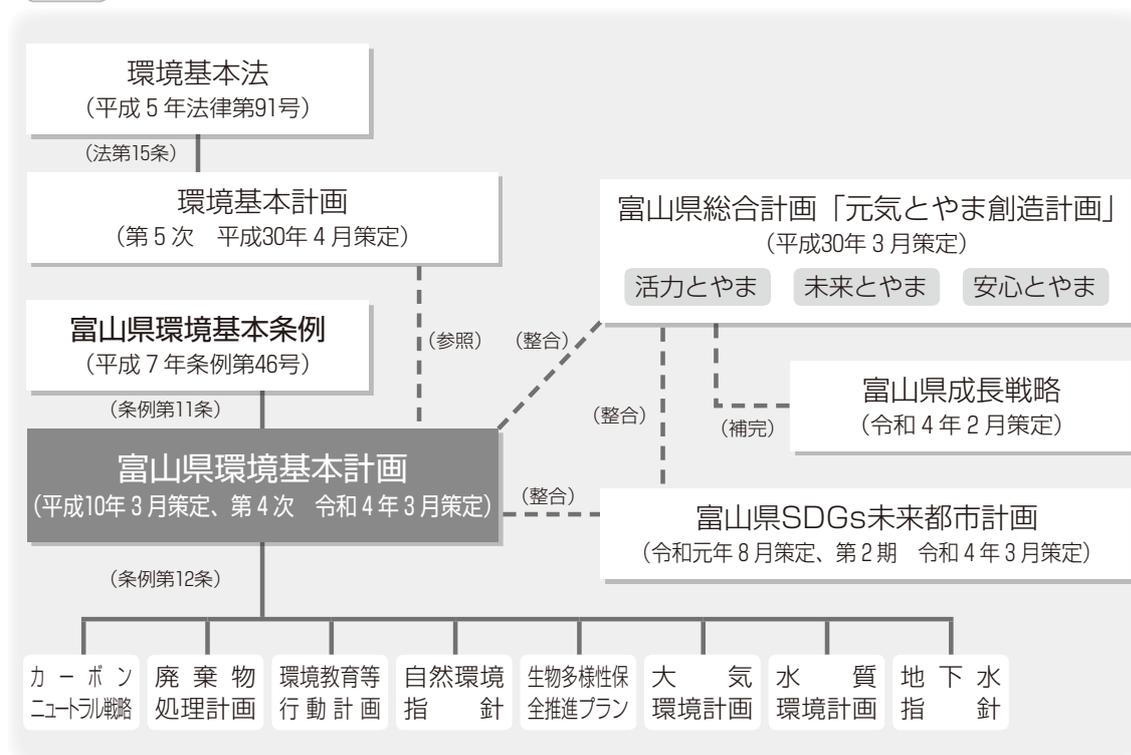


図3 環境基本計画の概要

◆第1章 総論

1 計画策定の背景

- ・近年の国内外の環境を取り巻く状況の変化や新たな課題に対応
- ・環日本海地域の環境・エネルギー先端県づくりに向けて策定

2 計画の位置づけ

- ・県総合計画の部門別計画としての位置づけ
- ・富山県環境基本条例第11条の規定に基づき、快適で恵み豊かな環境の保全と創造に関する施策の大綱、長期的な目標、必要な推進事項を盛り込み策定

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から概ね10年後の令和12年度（2030年度）まで

4 対象地域

富山県全域及びその沿岸海域

5 計画の対象項目

(1)人の健康の保護及び生活環境の保全

(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、地下水障害)

(2)自然環境の保全（地形・地質、植物、動物）

(3)資源循環（廃棄物、水循環）

(4)地球環境の保全（地球温暖化（気候変動）、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋ごみ等地球的規模若しくは国境を越えて影響が及ぶ環境問題）

(5)快適な環境づくり（身近な水や緑、すぐれた景観、歴史的文化的環境、清掃美化活動）

◆第2章 計画の目標

水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら、持続可能でウェルビーイング（真の幸せ）が向上した社会

◆第3章 施策の展開

I. 脱炭素社会づくりの推進

- 1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進
- 2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進
- 3 県の率先行動（新県庁エコプランの推進）

II. 循環型社会づくりの推進

- 1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進
- 2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備
- 3 循環型社会を目指す地域づくりの推進
- 4 次世代環境産業の創出

III. 自然環境の保全

- 1 自然保護思想の普及・啓発
- 2 自然とのふれあい創出
- 3 自然環境保全活動の推進
- 4 生物多様性の確保
- 5 人と野生鳥獣との共生

IV. 生活環境の保全

- 1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止
- 2 環境改善対策等の推進
- 3 県土美化活動の推進
- 4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進
- 5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

V. 水資源の保全と活用

- 1 水源の保全と涵養
- 2 小水力発電など水資源の有効利用と多面的活用
- 3 水環境の保全
- 4 水を活かした文化・産業の発展

VI. 各分野に共通する施策の推進

- 1 環境影響評価や開発行為における環境配慮
- 2 技術開発と調査研究の推進
- 3 環境教育の推進及び体験の機会の提供（人づくり）
- 4 各主体の連携・協働によるエコライフ・環境保全活動の拡大（仕組みづくり）
- 5 地域の活力が発揮されることを目指す地域循環共生圏の推進（地域づくり）
- 6 環日本海地域の環境保全や国際環境協力の推進
- 7 環境情報の積極的な提供

◆第4章 重点施策

- ①地域資源を活用したカーボンニュートラルの実現
- ②エコライフの実践拡大と快適で恵み豊かな環境の実現
- ③環境資源を活かした持続可能な地域の実現

◆第5章 計画の推進

- 1 県民、事業者、行政の役割とあらゆる主体の参加
 - ・県民、事業者、行政等の役割と具体的な事業・取組例を提示
- 2 計画の推進体制
 - ・環境とやま県民会議を中心に各種取組みを推進
 - ・環境保全活動に取り組む各種団体、グループ、NPO等と連携
- 3 進行管理
 - ・各施策分野毎に指標を設定
 - ・個別分野の計画において、より具体的な施策を推進
 - ・毎年、県議会に報告書を提出するとともに、「環境白書」を公表



第1章

環境の状況並びに環境の保全
及び創造に関する取組み

第1章

環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関する取組み

〈分野ごとの施策の推進〉

第1節 脱炭素社会づくりの推進



地球温暖化は、主に化石燃料の大量消費等の人間活動により発生する温室効果ガスの排出量の増加が原因とされ、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が懸念されています。日常生活や事業活動などのあらゆる場面から温室効果ガスが排出されており、県民、事業者、行政などの全ての主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むことが必要

です。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進、脱炭素社会に向けたライフスタイルやビジネススタイルへの転換のほか、気候変動の影響の被害を回避・軽減する適応策を含めて、総合的な脱炭素社会づくりを推進します。

1 温室効果ガス排出削減に向けた対策（緩和策）の推進

(1) 現況

気温上昇による農作物への影響、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大規模化などによる自然災害、熱中症搬送数の増加など、気候変動の影響が私たちの暮らしの様々なところに既に現れており、今後さらに深刻化するおそれがあります。

国際社会では、27年に「パリ協定」が採択され、今世紀後半において、人間活動による温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとり、実質ゼロにする方針が打ち出されています。

国においては、2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を表明し、3年10月にはエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画を改定するなど、地球温暖化対策をめぐる情勢はスピーディーに動いています。

本県では、2年3月に2050年までに温

室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」を関係団体と共同で宣言するとともに、3年12月にはカーボンニュートラルを総合的・分野横断的に推進するため、知事を本部長としたカーボンニュートラル推進本部を設置しました。

さらに、5年3月には従来の「新とやま温暖化ストップ計画」、「新県庁エコプラン(第5期)」及び「再生可能エネルギービジョン」の3計画を統合し、総合的・一体的な計画として「カーボンニュートラル戦略」を策定しました。

カーボンニュートラル戦略の概要は、表1-1のとおりです。

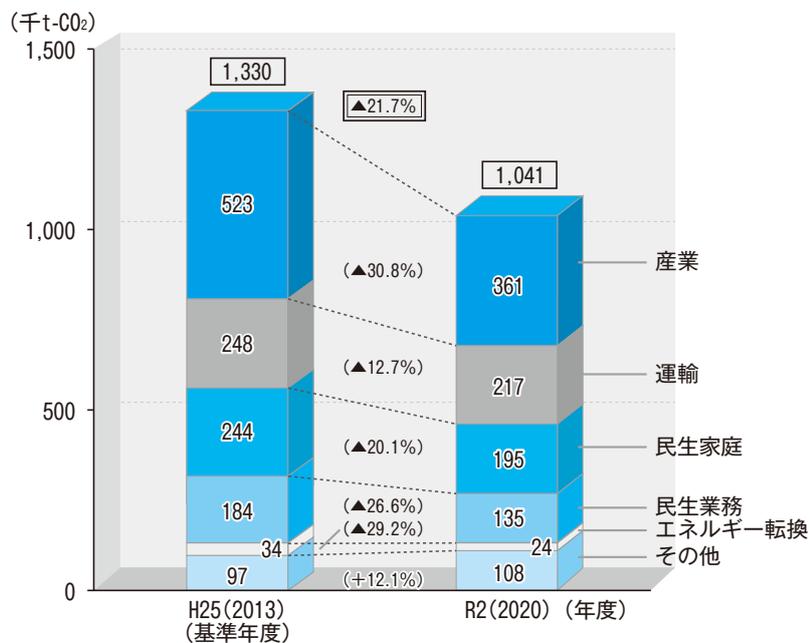
県内の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、図1-1のとおり、25年度の1,330万t-CO₂と比べて、2年度は1,041万t-CO₂と21.7%減少しました。部門別の構成比では、産業部門（34.7%）、

運輸部門(20.8%)、民生家庭部門(18.7%)、民生業務部門(13.0%)の順となっています。

また、主な温室効果ガスである二酸化

炭素の2年度の排出量は9,431千t-CO₂であり、これは全国の約0.9%に相当し、県民一人当たりでは9.1t-CO₂でした。

図1-1 県内における温室効果ガスの部門別排出量の推移



区分	25年度(2013年度)		2年度(2020年度)		増加率 (%)
	排出量(万t-CO ₂)	割合 (%)	排出量(万t-CO ₂)	割合 (%)	
産 業	523	39.3	361	34.7	-30.8
運 輸	248	18.6	217	20.8	-12.7
民 生 家 庭	244	18.3	195	18.7	-20.1
民 生 業 務	184	13.8	135	13.0	-26.6
エ ネ ル ギ ー 転 換	34	2.6	24	2.3	-29.2
そ の 他	97	7.3	108	10.4	+12.1
計	1,330	100	1,041	100	-21.7

注1 四捨五入により、合計は一致しない場合があります。

注2 その他：廃棄物由来の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス

表1-1 カーボンニュートラル戦略の概要

位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編） 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画 富山県環境基本条例に基づく富山県環境基本計画の個別計画 	
対象地域	富山県内全域	
対象物質	地球温暖化対策推進法第2条第3項に定める以下の7種類 ①二酸化炭素（CO ₂ ） ②メタン（CH ₄ ） ③一酸化二窒素（N ₂ O） ④ハイドロフルオロカーボン類（HFCs） ⑤パーフルオロカーボン類（PFCs） ⑥六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ⑦三ふっ化窒素（NF ₃ ）	
目標	基本方針（長期目標）	富山県では2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指します
	数値目標（中期目標）	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量2030年度に53%削減（2013年度比） 最終エネルギー消費量2030年度に27%削減（2013年度比） 再生可能エネルギー電力2030年度に+846GWh導入（2020年度比）
重点施策	「富山県らしさ」を踏まえて、2030年度までに特に重点的に取り組むべき施策を整理	
	産業部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素経営の促進 省エネルギーの徹底的な実施、再生可能エネルギーの最大限導入 熱利用の脱炭素化の促進
	家庭部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 「富山型ウェルビーイング住宅（仮称）」の普及拡大 省エネルギー機器の導入と徹底的なエネルギー管理 脱炭素型ライフスタイルへの転換
	業務部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限導入
	運輸部門の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通によるカーボンニュートラルへの貢献 電動車の導入拡大
	再生可能エネルギーの最大限の導入	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の最大限導入 小水力発電の導入拡大と地域活性化 再生可能エネルギー熱の利用拡大（地中熱、太陽熱など） 地熱発電の導入推進
適応策	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの削減対策（緩和策）を講じても避けられない気候変動の影響に対し、被害を防止・軽減するため、7分野において適応策を実施（①農業・林業・水産業 ②水環境・水資源 ③自然生態系 ④自然災害 ⑤健康 ⑥産業・経済活動 ⑦県民生活） 富山県気候変動適応センターを中核拠点として情報を収集・分析するとともに、県民へわかりやすく発信 	
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、温室効果ガス排出状況及び施策の実施状況を公表 富山県カーボンニュートラル推進本部へ報告、市町村と情報を共有しつつPDCAサイクルを適切かつ効果的に回す 	

(2) 講じた施策

ア 地球温暖化対策の総合的な推進

- (ア) 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、総合的・分野横断的に対応するため、「カーボンニュートラル戦略」を策定しました。
- (イ) 新とやま温暖化ストップ計画に基

づき地球温暖化対策を総合的に推進するとともに、施策の推進状況等を評価するため、温室効果ガス排出状況を調査しました。

(ウ) ワンチームとやま「ゼロカーボンシティ富山の実現」ワーキンググループにおいて、ポータルサイトの

開設など、県・市町村連携による取組みを推進しました。

- (イ) カーボンニュートラルに関する県民・事業者向けのシンポジウムや地域リーダー育成講座を開催しました。
- (ロ) 地球温暖化防止活動推進センターである（公財）とやま環境財団と連携し、地球温暖化対策を普及啓発しました。

イ 家庭における取組みの推進

- (ア) 地域において地球温暖化に関して住民への普及啓発、助言、実践活動等を行う地球温暖化防止活動推進員の活動を支援しました。
- (イ) 家庭における地球温暖化対策を推進するため、10歳の児童等が家族とともに10項目の地球温暖化対策に取り組む「とやま環境チャレンジ10事業」において、学習内容に3Rの推進や食品ロスの削減などの内容を拡充した「とやま環境未来チャレンジ事業」を全市町村の63校で実施しました。

また、「住みよい家づくり資金融資制度」において、住宅の省エネ改修を支援しました。



とやま環境未来チャレンジ事業

ウ 事業者における取組みの推進

- (ア) 事業者の地球温暖化対策を促進するため、環境保全施設整備や再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入を行う中小企業に対する融資制度の取扱いを継続しました。

また、中小企業向けの環境マネジ

メントシステム「エコアクション21」の普及拡大を図るため、「エコアクション21自治体イニシアティブ・プログラム」（「エコアクション21」の認証取得を目指す事業者に対し、講習や個別アドバイス等を無料で提供し、きめ細かくサポートするもの）を実施しました。

- (イ) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器の廃棄及び整備の際にフロン類の充填・回収を行う事業者の登録等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の管理者、フロン類の充填・回収を行う事業者等（31件）、解体工事の元請業者や業務用冷凍空調機器の引取業者等（8件）に対し立入検査を実施しました。
- (ロ) 地球温暖化防止の取組みを実践するきっかけとなるよう、ライトアップ施設や事業者（オフィス）、家庭等での一斉消灯などの省エネ活動を呼びかける「一斉省エネデー」を実施しました。

エ 交通における取組みの推進

- (ア) 自動車関係団体等で構成する「エコドライブとやま推進協議会」と連携して、環境や交通安全イベント等でのエコドライブ実践の呼びかけやエコドライブ宣言者の募集など、県民参加の「エコドライブ推進運動」を展開しました。
- (イ) 県民・事業者・行政が連携協力して、「個人の荷物も職場で受け取ろう！キャンペーン」の実施や普及啓発など宅配便の再配達を減らす取組みを推進しました。
- (ロ) ノーマイカー運動やパークアンドライドを推進するとともに、鉄軌道の設備整備やバス路線の運行維持等を支援するなど、公共交通の維持活性化・利用促進に向けた取組みを推進しました。

- (エ) (一社) 富山県トラック協会及び(公社) 富山県バス協会が行う環境対策事業(エコドライブの推進等)に対し交付金を交付しました。
- (オ) 荷主企業奨励金制度による地元港湾利用の促進に取り組み、物流における環境負荷の低減を図りました。
- (カ) 道路の主要な渋滞ポイントの解消やバイパス、環状道路の整備など交通円滑化対策を行いました。
また、交通信号機の更新・新設時にLED式で整備することにより、省エネルギーを促進しました。

オ 再生可能エネルギーの導入・水素社会実現に向けた取組みの推進

- (ア) 再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの多様化や地域全体の省エネルギー構造への転換等を推進しました。
- (イ) 農業用水を利用して土地改良区が実施する小水力発電所(2か所)の整備を支援するとともに、老朽化した県営水力発電所(4か所)について固定価格買取制度(FIT)を活用したリプレースに着手しました。
- (ウ) 地熱資源開発に向けて、これまで実施してきた立山温泉地域における調査データを民間企業に開示し、第三者評価をいただきました。

- (イ) 元年度に水素ステーションが県内に整備されたことを踏まえ、個人・法人の燃料電池自動車(FCV)の導入に対して支援するとともに、燃料電池フォークリフトの導入実証を実施しました。
- (オ) 伏木富山港において臨海部立地産業と連携して、次世代エネルギーの受入環境整備・脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化など脱炭素化を促進するための計画を策定しました。

カ 森林吸収源対策の推進

- (ア) 森林の二酸化炭素吸収機能を向上させ、地球温暖化防止に貢献するため、造林事業等により間伐等を積極的に実施するとともに、とやまの木で家づくり支援事業により県産材を使用した住宅の普及を促進しました。
- (イ) 「水と緑の森づくり税」を財源とした里山再生整備事業、みどりの森再生事業、優良無花粉スギ「立山森の輝き」普及推進事業を実施し、森林の保全・整備を一層推進しました。

コラム

「とやまカーボンニュートラルポータル」を開設しました！

県と15市町村が共同でカーボンニュートラルに関する情報を提供するサイト「とやまカーボンニュートラルポータル」を令和5年2月6日に開設しました。

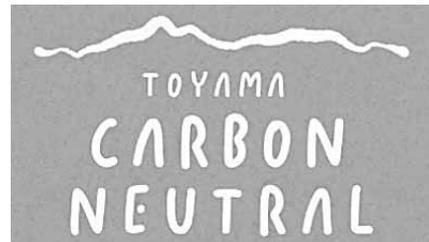
サイトでは、「県民向け」と「事業者向け」の二本立てで情報を発信しています。カーボンニュートラルの基礎知識や、取組み方法を簡潔に紹介していますので、ぜひご覧ください。

<県民向け>

- ・カーボンニュートラルとは？
- ・カーボンニュートラルへの具体的な取組み方法
- ・国や県内自治体の支援制度（補助金など）
- ・各種イベント情報

<事業者向け>

- ・自社の温室効果ガス排出量の把握方法
- ・温室効果ガス削減事例紹介
- ・国や県内自治体の支援制度（補助金など）



ポータルサイトは
こちらから⇒



コラム

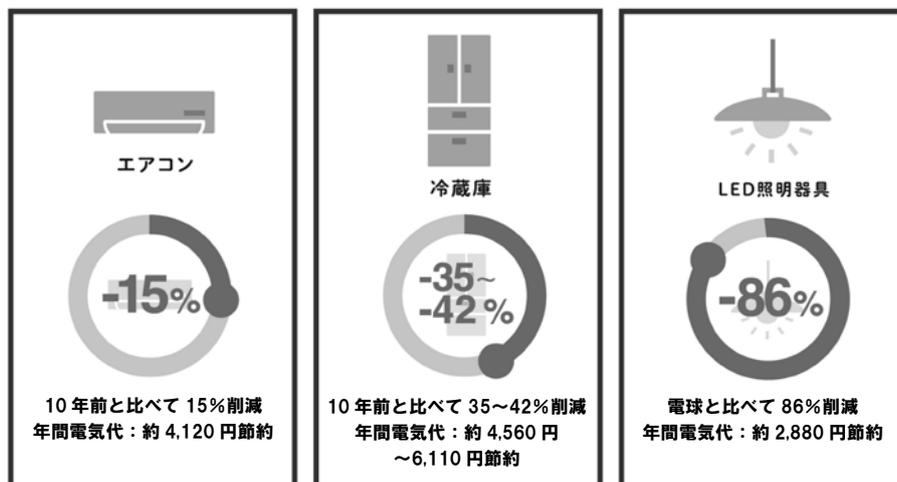
デコ活と省エネ家電の買い換えについて

国では「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」であるデコ活を呼びかけており、省エネ家電への買い換えも重要な取組みの一つです。

家庭での家電製品の電力消費量として、エアコン・冷蔵庫・照明の割合が大きく、家庭での電力使用量の削減、については電気料金の節約のためには、これらを最新の省エネ型製品に買い換えることをお勧めします。

例えば、最新の省エネ型のエアコンを10年前のエアコンと比較すると約15%の省エネになります。その他、冷蔵庫や照明器具でもそれぞれ省エネ型の製品への買い換えによる省エネ効果が期待できます。

省エネ家電を上手に利用して、効率よく消費エネルギーを抑えることで、地球環境にやさしく、おサイフにもやさしい省エネライフに取り組んでみませんか。



コラム

宅配便の再配達削減に向けて

宅配便の再配達は二酸化炭素排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなっています。

再配達の削減には、職場やコンビニでの受取り、置き配、宅配便ロッカーなど多様な受取方法を個人のライフスタイルに合わせて柔軟に使い分けてもらうことが効果的であることから、県では県民・事業者・関係団体と連携協力し、様々な普及啓発を展開しています。

① 多様な受取方法を紹介する啓発動画の作成

宅配便の再配達は一人暮らし世帯や共働き世帯で多いことから、これらの世帯に宅配便の再配達削減を呼びかけるため、自宅以外での受取りや置き配の利用を呼びかける動画を作成しました。動画は県公式YouTubeチャンネル等を通じて配信し、幅広い呼びかけを行っています。

<https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyou/takuhai/video.html>



② 県庁本館での宅配便ロッカーの設置

職員による荷物の職場受取りの利用拡大を図るため、事業者と連携して県庁本館に宅配便ロッカーを設置しました。

- ・ロッカー名称：PUDO（ブドー）ステーション
- ・運用開始日：令和5年7月21日（金曜日）
- ・設置場所：県庁本館1階（南側中央付近）
- ・利用対象者：県職員（職員は昼休みや夕方の勤務時間外に受取り）
一般県民（県民は平日8時～18時に利用可能）



個人のライフスタイルに合わせた受取方法を選択することで、誰でも簡単に再配達を削減することができ、環境問題・社会問題の改善（SDGs）に貢献できます。

今後とも再配達削減が全県的な活動となるようご協力をお願いします。

富山 宅配便 1回 検索

コラム

再生可能エネルギーの導入促進について

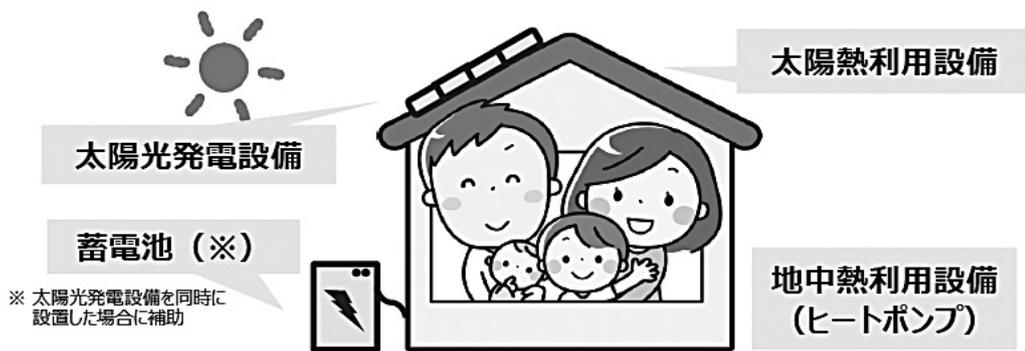
県及び（公財）とやま環境財団では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県民や県内の中小企業等を対象とした設備設置への補助事業を実施しています。

- 【太陽光発電】 代表的な再生可能エネルギーの一つで、最近のFIT（固定価格買取制度）調達価格の下落や電気代の上昇により、「自家消費型」での導入メリットが上がっています。
- 【太陽熱利用設備】 太陽エネルギーを給湯や暖房に活用するもので、早くに技術が確立された、歴史と実績のあるシステムです。
- 【地中熱利用設備】 地中深くの土壌や地下水の温度は年中15℃程度と一定で、夏の冷房や冬の暖房等に安定的に活用することができます。地下水が豊富な本県では有効なシステムです。

富山県

太陽光発電設備、蓄電池等 に対する補助を行います

再生可能エネルギー導入促進補助金（富山県）



	設置設備	補助内容	上限
①	太陽光発電設備 （自家消費型）	住宅 7万円/kW 事業所 5万円/kW ※ 蓄電池の同時設置に対し、最大25万円上乗せ	35万円
②	太陽熱利用設備	補助率 2/3	20万円
③	地中熱利用設備（ヒートポンプ）	補助率 2/3（事業者のみ）	150万円

2 気候変動による影響の回避・軽減（適応策）の推進

(1) 現況

カーボンニュートラル戦略では、温室効果ガス排出量の削減目標の設定や削減対策のほか、温室効果ガス削減対策を講じても避けられない地球温暖化の影響を軽減するための適応策を推進しています。

気候変動の影響は広範で数多くの分野に及ぶことが想定されます。各分野で県が既に取り組んでいる施策には、適応策として機能しているものも多くあることから、これらの施策を適応策としても位置付け、関係部局と連携して取り組んでいます。

土砂災害警戒情報等の迅速な提供に努めました。

カ 自然災害の発生に備え、地域防災計画等を踏まえた県民参加による実践的な訓練を実施するなど地域防災力の強化に取り組みました。

キ 熱中症に関する情報を県のウェブサイト等で発信するなど各種広報媒体を活用した注意喚起を行いました。

(2) 講じた施策

ア カーボンニュートラル戦略の策定に併せて、富山県気候変動適応計画の見直しを実施しました。

イ 富山県気候変動適応センター（環境科学センター）において、研究機関や学識者による「気候変動適応研究会」での情報交換等を踏まえ、気候変動影響や適応に関する科学的知見などの収集及び調査研究を実施しました。

また、県民や事業者を対象として、「気候変動適応セミナー」を通じて、農業分野での気候変動適応策に関する先進事例を紹介しました。

ウ 高温でも品質低下の少ない水稻「富富富」の高品質安定生産に取り組むなど、気候変動に対応した農作物の栽培技術の普及指導を実施しました。

エ 気候変動による影響及び適応に関する情報収集として、公共用水域において定期的な水質のモニタリングを行うとともに、地下水位や塩水化の状況の監視を実施しました。

また、富山湾の水質、底質等について調査を実施し、富山湾全体の漁場環境の監視を行いました。

オ 堤防の建設や川幅の拡幅等の河川改修や、砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備を行うとともに、河川の水位や

3 県庁の率先行動

(1) 現況

県では、14年3月に地球温暖化防止のための富山県庁行動計画「新県庁エコプラン」を策定（19年3月、24年1月、28年5月、3年3月に改定）し、県の事務事業における温室効果ガスの排出削減や環境負荷の低減に向け、率先的に省資源・省エネルギー等の環境保全活動に取り組

んできました。

5年3月にはカーボンニュートラル戦略の「県庁の率先行動」として、新たな削減目標を設定し、目標達成に向けた取組みを進めています。

県庁の率先行動の概要は、表1-2のとおりです。

表1-2 県庁の率先行動の概要

位置づけ	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定による地方公共団体実行計画（事務事業編）。また、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律における県のエネルギー使用の合理化に向けた中長期計画等と連携して取り組むもの
計画期間	2023(令和5)～2030(令和12)年度の8年間
対象機関	県が自ら管理運営するすべての機関（指定管理者制度導入施設を含む）
削減目標	<p>①温室効果ガスの排出に係る削減目標 県の事務事業に伴う二酸化炭素排出量を2030年度までに2013（平成25）年度比で55%以上削減</p> <p>②項目ごとの削減目安（2030年度/2013年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量 16%以上削減 ・庁舎等燃料使用量 <ul style="list-style-type: none"> 重油 57%以上削減 灯油 40%以上削減 LPガス 20%以上削減 ・公用車燃料使用量 <ul style="list-style-type: none"> ガソリン 56%以上削減 軽油 23%以上削減 ・水使用量 30%以上削減 ・紙（コピー用紙）購入量 30%（オフィス分野は50%）以上削減 ・廃棄物廃棄処分量 20%以上削減
取組方針	<p>①施設・設備等の省エネルギー化の推進 庁舎等管理所属は、二酸化炭素排出量の削減に向け施設・設備の省エネルギー化を推進するとともに、公用車については電動車の積極的な導入を推進する。</p> <p>②再生可能エネルギーの積極的な導入 再生可能エネルギー（太陽光、小水力、地熱、地中熱、バイオマス）の導入を推進するとともに、環境に配慮したエネルギーの調達についても検討を進める。</p> <p>③エコオフィス活動の推進 各所属（職員）、庁舎等管理所属は、それぞれの事務事業において、これまで以上に、環境に配慮した取組みの推進・徹底を図る。</p>
推進体制	環境行政推進会議（会長：副知事）にとその下部組織である環境行政推進会議幹事会において、計画を進行管理し、推進する。

(2) 講じた施策

- ア カーボンニュートラル戦略の策定に併せて、地方公共団体実行計画（事務事業編）の見直しを行いました。
- イ 県庁本庁舎及び出先機関において、簡素で効率的な県庁独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮したオフィス活動等を推進しました。
4年度の実施状況は、表1-3のとおりです
- ウ 業務に支障のない照明の消灯などの節電行動や一斉省エネデーの実施のほか、庁舎の冷暖房の使用の適正化に努めるとともに、クールビズを推進しました。
- エ 県有施設の照明を改修等に併せてLEDに交換し、省エネルギーを推進しました。

- オ 県有施設での再生可能エネルギーの導入について検討を実施しました。
- カ 本庁の電気自動車を増車するとともに、環境科学センターにプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を導入するなど、公用車への電気自動車、次世代自動車の導入を推進しました。
また、電動自転車を新たに導入しました。
- キ 中央病院で冷熱源設備を対象としたESCO事業を実施しました。
- ク グリーン購入の推進については、13年4月に策定したグリーン購入調達方針に基づき、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めました。
4年度のグリーン購入の実績は表1-4のとおりでした。

表1-3 県庁の率先行動の実施状況

項目	25年度 (基準年度)	3年度実績	4年度実績	
				25年度比
CO ₂ 総排出量 (t) (電気+庁舎等燃料+公用車燃料)	97,833	79,745	80,849	▲17.3%
電気	電気使用量 (kWh)	110,431	114,128	113,648
	CO ₂ 排出量 (t)	69,571	54,781	56,710
庁舎等燃料	重油使用量 (kL)	4,371	2,695	2,234
	灯油使用量 (kL)	2,776	2,279	2,131
	都市ガス使用量 (千m ³)	1,999	3,493	3,862
	LPガス使用量 (千m ³)	101	84	80
	CO ₂ 排出量 (t)	23,819	21,270	20,445
公用車燃料	ガソリン使用量 (kL)	1,455	1,170	1,072
	軽油使用量 (kL)	412	378	468
	CO ₂ 排出量 (t)	4,443	3,694	3,694
水使用量 (千m ³)	716	548	599	▲16.3%
紙購入量 (千枚)	142,383	130,361	126,601	▲11.0%
廃棄物廃棄処分量 (t)	1,880	1,826	1,936	2.9%

注1 電気使用に伴うCO₂排出量の換算に当たっては、国が公表する基礎排出係数を採用しています
(25年度：0.000630t-CO₂/kWh、3年度：0.000480t-CO₂/kWh、4年度(速報値)：0.000499t-CO₂/kWh)。

2 廃棄物廃棄処分量＝廃棄物排出量－リサイクル量

表1-4 県のグリーン購入の実績（4年度）

分野	グリーン購入率（%）
印刷物	94.5
文具類	89.3
画像機器等	88.1
電子計算機等	90.2
オフィス機器等	90.8

注1 グリーン購入調達方針は、毎年、国の基本方針の改定にあわせて改定しています。

2 グリーン購入率（%）＝（判断の基準を満たす物品等の購入金額）／（各分野の特定調達品目の購入金額合計）×100

3 グリーン購入が十分に浸透してきたため、25年度から、一部の分野についてのみ調達状況を集計することとしました。

4 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく国の基本方針の変更を受け、27年度から、OA機器の分野を画像機器等、電子計算機等及びオフィス機器等の3分野に分割しました。

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表1 - 5のとおりです。

表1-5 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
温室効果ガス排出量の削減率 H25（2013）年度を基準とした温室効果 ガス排出量の削減率	3.0%削減 2015年度 (H27)	21.7%削減 2020年度 (R2)	53%削減*
省エネルギー対策を講じた住宅の比率 二重サッシ又は複層ガラスを使用した住 宅の割合	45% 2013年度 (H25)	47% 2018年度 (H30)	64%
エコアクション21の新規登録事業者数 (累計) 「エコアクション21」に新規登録した事 業者の累積数	157社 2017年度 (H29)	176社 2022年度 (R4)	200社
県の事務事業に伴うCO₂削減率 H25(2013)年度を基準とした県庁全体の 事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減 率	1.3%削減 2017年度 (H29)	17.3%削減 2022年度 (R4)	55%以上削減*

* 「富山県カーボンニュートラル戦略」（5年3月策定）において新たに設定した目標数値

第2節 循環型社会づくりの推進



現代の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、資源採取による自然破壊や天然資源の枯渇、環境の汚染を引き起こすだけでなく、地球温暖化といった地球規模の環境問題にもつながっています。

こうした問題を解決するためには、3R (Reduce (発生抑制)、Reuse (再利用)、Recycle (再生利用)) の推進に加え、一方通行型の経済社会活動から持続可能な

形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー (循環経済)」への移行の推進が必要です。

循環経済への移行により、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が可能な限り低減されるとともに、SDGsの達成などにも対応した新しい循環型社会づくりを推進します。

1 循環型社会の実現に向けた3Rの推進

(1) 現況

① 一般廃棄物

日常生活や事務所等から排出されるごみやし尿は一般廃棄物であり、市町村が処理計画を策定し、収集、処理しています。

近年、市町村等によるごみの処理量は横ばいで推移しており、3年度における県民一人一日当たりの排出量は1,032g/人日 (全国平均は890g/人日) となっています。

また、市町村等の分別収集、中間処理により有効利用等されたごみの量は72千tであり、このほか集団回収により19千tの資源ごみが有効利用されています。県全体の総排出量に対する循環利用率は3年度では25.2%であり、その推移は表2-1のとおりです。

特に、再利用や再生利用が可能と考えられる缶、びん、ペットボトル、紙パック等の容器包装廃棄物については、県内全市町村で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、分別収集が行われており、4年度では20千tが収集されています。また、多くの市町村で資源ごみ回収常設ステーションが設置さ

れています。

エアコンやテレビ等の廃家電品については、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、小売業者等を通じて製造業者等が引き取り再商品化を行っており、4年度における県内4か所の指定引取場所での回収量は、129千台となっています。

家電リサイクル法の対象となっていない使用済小型家電については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(以下「小型家電リサイクル法」という。)に基づき、4年度は14市町村で拠点回収等が行われ、回収量は692tとなっています。

なお、家庭から排出される使用済パソコンについては、使用済小型家電として市町村で回収されているほか、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、製造業者等により回収・再資源化されています。

使用済自動車については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき、17年1月から引取業者、解体業者及び自動車メーカー等により再資源化されています。

なお、ごみ処理の有料化等の経済的

手法が10市町（5年4月現在）で導入されているほか、多くの市町村で、集団回収を奨励するための報奨金制度の導入や家庭用の生ごみコンポスト化容器等の購入に対する助成が行われてい

ます。

ごみ処理状況の推移及びごみ計画処理量と一人一日当たりのごみ排出量の推移は、図2-1及び図2-2のとおりです。

表2-1 再生利用率

(単位：%)

区 分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
富 山 県	26.5	26.7	26.0	25.6	25.2
全 国	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9

図2-1 ごみ処理状況の推移

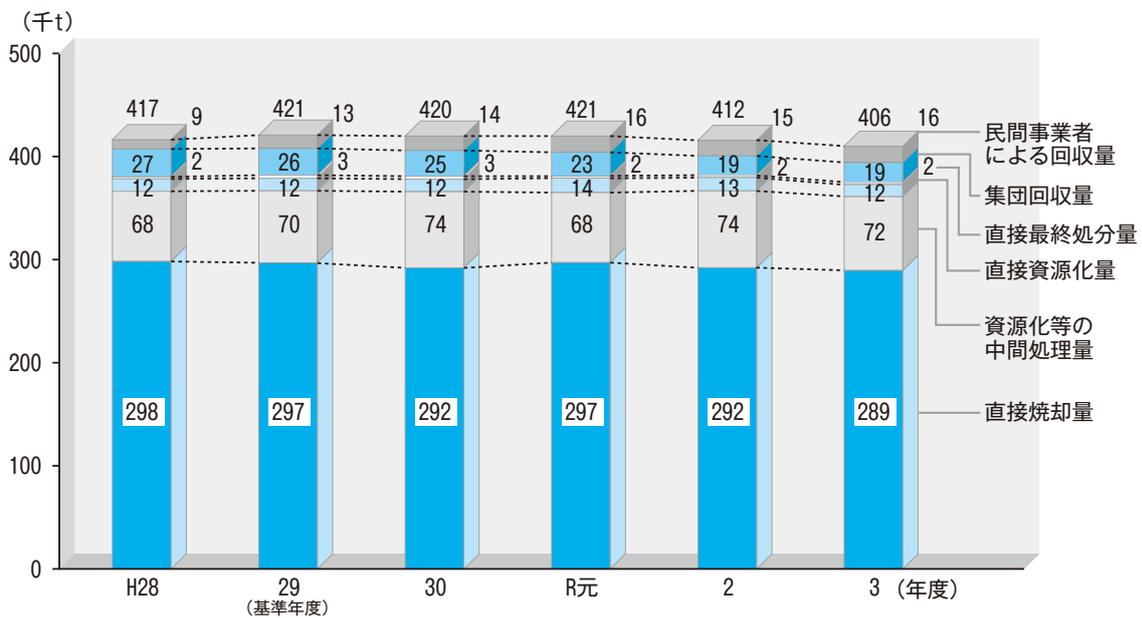
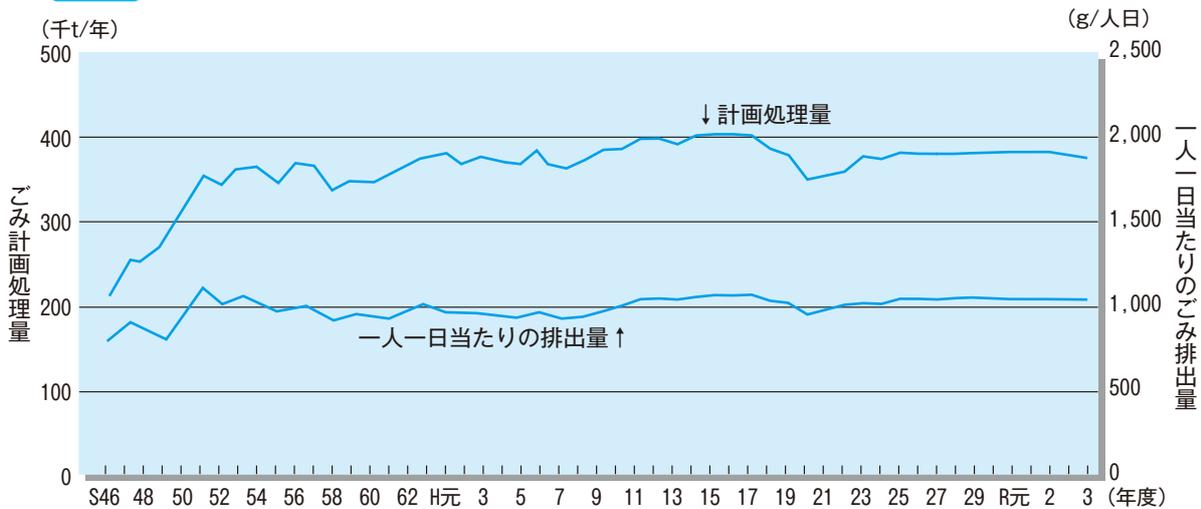


図2-2 ごみ計画処理量と一人一日当たりのごみ排出量の推移



このほか、原材料等に利用（マテリアルリサイクル）できない廃棄物については、エネルギーとしての利用（サーマルリサイクル）が図られており、本県では、ごみの焼却余熱を利用した発電（富山地区広域圏クリーンセンター20,000kW、高岡広域エコ・クリーンセンター4,600kW、クリーンピア射水1,470kW）や公共施設への温水の供給等が行われています。

② 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち産業廃棄物は法令で定められた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類であり、排出事業者処理責任が義務付けられています。県では、廃棄物処理計画（以下「とやま廃棄物プラン」という。）に基づき、排出抑制や減量化、循環的利用の促進、適正処理の推進を図るとともに、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を指導しています。

産業廃棄物の排出量（推計）は、図2-3のとおり、3年度は443万3千tであり、2年度に比べ66万3千t増加しています。種類別では、紙・パルプ

製造工場、浄水場等から発生する汚泥が全体の56.6%と最も多く、次がれき類の19.5%となっています。

また、産業廃棄物の処理状況は、図2-4のとおり、全体の56.4%が脱水や焼却等の中間処理によって減量化され、最終的には、39.5%が路盤材やセメント原料等に再生され、残りの4.1%が最終処分（埋立）されています。減量化・再生利用率は95.9%であり、循環利用率は37.4%となっています。

産業廃棄物排出量等の推移は、図2-5のとおりです。

公共工事に伴う建設系廃棄物については、国土交通省において建設リサイクル推進計画2020が策定され、その排出抑制、再利用の促進等が図られています。

再使用や再生利用ができない産業廃棄物は、一般的には脱水、焼却、破碎等の中間処理を経て、最終処分（埋立）されています。最終処分場は、埋め立てる産業廃棄物の種類に応じて、遮断型最終処分場、管理型最終処分場及び安定型最終処分場の3つに分類されており、本県では、管理型又は安定型最終処分場で埋立が行われています。

図2-3 産業廃棄物の排出状況（3年度）

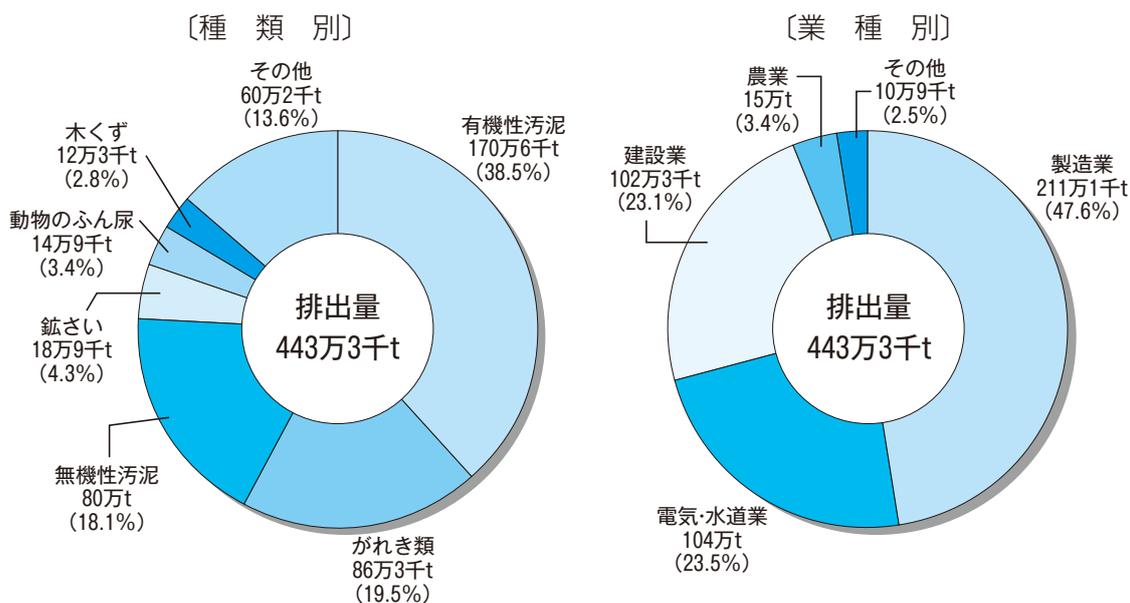


図2-4 産業廃棄物の処理状況（3年度）

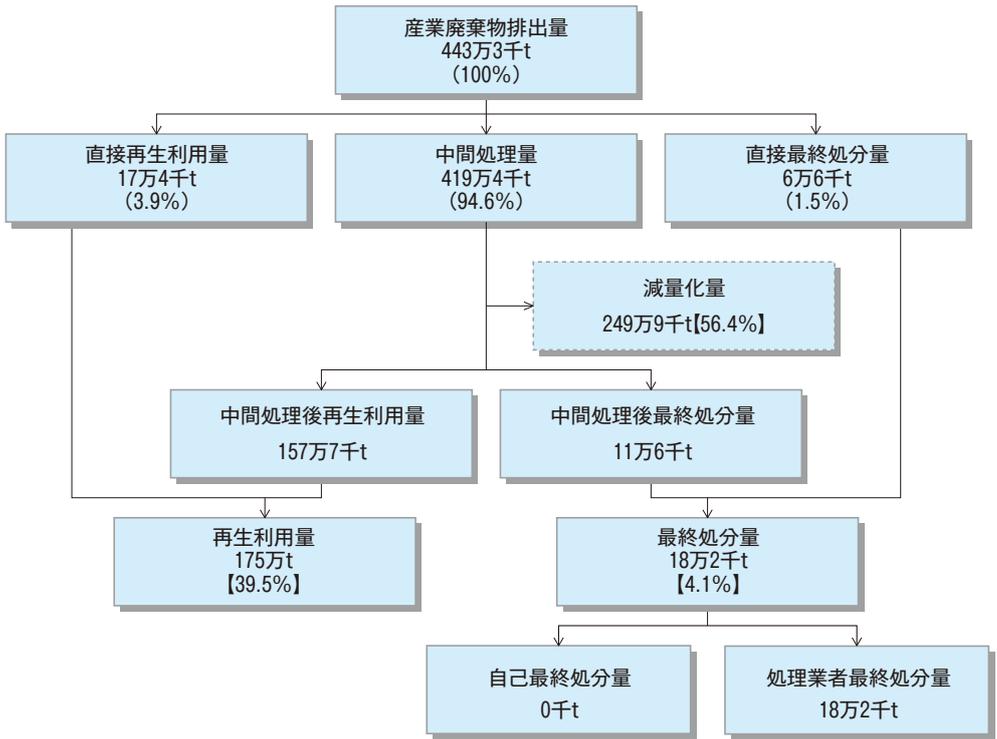
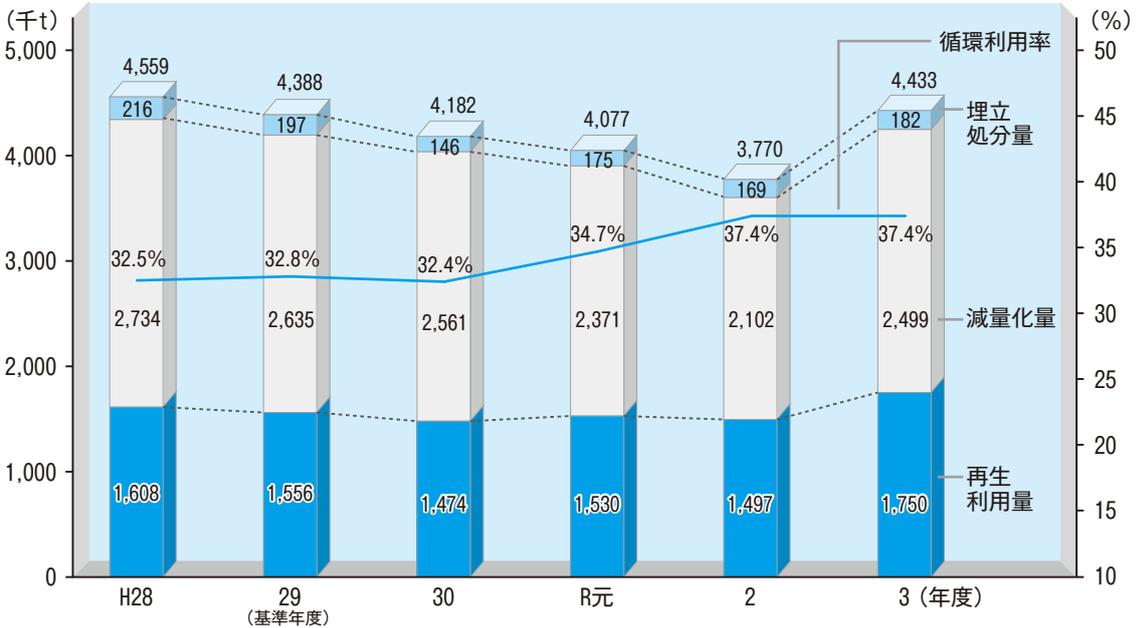


図2-5 産業廃棄物排出量等の推移



(2) 講じた施策

① とやま廃棄物プランの推進

廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、15年3月にとやま廃棄物プランを策定（24年3

月、28年9月に改定）しており、3年3月には、廃棄物の排出・処理の状況や新たな課題等を踏まえて改定しました。この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき国の基本方

針を踏まえて策定したものであり、一般廃棄物と産業廃棄物を対象として廃棄物の排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしています。この計画に基づき、県民総参加の活動を展開するなど、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を一層推進し、循環型社会の構築を図っています。

とやま廃棄物プランの概要は表2-2のとおりです。

② 一般廃棄物

ア とやま廃棄物プランの推進

とやま廃棄物プランに基づき、県民、事業者、行政が連携した廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進しました。

表2-2 とやま廃棄物プランの概要

趣 旨 位置づけ	①県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ②廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画																
計画期間	2021(令和3)～2025(令和7)年度の5年間																
目指す姿 と施策の 方向性	<p>●目指すべき循環型社会の姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆SDGsの達成に向けて、資源効率性の高い社会を構築 ☆デジタル技術や再生可能エネルギーを活用したより高度な循環型社会を形成 ☆感染症や災害の発生時にも廃棄物処理事業が継続される社会 <p>●計画の目標(2025(令和7)年度)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">〈一般廃棄物〉</td> <td colspan="2">〈産業廃棄物〉</td> </tr> <tr> <td>排 出 量</td> <td>374千 t 〔29年度比▲11%〕</td> <td>排 出 量</td> <td>4,228千 t 〔29年度比▲4%〕</td> </tr> <tr> <td>循環利用率</td> <td>28%に増加</td> <td>循環利用率</td> <td>36%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>32千 t 〔29年度比▲17%〕</td> <td>最終処分量</td> <td>138千 t 〔29年度比▲30%〕</td> </tr> </table>	〈一般廃棄物〉		〈産業廃棄物〉		排 出 量	374千 t 〔29年度比▲11%〕	排 出 量	4,228千 t 〔29年度比▲4%〕	循環利用率	28%に増加	循環利用率	36%に増加	最終処分量	32千 t 〔29年度比▲17%〕	最終処分量	138千 t 〔29年度比▲30%〕
〈一般廃棄物〉		〈産業廃棄物〉															
排 出 量	374千 t 〔29年度比▲11%〕	排 出 量	4,228千 t 〔29年度比▲4%〕														
循環利用率	28%に増加	循環利用率	36%に増加														
最終処分量	32千 t 〔29年度比▲17%〕	最終処分量	138千 t 〔29年度比▲30%〕														
施策の基 本的方向 性と推進 施策	<p>① 新たな課題の解決に向けた重点的取組み</p> <p>プラスチック類の資源循環の推進、食品ロス・食品廃棄物の削減、感染症対策・災害廃棄物対策の推進</p> <p>② 循環型社会の実現に向けた3Rの推進</p> <p>リユース等の普及拡大、資源回収の仕組みづくりなど</p> <p>③ 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進</p> <p>廃棄物処理体制の整備の推進、不適正処理防止対策など</p> <p>④ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進</p> <p>SDGs達成や3Rの視点を踏まえた環境教育の推進など</p> <p>⑤ 脱炭素社会づくりの推進と次世代環境産業の創出</p> <p>廃棄物処理施設の省エネ化や再生可能エネルギーの導入、IoT・AI技術等の活用など</p>																
計画の進 行管理	廃プラスチック類の最終処分量、エコ・ステーションの認定数、食品ロスの発生量などを加えた20項目の評価指標を設定し、進行管理を実施																

イ 食品ロス・食品廃棄物削減対策の推進

食品ロス削減推進計画に基づき、有識者や事業者・消費者の関係団体、行政からなる「食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議」を核として、「3015運動」など県民総参加の食品ロス等削減運動を展開しました。なかでも、食品ロス削減月間である10月に、集中的な普及啓発を実施しました。

また、未利用食品を福祉団体等へ寄付するフードバンク活動やフードドライブの定着・拡大に向け、実施団体等と食品提供先とのマッチングを支援するとともに、高校生を対象にした出前講座やアイデアコンテストを実施しました。家庭で余った食品を持ち寄っておいしい料理に変身させるサルベージ・パーティーについても、講師（サルベージ・サポーター）と開催希望団体とのマッチングを実施しました。

さらに、商慣習の見直しに向けて、専門部会において検討を進めるとともに、宣言事業者の募集、事業者向け研修会の実施、消費者に対する期限間近商品の優先購入の啓発などを実施しました。

このほか、食品事業者と畜産農家との需給マッチングによるエコフィードの利用拡大を図るほか、酒粕を給与した「とやま和牛」のブランド化を推進しました。

ウ プラスチックごみ対策の推進

ノートレイ（ばら売り・袋売り等）やエコトレイ（バイオマスプラスチックトレイ・リサイクルトレイ等）導入促進等の普及啓発活動を実施するとともに、県内排出の廃プラスチック類やバイオマス資源を活用した新たなプラスチック製品の検討・試作を実施しました。

③ 産業廃棄物

ア とやま廃棄物プランの推進

事業者による産業廃棄物の計画的な排出抑制及び循環的利用の取組みや適正処理を進めるため、とやま廃棄物プラン等に基づき各種施策を推進するとともに、排出量の抑制等の目標の達成に向けて、関係者への周知徹底、普及啓発を行ったほか、中間処理施設の計画的な整備を指導しました。

イ 法令等に基づく規制の概要

廃棄物処理法は、廃棄物の適正な処理等について必要な事項を定めることにより、生活環境の保全等を図ることを目的としています。最終処分場のひっ迫、不法投棄問題等に適切に対応するため、これまで数次の改正が行われ、不法投棄の未然防止、リサイクルの促進等の措置の強化が行われています。

4年度末における産業廃棄物処理業の許可状況は、表2-3のとおりです。

また、産業廃棄物処理施設の許可は、木くずやがれき類の破砕施設が211施設、汚泥の脱水施設が73施設、安定型最終処分場が9施設、管理型最終処分場が15施設等となっています。

ウ 多量排出事業者の指導等

産業廃棄物の年間発生量が1,000 t以上（特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上）の多量排出事業者に対して、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書の作成や実施状況報告書の提出を指導しました。

なお、計画書等は、廃棄物処理法に基づき、県のウェブサイトで公開し、事業者の自主的な取組みの推進を図りました。

表2-3 産業廃棄物処理業の許可状況

(5年3月31日現在)

許可区分	収集及び運搬	中間処理	最終処分	中間処理及び最終処分	計
産業廃棄物	1,851	134	3	4	1,992
	112	71	2	2	187
特別管理産業廃棄物	251	6	0	0	257
	51	2	0	1	54

注 上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数です。

エ 建設系廃棄物対策の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、届出等の審査やパトロール等を通じて、工事受注者（法に基づく登録を受けた者）に対して適正な分別解体、再資源化の実施に関する指導や助言を行いました。

オ 農業系廃棄物対策の推進

富山県適正農業規範（とやまGAP規範）の実践を通じて、農業用廃プラスチックや廃農薬など、使用済農業用資材の適正処理を推進しました。

カ 下水汚泥処理の推進

下水汚泥処理基本計画に基づき、下水汚泥の有効利用や安定的、効率的な汚泥処理の推進に努めました。

④ リサイクルの推進

ア 分別収集促進計画の推進

容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、元年8月に策定した第9期分別収集促進計画に基づき、消費者（県民）、市町村、事業者がそれぞれの役割を分担し、資源の有効利用を進めるよう分別排出についての普及啓発を行いました。

また、4年8月には、5～9年度を計画期間とする第10期分別収集促進計画を策定しました。

第10期分別収集促進計画の概要は、表2-4のとおりです。

イ 使用済小型家電リサイクルの推進

使用済小型家電を回収し、民間事業者が高度なリサイクル処理を行う富山型リサイクル体制の構築に向け、市町村による常設回収ステーションの設置を支援し、25年10月には、県内全域で使用済小型家電の回収体制が整備されました。この取組みがモデルとなって、25年4月に小型家電リサイクル法が施行され、全国的な取組みに拡大しました。4年度は14市町村で回収が実施されました。

表2-4 第10期分別収集促進計画の概要

趣旨	容器包装リサイクル法第9条の規定により、本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量等を示すとともに、分別収集の促進のために本県が行う施策を明らかにするもの					
計画期間	令和5～9年度の5年間					
容器包装廃棄物の排出見込量	〔単位：t〕					
	区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	容器包装廃棄物	63,708.4	63,247.2	62,873.5	62,347.4	61,978.3
容器包装廃棄物の分別収集見込量	区 分	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	無色のガラス製容器	1,709.6	1,694.7	1,684.4	1,674.1	1,661.5
	茶色のガラス製容器	1,765.6	1,754.9	1,746.0	1,733.1	1,722.7
	その他のガラス製容器	917.8	912.9	908.1	903.9	898.2
	その他紙製容器包装	1,592.6	1,585.4	1,583.5	1,575.1	1,568.2
	P E T ボ ト ル	1,437.3	1,443.4	1,448.5	1,453.2	1,457.6
	その他プラスチック製容器包装	5,344.6	5,343.9	5,335.9	5,321.3	5,314.0
	うち白色トレイ	38.2	40.1	42.1	40.0	42.1
	スチール製容器包装	309.2	307.8	304.2	301.3	298.6
	アルミニウム製容器包装	808.6	808.5	809.8	810.3	808.3
	飲料用紙製容器	97.1	96.7	97.2	97.8	97.4
	段ボール製容器包装	5,808.6	5,804.2	5,798.4	5,790.3	5,777.4
	合 計	19,791.0	19,752.4	19,716.0	19,660.4	19,603.9
分別収集の促進のための施策	<p>①容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及</p> <p>②市町村相互間の情報の交換の促進</p> <p>③計画の進行管理</p> <p>④その他の排出の抑制や分別収集の促進に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設整備の促進 ・ 効果的な分別区分及び効率的な収集方法等への技術的支援 ・ 拠点回収及び集団回収の促進 ・ 事業者による容器包装の排出抑制、資源回収の促進 ・ プラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化の促進 ・ 行政の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行 					

2 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備

(1) 現況

① 一般廃棄物

県では、適正処理を確保するため、処理施設の計画的な整備等について技術的な助言を行っています。

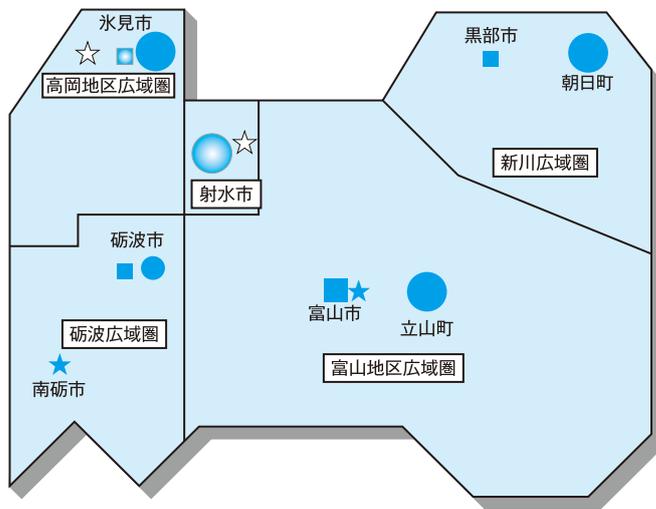
5年度当初におけるごみ処理施設及びごみ最終処分場の整備状況は、図2-6及び図2-7のとおりです。

県内10施設の最終処分場の埋立残余

容量（4年度末）は440千 m^3 であり、4年度の埋立量18千 m^3 から推定すると残余期間は24.4年間と、全国の23.5年間（3年度末）を上回っています。

また、し尿処理施設の整備状況は、図2-8のとおりであり、県内全体における1日当たりのし尿の平均収集量286kLに対して、処理能力は467kLとなっています。

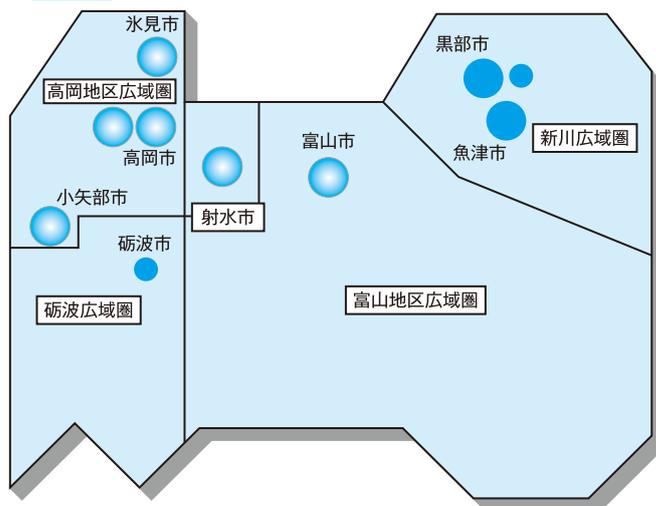
図2-6 ごみ処理施設の整備状況



(5年4月1日現在)

ごみ焼却施設 5施設 (処理能力1,467t/日)	粗大ごみ処理施設 4施設 (処理能力139t/日)	廃棄物再生利用施設 4施設 (処理能力73.3t/日)
● 広域圏 4施設 ● 市町村 1施設	■ 広域圏 3施設 ■ 市町村 1施設	★ 広域圏 2施設 ☆ 市町村 2施設
○ 100t/日 以上 ○ 50~100t/日 ○ 50t/日 未満	□ 75t/日 以上 □ 50~75t/日 □ 50t/日 未満	

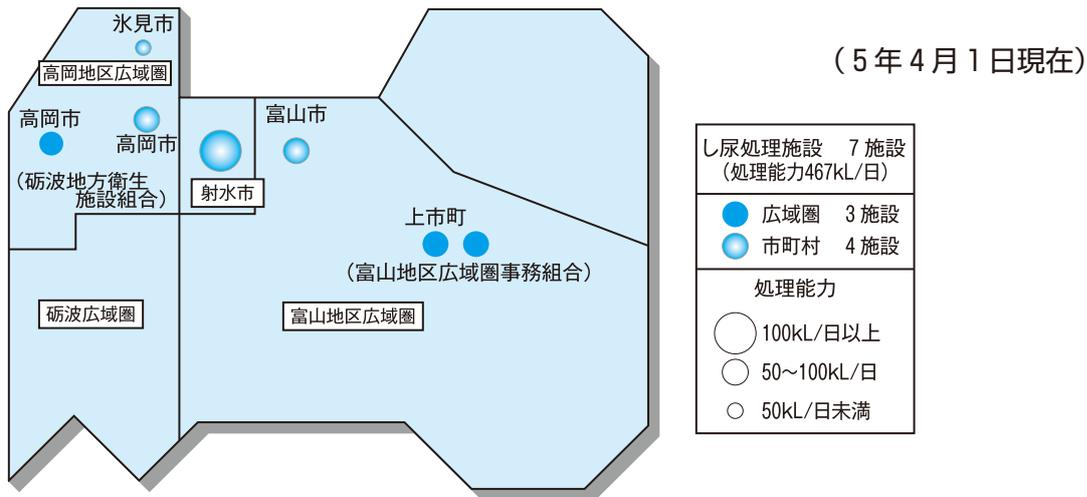
図2-7 ごみ最終処分場の整備状況



(5年4月1日現在)

ごみ最終処分場10施設 (埋立容量2,025千 m^3)
● 広域圏 4施設 ● 市町村 6施設
埋立地容量
○ 100千 m^3 以上 ○ 10~100千 m^3 ○ 10千 m^3 未満

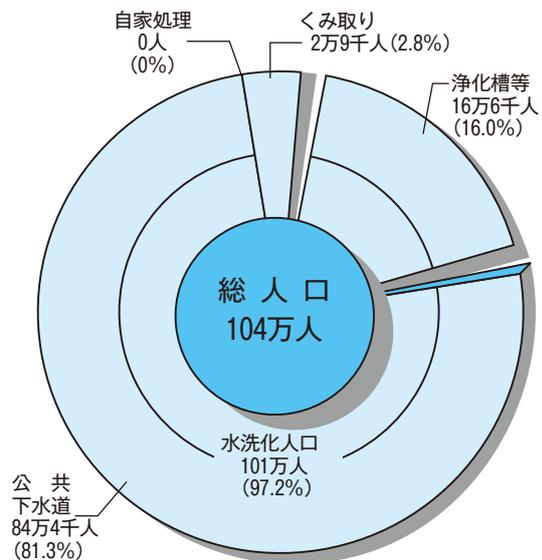
図2-8 し尿処理施設の整備状況



し尿については、水洗化人口が増加しており、総人口に占める割合は3年10月1日現在では、公共下水道人口は81.3%、浄化槽等人口は16.0%で、これに計画収集人口を加えた衛生処理人口は100%となっています。

し尿の処理人口とし尿の処理状況の推移は、図2-9及び図2-10のとおりです。

図2-9 し尿の処理人口（3年度）



② 産業廃棄物

県では、産業廃棄物の保管、収集・運搬、中間処理及び最終処分までの各段階において適正な管理が行われるよう、排出事業者や処理業者に対する監視、指導を行っているほか、関係事業者等を対象に廃棄物処理法の改正等について講習会等を開催しています。

また、県外から産業廃棄物を搬入し、県内で処理する場合には、産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、事前協議を行うよう事業者を指導しています。

さらに、不法投棄防止対策の一環として、関係機関と連携し、産業廃棄物不法投棄の監視パトロール等を実施しています。

特別管理産業廃棄物である廃PCB等（PCBを含む変圧器やコンデンサー、安定器等）については、13年7

月に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）により、保管又は使用中の事業所に届出と処分されるまでの間の保管が義務付けられており、適正保管されるよう監視・指導しています。PCB特別措置法に基づく県内の届出事業所数は694事業所（3年度末現在）となっています。

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を受けて県のポリ塩化ビフェ

図2-10 し尿の処理状況の推移



ニル廃棄物処理計画を策定し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進しています。この計画に沿って、高圧トランス・コンデンサ等は、北海道室蘭市の中間貯蔵・環境安全事業(株)で、北海道など関係道県で構成する広域協議会と調整を図りながら、20年11月から処理に取り組んでいます。

また、低濃度PCB廃棄物等は、廃棄物処理法に基づく環境大臣の認定を受けた施設（無害化処理認定施設）等において処理が進められています。

(2) 講じた施策

① 一般廃棄物

ア 適正処理対策

一般廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理計画の策定や処理による生活環境への支障の防止等について、市町村等に対して技術的な助言を行いました。

イ ダイオキシン類対策

ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類を削減するため、施設の

適切な維持管理等について、市町村等に助言するとともに、県民の協力のもとに、ごみの分別収集の推進を図りました。

ごみ焼却施設の整備状況は表2-5のとおりです。

4年度における県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）から排出されたダイオキシン類の年間排出総量は、0.02g - TEQとなっています。

また、県内5施設のごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度を調査したところ、表2-6のとおり、0.22 ng - TEQ/m³ N以下であり、すべての施設で規制基準値を下回っていました。

ウ ごみ処理施設等の整備

県では、ごみ処理施設の計画的な整備や適切な維持管理、合理的なし尿処理体制の整備等について、市町村等に助言を行いました。

表2-5 ごみ焼却施設の整備状況 (5年4月1日現在)

施設名称	焼却方式	処理能力	発電能力
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	全連続	810 t /24時間	20,000kW
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	全連続	255 t /24時間	4,600kW
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	准連続	174 t /16時間	—
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	全連続	90 t /24時間	—
射水市クリーンピア射水	全連続	138 t /24時間	1,470kW

表2-6 ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果 (4年度)

施設名称	排出濃度(ng-TEQ/m ³ N)	基準値(ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	0.000031~0.0007	1
新川広域圏事務組合エコぽ〜と	0.014~0.22	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.0023~0.0088	5
射水市クリーンピア射水	0.0036~0.0076	5

注 NDとは、検出限界値未満です。

エ 浄化槽の適正な維持管理

(公社)富山県浄化槽協会と連携し、法定検査の受検率向上に向けた対策として、浄化槽保守点検業者の浄化槽管理士を採水員に指定し法定検査の一部を実施する「指定採水員制度」や、保守点検、清掃及び法定検査の契約窓口を一本化する「浄化槽一括契約制度」の導入促進を図りました。

また、浄化槽管理士の義務研修を開催するとともに、生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽からし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を促進するため、早期転換に関するチラシにより啓発しました。

オ 災害廃棄物対策の推進

地震等の大規模な災害の発生時に、災害廃棄物の処理等を適正

かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業資源循環協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築しています。

また、地震などの災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた県の災害廃棄物処理計画については、30年2月の県地域防災計画〈地震・津波災害編〉の修正や31年3月の県災害時支援計画の策定、元年10月の台風19号に伴う災害廃棄物の広域処理の支援を行ったことを踏まえて、2年3月に改定しています。

災害廃棄物処理計画の概要は、図2-11のとおりです。

4年度は、適切かつ迅速な災害廃棄物の処理・リサイクルにつなげるため、市町村、民間業者と連携して災害廃棄物処理に係る初動対応や仮

置場の設置・運営訓練を実施しました。

図2-11 災害廃棄物処理計画の概要

総則

○計画の対象

災害：地域防災計画で想定する地震*・津波、災害対策本部の設置が想定される風水害（※呉羽山断層帯地震、跡津川断層地震、法林寺断層地震などを想定）
廃棄物：災害廃棄物、避難所・生活ごみ、仮設トイレ等のし尿

○県の役割

市町村等が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援や助言（廃棄物処理に関する一連の業務についての調整機能を担う）

○処理完了目標

災害発生から概ね3年以内（具体的には被災状況等を考慮して設定）

○その他

- ・ 発災後、被災状況を踏まえ県災害廃棄物処理実行計画を作成
- ・ 訓練等で実効性を高めるほか、必要に応じて計画を改定

災害廃棄物対策

1 平時の備え（体制整備等）

- ・ 組織体制・指揮命令系統、情報収集・連絡体制の整備
- ・ 市町村・民間事業者・近隣他県等との協力・支援体制の検討
- ・ 廃棄物発生量・処理可能量の推計、訓練等の実施

2 災害応急対応

〔初動期：発災後数日間〕

- ・ 組織体制の整備、連絡手段の確保、被害情報の収集
- ・ 広域的な協力体制の確保、周辺市町村・民間事業者等との連絡調整

〔応急対応の前半：～3週間程度〕

- ・ 仮設トイレ不足分、し尿収集の支援要請
- ・ 有害・腐敗性廃棄物処理の助言・調整
- ・ 市町村による災害廃棄物の発生量等の推計を支援
- ・ 倒壊の危険のある建物の解体等について民間事業者等と調整

〔応急対応の後半：～3か月程度〕

- ・ 被災市町村以外の仮置場候補地の情報を被災市町村に提供

3 災害復旧・復興等〔発災～3年程度〕

- ・ 広域処理時の受入や派遣の調整
- ・ 被災処理施設の修繕、災害廃棄物処理に係る補助金の手続きを支援
- ・ 進捗状況の管理、処理体制見直しの支援

② 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の監視指導

県では、必要に応じて市町村とも連携して産業廃棄物処理業者及び排出事業者延べ51事業所に対して監視を行い、そのうち、10事業所に対して改善を指導しました。

監視指導状況は表2-7のとおりです。

イ 適正処理の啓発

廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理を委託する際には、マニフェストを使用し、その使用の状況を報告することが義務付けられていることから、(一社)富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会等を通じて普及啓発に努めました。

なお、国が普及を進めている電子マニフェストについては、偽造を防止でき、交付状況等の報告が不要になるなどのメリットがあることから、あわせて普及啓発に努めました。

このほか、県、市町村、警察本部、伏木海上保安部等関係機関からなる不法処理防止連絡協議会を設置し、情報交換を行うとともに、事業者への指導、各種講習会、ポスターやパンフレットの作成・配布により適正処理の啓発を図りました。

ウ 不法投棄等の防止対策の推進

不法投棄の防止に向けて、県の不法投棄監視員による年間を通じたパトロールを実施するとともに、市町村、猟友会、伏木海上保安部等と連携した広域的パトロールや広報活動、

県境(富山・石川)における広域的パトロールを実施しました。

県では、常勤の産業廃棄物監視指導員2名によるパトロール(延べ135回)を実施し、一般廃棄物も含め14件の不法投棄等の事案を発見するとともに、原状回復に努めたほか、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施しました。

また、10月の「不法投棄防止月間」には、関係機関と連携した一斉パトロールや産業廃棄物運搬車両を対象とした路上検問を実施したほか、「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結している中日本高速道路(株)からの情報提供に基づく早期撤去など、不法投棄等の未然防止、早期発見に努めました。

さらに、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行ったほか、河川敷など不法投棄が多く見られる場所をモデル地域に設定し、市町村と連携した重点パトロールを実施するとともに、河川周辺で農耕者に対して園芸用プラスチックの適正管理・処理の呼びかけを実施しました。

野外焼却の防止に向けては、春と秋の年2回重点監視期間を設定し、県内全域で関係団体が連携した監視パトロールや県民への広報活動を展開しました。

このほか、農業用の用排水路やため池へのごみ投棄防止等と呼びかけるため、標語及びポスターを募集す

表2-7 産業廃棄物の監視・指導状況(4年度)

区分	産業廃棄物処理業者の事業所			排出事業所	合計	
	収集及び運搬	中間処理	最終処分			
立入調査数	47	4	29	14	4	51
指導件数	8	0	5	3	2	10

るとともに、入賞作品を取り入れたカレンダーを作成し広く配布しました。

エ 産業廃棄物適正処理指導要綱の運用

産業廃棄物処理施設の設置や県外から産業廃棄物を県内に搬入する際の事前協議等を定めた産業廃棄物適正処理指導要綱により、県内の産業廃棄物の適正な処理の確保を図っています。

この要綱に基づき、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場等の設置に当たっては、住民等の理解と協力を得て事業を円滑に進める観点から、生活環境影響調査内容の事前協議、住民説明会の開催、生活環境の保全に関する協定の締結及び生活環境の保全を図るための必要な措置を講ずるよう指導しています。

また、県外からの産業廃棄物の搬入に当たっては、事前協議により、県内の処理体制に影響を及ぼさないよう事業者を指導しており、県では、4年度に206件の事前協議を行いました。特に、搬入量の多い事業者や埋立処分のために搬入する事業者を重点的に指導しました。

オ 公共関与による処理施設の整備

公共関与による産業廃棄物の処理施設の整備については、①本県の最

終処分場は残余年数から当面十分な処理能力を有していると考えられること、②廃棄物の減量・リサイクルの一層の進展が見込まれることなどから、現時点の必要性は低い状況ですが、廃棄物の発生・処理の動向、最終処分場の残余年数等を考慮しながら、引き続き検討を進めていくこととしています。

カ 水銀廃棄物の適正処理の推進

ウェブサイトによる水銀使用製品産業廃棄物等の適正処理の啓発を行うとともに、家庭から出る水銀使用廃製品（蛍光管や水銀体温計等）の市町村における適正処理を促進しました。

キ PCB廃棄物の適正処理の推進

高濃度PCB含有コンデンサの計画的処理完了期限までの処理を指導するとともに、高濃度PCB含有安定器の処理期限が迫っていることを踏まえ、未処理事業者への立入検査等を通じて、処理期限内の確実かつ適正な処理の徹底を周知しました。富山県内のPCB廃棄物の処理期限は、表2-8のとおりです。

また、低濃度PCB廃棄物については、民間の無害化処理認定施設での処理を推進しました。

表2-8 富山県内のPCB廃棄物の処理期限

区 分		処理期限
高濃度PCB廃棄物	変圧器・コンデンサー	2022(令和4)年3月31日
	安定器	2023(令和5)年3月31日
低濃度PCB廃棄物		2027(令和9)年3月31日

注1 県内分は中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)北海道事業所で処理

注2 高濃度PCB廃棄物の処理期限が1年前倒しされたことを踏まえ、H30年1月に県内の処理期限も1年前倒しました。(低濃度PCB廃棄物は従来どおり。)

3 循環型社会を目指す地域づくりの推進

(1) 現況

ごみの減量化や再生利用、廃棄物の適正処理などの取組みを進めるには、県民、関係団体、事業者との連携が不可欠です。

県では、本県の地域性や排出・処理の実態を踏まえ、各主体が連携・協働した循環型社会を目指す地域づくりを推進しています。

(2) 講じた施策

ア 事業者と連携したプラスチックごみ対策の推進

県内の事業者と連携して、プラスチック製の食品トレイの転換等を推進するとともに、県内排出の廃プラスチック類やバイオマス資源を活用した新たなプラスチック製品の検討・試作を実施しました。

イ 剪定枝など木質系廃棄物のリサイクルの推進

剪定枝の堆肥化や木くずの固形燃料化など木質系廃棄物のリサイクルの推進について検討しました。

また、散居景観の保全のため、砺波市または南砺市と協定を締結した地区に対して、屋敷林の枝打ちにより発生する剪定枝のリサイクル費用を支援しました。

ウ 事業者と連携した不法投棄防止対策の推進

県内の事業者と連携して、通常業務において不法投棄の監視に協力する「とやま不法投棄監視パートナー」を募集し、登録を実施しました。

エ 各主体の連携・協働による3Rの取組みの推進

県民、事業者、報道機関、行政等で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、ごみを極力出さないエコライフの普及啓発等を実施するとともに、イベント「エコフェスとやま」において、ごみゼロ・リサイクルの推進に関する活動に取り組む団体を表彰しました。

4 次世代環境産業の創出

(1) 現況

循環型社会づくりに向けて、排出事業者が自らの判断により、優良で信頼できる廃棄物処理業者を選定できるよう、優良な廃棄物処理業者の育成が求められています。

また、従来の3Rの取組みを進めながら、サーキュラーエコノミーへの移行を目指し、事業者のビジネス戦略としての資源循環の取組みを促進する必要があります。

このため、県では、次世代環境産業の創出や事業者の育成に向けた取組みを推進しています。

(2) 講じた施策

ア 優良産業廃棄物処理業者の認定

遵法性や事業の透明性が高く、財務内容が安定するなど、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした産業廃棄物処理業者を認定する「優良産廃業者認定制度」の普及を図るため、(一社)富山県産業資源循環協会と連携し、各種講習会等を通じて普及啓発に努めました。

イ 事業者への支援

中小企業による廃棄物の資源化・再生利用施設の整備などの取組みに対して低利融資を実施するなど、その支援に努めています。

ウ リサイクル認定制度の推進

リサイクル製品の製造・販売や廃棄物の減量化・リサイクル等の取組みの拡大を推進するため、14年度に創設したリサイクル認定制度により、「リサイクル製品」、「エコ事業所」、「エコ・ステーション(元年度追加)」の3つの区分について公募を行い、認定検討会における書類審査や現地調査等を踏まえ認定を行いました。

4年度末における認定状況は、表2-9のとおり、リサイクル製品が49製品、エコ事業所が14事業所、エコ・ステーションが83回収拠点となっています。

また、この制度や製品等を紹介するため、専用ホームページやパンフレット等による広報を行いました。

さらに、認定リサイクル製品の公共事業での利用促進を図るため、「公共工事におけるリサイクル製品利用推進部会」において、製品の優先的な利用を図りました。

表2-9 産業廃棄物の監視指導状況

区分	リサイクル製品	エコ事業所	エコ・ステーション
元年度	—	5(4)	66(63)
2年度	18(16)	7	7
3年度	18	3	2
4年度	15	0	11
計	51(49)	15(14)	86(83)

注 () は取下げや廃止されたものを除いた現在の認定数です。



リサイクル認定マーク

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表2 - 10のとおりです。

表2-10 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
一般廃棄物循環利用率 一般廃棄物排出量に対する循環利用量の割合	25.6% 2016年度 (H28)	25.2% 2021年度 (R3)	28%以上
産業廃棄物循環利用率 産業廃棄物排出量に対する循環利用量の割合	32.5% 2016年度 (H28)	37.4% 2021年度 (R3)	36%以上
廃棄物エネルギー導入・低炭素化施設数 廃棄物由来の熱回収施設及び燃料（ペレット等）製造施設の数	25施設 2014年度 (H26)	27施設 2022年度 (R4)	30施設
リサイクル認定制度に基づく認定製品数 富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品等の数	62製品 2017年度 (H29)	49製品 2022年度 (R4)	65製品
産業廃棄物優良認定業者数 優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定業者の数	収集運搬業者 7 処分業者 11 2017年度 (H29)	収集運搬業者 14 処分業者 17 2022年度 (R4)	収集運搬業者 20 処分業者 20
プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量 第9期富山県分別収集促進計画（R2～R6）に定める市町村が行う分別収集量	5,108t 2016年度 (H28)	5,501t 2021年度 (R3)	4,937t (R6)
廃プラスチック類の最終処分率 再資源化が行われずに最終処分される産業廃棄物の廃プラスチック類の割合	29.6% 2016年度 (H28)	35.7% 2021年度 (R3)	29%以下

第 3 節 自然環境の保全



立山連峰や富山湾、さらに四季折々で美しい変化を見せる身近な自然など、本県の豊かな自然環境は県民の誇りであり、この自然環境を将来の世代に継承する必要があります。

一方、私たち人間の社会経済活動は、時として自然の持つ復元力を超えるようなレ

ベルにまで至り、生態系を脅かしつつあります。

このため、様々な自然とのふれあいの場や機会の確保を図り、県民一人ひとりが自然に対する理解を深めるとともに、自然環境保全活動を推進し、生物多様性の確保や人と野生鳥獣との共生を図ります。

1 自然保護思想の普及・啓発

(1) 現況

本県は、東に日本を代表する立山連峰、南に飛騨山地に続く山々、中央から西にかけては丘陵地があり、北は富山湾に面しています。また、これらの山々を源として流れ出す河川によりつくり出された扇状地によって富山平野が形づくられています。

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国においては、自然公園法に基づき、中部山岳国立公園、白山国立公園及び能登半島国立公園の3地域を指定しています。また、県においては、県立自然公園条例に

基づき、朝日、有峰、五箇山、白木水無、医王山及び僧ヶ岳の6地域を県立自然公園に指定しています。

これら自然公園の概要は表3-1のとおりであり、その面積は県土の29.6%を占めています。

また、県では、自然環境保全条例に基づき、すぐれた天然林や貴重な野生生物の保護を目的とした自然環境保全地域11地域を指定しており、その概要は表3-2のとおりです。

地域の特性に応じた自然を保全しながら、多様な自然とのふれあいの場を確保していくためには、自然保護に関する施

表3-1 自然公園の概要

区分	名称	面積 [ha]	うち特別地域*	指定年月日
国立公園	中部山岳	76,431	73,837*	昭和9年12月4日
	白山	2,742	2,742*	昭和37年11月12日
	小計	79,173	76,579*	
国定公園	能登半島	1,005	964*	昭和43年5月1日
県立自然公園	朝日	9,623	9,355	昭和48年3月13日
	有峰	11,600	11,600	//
	五箇山	3,856	3,275	//
	白木水無	11,554	6,473	昭和49年3月30日
	医王山	2,943	1,548	昭和50年2月22日
	僧ヶ岳	5,800	3,467	平成23年9月8日
	小計	45,376	35,718	
合計		125,554	113,261*	

注 *は特別保護地区を含みます。

表3-2 自然環境保全地域の概要

名称(所在地)	面積[ha]	指定年月日(昭和)	主な保全対象
沢杉(入善町)	2.67 (2.67*)	48年10月20日	黒部川末端扇状地の伏流水とサワスギ等の植生
縄ヶ池・若杉(南砺市)	315.70	//	山地帯における池沼湿原のミズバショウ及びブナ、ミズナラの天然林
愛本(黒部市)	11.78 (1.89*)	51年6月1日	黒部川扇頂部の地形とウラジロガシ林
東福寺(滑川市)	71.55	//	河岸段丘等の地形と安山岩で形成された節理の露頭
神通峡(富山市)	152.68 (45.04*)	//	神通川のV字峡谷とウラジロガシ、アカシデ林
深谷(富山市)	8.48 (1.75*/* ²)	53年7月11日	オオミズゴケ、モウセンゴケ等の湿性植物の群生地とハッコウトクボの生息地
山の神(南砺市)	12.50 (12.50*)	54年8月7日	ブナ、ミズナラの天然林
池の尻(魚津市)	1.36 (1.36*)	56年1月17日	県内最大のミズバショウの純群落とモリアオガエル、クロサンショウウオの繁殖地
日尾御前(富山市)	34.94 (34.94*)	56年11月26日	安山岩質凝灰岩の特異な地形とすぐれた天然林
常楽寺(富山市)	10.99 (0.70*)	61年7月9日	低山丘陵地帯にあるウラジロガシの天然林
谷内谷(南砺市)	1.13 (0.19*/* ²)	//	低山帯におけるオオミズゴケを中心とする湿性植物の群生地
計	623.78 (101.04*) (1.94* ²)		

注 () 内の*付きの数値は特別地区、*²付きの数値は野生動植物保護地区の面積(内数)です。

策を積極的に展開する必要があります。
 このため、昭和49年度に全国に先駆けて発足させたナチュラリスト(4年度末:延べ1,023人)による自然解説のほか、自然公園指導員(同:37人)、自然保護指導員(同:18人)、鳥獣保護管理協力員(同:44人)の活動により、自然保護思想の普及啓発を積極的に図っています。
 また、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間等において、広く県民が参加できる自然観察会や探鳥会を毎年開催しています。
 さらに、青少年期から自然保護に関する意識の向上を図るとともに、将来のす

ぐれたナチュラリスト育成を目指して、12年度からジュニアナチュラリスト(同:469人)の養成を進めており、ナチュラリストとあわせた計画的な養成に努めています。

(2) 講じた施策

ア ナチュラリスト等による普及啓発

自然公園を訪れた人々に、より一層自然への理解を深めてもらうとともに、訪れる利用者によって、すぐれた自然環境が損なわれないよう、ナチュラリスト、自然公園指導員等の活動を通じて自然環境保全のための知識とモラル

やマナーについて普及啓発を行いました。

イ ナチュラリストの養成

ジュニアナチュラリスト・ナチュラリスト連携事業の実施など、活動に対する支援を実施しました。

また、近年、立山黒部地域への外国人観光客が増加していることから、外国人観光客に対応できるナチュラリストを配置しました。

ウ 鳥獣保護管理協力員等の配置

鳥獣保護管理協力員を県内に配置し、鳥獣保護管理の実施と啓発を図りました。

エ 野鳥愛護の普及啓発

5月10日からの愛鳥週間に開催する各種行事により、野鳥愛護の普及啓発を図りました。

オ 法令等による規制

国立公園、国定公園又は県立自然公園については、自然公園法又は県立自然公園条例に基づき、公園の風致を維持するための特別保護地区や特別地域を指定し、その地域内における工作物の新築等を制限しています。

また、自然環境保全地域については、自然環境保全条例に基づき、特別地区9地区を指定し、その地区内における工作物の新築等を制限しています。さらに、特別地区内のうち、野生動植物保護地区に指定された地区内においては、保護すべき野生動植物種又は卵の捕獲又は採取が禁止されています。

カ 自然環境の各種調査の実施

環境省が主体となって、全国の植生や動植物の分布、海岸や河川、湖沼の改変状況等を調査する自然環境保全基礎調査を実施しています。

コラム

ナチュラリスト養成講座を開催しました！

県では、自然保全の取組みや自然環境への理解を図ることを目的として、ナチュラリストを配置し立山室堂地区をはじめ弥陀ヶ原地区、称名地区、自然博物館ねいの里、県民公園頼成の森において自然解説活動を行っています。

令和5年度は、3年に一度のナチュラリスト養成講座を開催し、「県の動植物」、「里山の保全」、「立山の自然や歴史」、「生物多様性」等の講義や立山等での現地研修を行い、新たに67名のナチュラリストを養成しました。今後、県内各地で活動いただくこととなります。

今後も安全・安心な解説活動に努めながら、県民や国内外から訪れる観光客に富山県の自然のすばらしさを伝え、自然保護思想の一層の普及を図ります。



ナチュラリスト養成講座講義



富山湾を一望しながらの弥陀ヶ原現地研修

2 自然とのふれあい創出

(1) 現況

① 人と自然との豊かなふれあい

国立公園、国定公園等の自然公園においては、すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、歩道や公衆トイレ等の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行っています。

県では、本県のすぐれた自然の風景地を県立自然公園として6か所を指定するとともに良好な自然環境を適正に保全するため、11地域の自然環境保全地域を指定しており、これらの地域をできるだけ自然のままの姿で保護し、後世に伝えていくよう努めているほか、里地里山など中間域のすぐれた風景地等17か所を県定公園に指定し、関係市

町村が歩道や広場等の整備を進め、管理しています。

県内の自然公園等の現況は図3-1、県定公園の概要は表3-3のとおりです。

また、県民公園自然博物館「ねいの里」や県民公園野鳥の園でも、自然とふれあうための施設が整備されています。

県民公園は、置県百年を記念して、県民の誰もが利用できる総合レクリエーションの場として整備されたもので、表3-4のとおり、都市公園である新港の森及び太閤山ランド並びに自然風致公園である頼成の森、自然博物館「ねいの里」及び野鳥の園があります。

また、都市公園は、都市と緑のオー

図3-1 自然公園等の現況

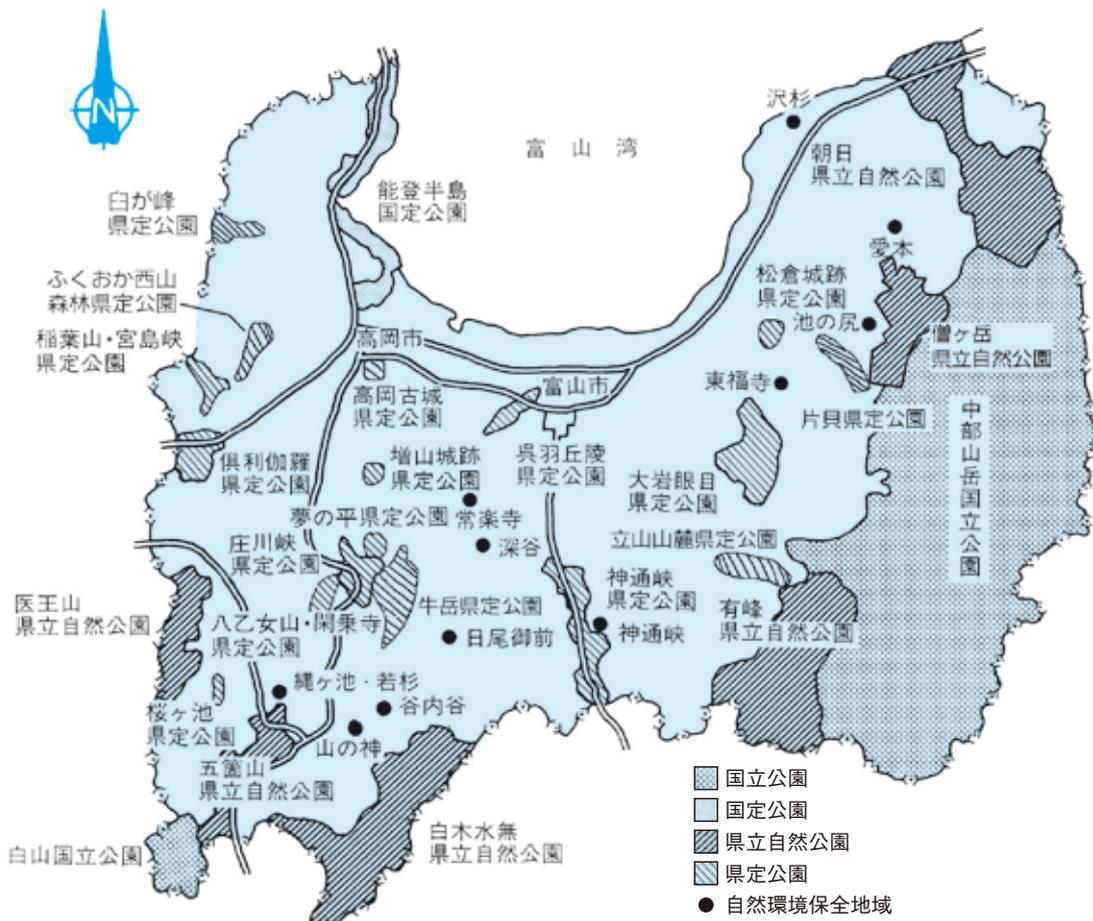


表3-3 県定公園の概要

名 称 (所在地)	面積 [ha]	指定年月日	備 考
神通峡 (富山市)	1,160	昭和42年10月7日	
呉羽丘陵 (//)	487	//	一部都市公園と重複
高岡古城 (高岡市)	22	//	都市公園と重複
倶利伽羅 (小矢部市)	758	//	
庄川峡 (砺波市)	835	昭和43年4月16日	一部都市公園と重複
大岩眼目 (上市町)	2,880	昭和44年10月25日	
松倉城跡 (魚津市)	1,083	平成4年3月26日	
増山城跡 (砺波市)	345	//	一部都市公園と重複
夢の平 (//)	221	//	
稲葉山宮島峡 (小矢部市)	757	//	
桜ヶ池 (南砺市)	485	//	一部都市公園と重複
八乙女山・閑乗寺 (砺波市・南砺市)	633	//	一部都市公園と重複
片貝 (魚津市)	2,290	平成17年8月17日	
立山山麓 (富山市)	980	//	
牛岳 (富山市・砺波市・南砺市)	2,431	//	
ふくおか西山森林 (高岡市)	740	//	
白が峰 (氷見市)	722	//	
計	16,829		

表3-4 県民公園の概要

種 別	名 称	規 模	設置の目的	開設年月 (昭和)
都市公園	県民公園新港の森	25ha	①公害の防止のための緩衝緑地の確保 ②県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	57年10月
	県民公園太閤山ランド	96ha	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場の提供	58年7月
自然風致公園	県民公園頼成の森	115ha	県民に森林を生かした休養の場の提供	50年4月
	県民公園自然博物館「ねいの里」	15ha	①県民に自然に関する学習の場の提供 ②野生鳥獣の保護	56年6月
	県民公園野鳥の園	78ha	①県民に自然の探勝の場の提供 ②野鳥の保護	60年10月
(遊歩道)	公園街道	延長19.3km	県民公園を結ぶ自然歩道	58年4月

プンスペースとして、人々の心にうるおいとやすらぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションにも利用され、さらに災害の防止や避難地ともなる施設で、県が管理する都市公園は、新港の森や太閤山ランドのほか、県庁前公園、総合運動公園、五福公園、岩瀬スポーツ公園、常願寺川公園、空港スポーツ緑地、富岩運河環水公園があります。

県内の都市公園の総面積は、3年度末で1644.9haとなり、このうち、市街地における面積は913.7haとなっています。また、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は16.0㎡と、全国平均の10.7㎡を大きく上回っています。

公共施設等の緑化の現況については、4年度末において、県管理道路241km、工場緑地607haとなっています。

県では、代表的な森林58か所を「とやま森林浴の森」として選定しており、そのうち、立山の美女平と県民公園頼成の森は「全国森林浴の森百選」にも選ばれています。

② うるおいある景観づくり

本県は、山、川、平野が一望できるまとまりのある地形の中に、雄大な立山連峰や緑豊かな砺波平野等の散村（散居）、水に彩られた富山湾や多くの河川・水路、歴史や文化が息づく伝統的な町並みなど、多様で個性豊かな景観が形成されています。

これらの優れた景観を保全、創造し、よりよい姿で次代に伝えていくために景観条例に基づき、景観づくりに関する施策を実施しています。

③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

県内には、山、川、海、そして雪にはぐくまれた風土により、生活に根ざした祭りや生活習慣が残されているほか、世界遺産に登録されている五箇山の合掌造り集落、国宝に指定されてい

る瑞龍寺・勝興寺をはじめすぐれた史跡、名勝、天然記念物等が数多くあります。

環境省では、地域のシンボルとなっている音の聞こえる環境（音風景）を「日本の音風景百選」として認定しており、本県からは、富山市（旧八尾町）の「エンナカの水音とおわら風の盆」、立山町の「称名滝」、南砺市の「井波の木彫りの音」の3か所が選ばれています。

また、県では、自然や伝統産業など地域のシンボルとして親しまれ、将来残していきたい音風景50件を「とやまの音風景」として認定しています。

さらに、環境省では、地域の自然・文化・生活に根ざした良好なかおりのある風景100地点を「かおり風景百選」として認定しており、県内からは、富山市の「富山の和漢薬のかおり」、砺波市の「砺波平野のチューリップ」、黒部市（旧宇奈月町）の「黒部峡谷の原生林」の3件が選定されています。

(2) 講じた施策

① 人と自然との豊かなふれあい

ア 自然とふれあう場と機会の確保

ア) 自然公園等の管理

中部山岳国立公園のうち、春から秋にかけて利用者が集中する室堂及び劔沢地区に管理職員が常駐（室堂地区4～11月、劔沢地区7～9月）し、自然保護パトロール、施設の維持管理、登山者、キャンパー等の利用者への指導を行いました。

また、自然環境保全地域においては、5～11月までの間、各地域に巡視員を配置し、巡回を行いました。

なお、能登半島国定公園や県立自然公園については、県から市町村に管理委託するとともに、県定公園の管理は、県定公園規則の趣旨を踏まえ、関係市町村が行って

います。

(イ) 体験活動の実施

ナチュラリストによる自然解説、フォレストリーダーによる森林・林業に関する出前講座や森林教室（森の寺子屋）を開催しました。

(ウ) 県民協働による安全で快適な山岳環境の保全

「とやまの山岳環境保全ボランティア」を募集し、森林動態調査の体験や立山外来植物除去等を実施しました。

(エ) 山岳遭難防止等

毎年、12月1日から翌年5月15日までの登山届出条例適用期間に、剣岳一帯での遭難事故を防止するため、馬場島をはじめ各主要地点に登山指導員を配置し、登山届出内容のチェック、装備や行程等の指導、現場の登山者との緊急連絡にあたっています。

また、室堂周辺で春山スキー（4～5月）・秋山スキー（11月）等を行う際には届出を行う仕組みとし、専門の入山指導員を配置し、遭難防止の指導を実施しています。

さらに、利用最盛期には、室堂（5月1日～5月6日と7月下旬～8月下旬）に立山診療所、剣沢（7月下旬～8月下旬）と雷鳥沢（7月下旬～8月下旬）に山岳診療所を開設して、負傷者や急患の診療を行っています。

このほか、オンライン登山届「コンパス」の利用促進を図るなど、ICTを活用した安全登山対策を総合的に実施しました。

加えて、立山エリアの診療体制の強化に向け、医学生のみでの対応や専門診療科以外の医師の診察・治療時に支援医師の助言を受けるため、現地の映像を山岳診療

所から送信する通信機器を配備しました。

(オ) 学校登山の安全対策

立山における学校登山の安全対策として、登山用ヘルメットの整備・貸出しを実施しました。

イ 自然公園等の施設整備

すぐれた自然の風景地を保護しながら、その地区の特性や利用状況に応じ、県民が自然にふれ、親しみ、自然への関心を高めることができるよう、中部山岳国立公園の歩くアルペンルート等において、登山道の整備を実施したほか、老朽化している案内看板・道標等の再整備・多言語化を実施しました。

ウ 花と緑の元気とやま創造プランの推進

花と緑の地域づくりを推進するため、花と緑の元気とやま創造プランに基づき、次の施策を講じました。

(ア) 花と緑の推進

花と緑の銀行において次の施策等を実施しました。

- ・ 家庭や地域における緑化を進めるために、花の苗や緑化木を配布するとともに、地域緑化の推進役となるグリーンキーパー（花と緑の指導員）の適正配置と技術向上を図り、新たな緑花グループの発掘を促すために「花のまちづくり新拠点創出支援事業」を実施しました。
- ・ 花と緑のあふれるまちづくりを進めるため、「花と緑の地域づくり事業」、「地域の花づくり推進事業」を実施しました。
- ・ 新たな緑化活動の誘発を図る花のまちづくり新拠点創出支援事業の実施、地域緑化の活動成果を発表する場としてコンテナガーデンコンテストの開催、花

と緑に親しみ、学習する機会を提供する「花とみどり・ふれあいフェア」を開催しました。

- ・ さくらの保護・育成を図るため、「富山のさくら」名所づくり事業を実施しました。
- ・ 富山湾岸サイクリングコースのサイクルステーション周辺にフラワーポット等を設置する「花で飾るフォトスポットin富山湾岸サイクリングコース事業」を実施しました。

(イ) うるおいのある環境づくり

街路樹整備・保全に努めたほか、河川沿いの並木の保全、がけ地の緑化、海岸線の防砂林、防潮林の整備・保全を推進しました。

エ 多様な森づくりなどの推進

19年4月に導入した「水と緑の森づくり税」を活用し、「森づくりプラン」に沿って、水と緑に恵まれた県土を支える多様な森づくりやとやまの森を支える人づくりなどの推進に取り組みました。

(ア) 多様な森づくりの推進

生物多様性の保全や、野生動物との棲み分け等を目指した地域や生活に密着した里山林の整備、手入れ不足で過密な人工林や竹が侵入した人工林での公益的機能の確保と景観の保全を目指した混交林整備を推進しました。

また、「造林事業」により間伐等を積極的に実施し、森林吸収源対策を推進しました。

さらに、花粉症の予防対策の一つとして、優良無花粉スギ「立山森の輝き」の普及を図るため、人工林の伐採跡地での植栽等を支援しました。

(イ) とやまの森を支える人づくりの推進

森林ボランティアの活動支援や子どもたちをはじめ、広く県民を対象とした森林環境教育など、とやまの森を支える人づくりを推進しました。



ボランティアによる里山整備を支援

オ 自然生態系と共生する農業農村整備事業の推進

とやま水土里プロジェクト2019（農業農村整備実施方針）に基づき、農業農村整備事業において、豊かな水と緑と多様な生物の生息環境の保全・創出を推進しました。

② うるおいある景観づくり

ア 景観条例に基づくうるおいある景観づくりの推進

うるおいある景観づくりを全県的に推進するため制定した景観条例の普及啓発を行うとともに、景観アドバイザーの派遣や景観づくり住民協定への支援など、県民や市町村等の景観づくりの取組みを推進しました。

また、景観条例に基づき、大規模行為及び「立山・大山地区景観づくり重点地域」における特定行為の届出制など、建築行為等での景観への配慮を推進しました。

さらに、景観づくりに配慮した建築物等を「うるおい環境とやま賞」として表彰するとともに、優れた景観を眺望できる地点「ふるさと眺望

点](愛称:「とやまビューポイント」)の利用促進に向けた情報発信、眺望景観の保全を推進しました。

イ 各種計画等に基づく景観施策の推進

(ア) 地域ごとの目標に沿った景観整備

地域ごとの目標に沿った景観整備を推進するため、河川整備計画等に基づき、次の施策を講じました。

- ・ 景観に配慮した多自然川づくりを目指し、河川改修事業等を推進しました。
- ・ 道路景観の向上、沿道景観の向上、とやまらしいみちづくり等を目指し、道路改良事業等を推進しました。
- ・ 安全かつ円滑な道路の確保と景観の整備等を図るため、中心市街地や景観への配慮が必要な地域で無電柱化を図りました。

(イ) 農村等における景観の保全と創造

- ・ 田園空間整備実施計画(となみ野)に基づき整備した中核施設や地域拠点において、美しい田園空間の保全に関する学習講座等を開催するとともに、ウェブサイト等により全国に広く情報発信を行いました。

また、美しい散居景観を保全・育成するため、散居景観保全事業により、屋敷林の維持管理など、住民の活動を支援しました。

- ・ 棚田地域を含めた農村における農地等の有する県土の保全、水資源の涵養、景観の保全、伝統・文化の継承等の多面的機能の良好な発揮と集落の活性化を図るため、富山県農村環境創造基金により、棚田保全活動への都市住民の参加促進や棚田オー

ナー制等への活動支援、美の里保全活動への支援のほか、「とやまの農山村」写真展を開催しました。

- ・ 農山漁村地域において、自然景観の保全や農山漁村の持つ多面的機能の維持向上等を推進するため、自然文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動(グリーン・ツーリズム)を普及するとともに、市町村の取組みに対して支援しました。

また、荒廃農地の復元、利活用を行い、「美しい景観」や「やすらぎの空間としての農村」を保全しようとする地域に対して支援しました。

- ・ 動画を活用したウェブサイト「富山の大地を潤す」や小学生向けの施設紹介リーフレット、ダムカードを用いて、地域の自然環境の維持など多面的機能を有する農業用ダム、排水機場等の農業用水利施設の重要性を啓発しました。

(ウ) 土地対策要綱による対策

土地対策要綱に基づき、大規模な開発行為を行おうとする事業者に、開発計画の事前申出書の提出を求め、周辺の景観との調和の観点等から必要な指導を行いました。

③ 個性ある歴史的文化的環境の活用

ア 歴史的文化的遺産の保全と景観配慮

市町村が実施するまちなみ保全環境整備や景観整備等の優れた景観整備事業に対して支援しました。

イ 歴史的文化的な景観の保全等

市町村等が実施する歴史的・文化的資源を活かした個性あふれるまちづくりに対して支援しました。

ウ 歴史的文化的遺産におけるふれあい施設等の設置

市町村等が実施する史跡、名勝等の積極的な活用を図ったいわゆる文化財公園等に対して支援しました。

3 自然環境保全活動の推進

(1) 現況

県では自然環境の保全を積極的に推進するため、昭和47年度に自然環境保全基金制度を設置し、自然環境保全地域、自然公園の集団施設地区等について、市町村と共同で土地の公有化を進めています。令和4年度末までに公有化した土地面積は、約140haとなっています。

また、恵まれた自然環境を将来の世代に引き継いでいくため、地形・地質、植物、動物及び景観の保全のためのガイドラインである自然環境指針に基づき、各種開発事業に際して、自然環境保全上の

指導、助言を行っています。この指針では、県土を約1km四方のメッシュに区切って、地形・地質、植物、動物及び景観の4つの項目について、学術性や自然性に基づく評価を行っており、その評価に応じた保全目標を明らかにしています。いずれかの項目で最も評価が高いVとされた地域は、県東部の山岳地帯を中心に広く分布しています。

自然環境指針の概要は、表3-5のとおりです。

このほか、山岳地等において環境に配慮したトイレ整備を推進しており、山岳

表3-5 自然環境指針の概要

指針の役割	県内の自然環境の主要な構成要素について、県民、事業者、行政がそれぞれの立場において、適正に保全していくためのガイドラインを示すものです。
対象範囲等	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）を対象とし、県下全域を約1kmメッシュで評価したものです。
保全目標	自然環境の主要な構成要素（地形・地質、植物、動物、景観）ごとに、自然環境の評価を5段階で行い、それぞれの評価段階に応じた適正な保全を目指すものです。
項目別保全目標	<p><地形・地質></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な地形・地質等は、その形態を失わないよう保全します。 ・典型的な地形要素は、県土の骨格をこわさず、その典型性を保持できるよう保全します。 <p><植物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な植物種・植物群落の分布地や特に自然性の高い植生域は、厳正に保全します。 ・地域において相対的に自然性の高い植生域はその価値を保全します。 <p><動物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動物の分布地では、その生息環境を総体として保全します。 ・多様な動物が生息すると推定される地域は、一定の広がりをもった生息域を分断することなく保全するとともに、生態的なバランスをくずさない範囲で自然とのふれあいの場としての利用に努めます。 ・動物の生息環境として悪化がみられる地域では、現況以上の悪化を防ぎ、積極的に環境特性に応じた動物生息環境の創造、復元に努めます。 <p><景観></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然景観資源として評価の高いものは、周辺と一体として、また環境の総体として保全します。 ・眺望の対象として重要な景観資源は、眺望の特性を踏まえてそれを阻害しないよう資源そのもの及び周辺環境を適正に保全します。

公衆トイレを一ノ越、美女平等8か所に設置しているほか、中部山岳国立公園内の山小屋トイレ26か所に対して12年度から整備支援を行っています。

(2) 講じた施策

ア 自然環境指針等に基づく開発事業への指導・助言

自然環境指針に示す地域ごとの地形・地質、動植物等に関する評価を踏まえ、各種開発事業に際して必要な指導、助言を行いました。

イ 県土美化推進運動や自然公園におけるクリーン作戦の展開

(ア) 美化清掃、施設維持管理等

全国統一の自然公園クリーンデーにあわせて、ごみの持ち帰り運動など、美化清掃活動を行いました。

また、一ノ越、剣沢等8か所の山岳公衆トイレでは利用者に対する普及啓発とトイレの管理に役立てるため、チップ制システムを導入し、維持管理の充実を図りました。

(イ) NPC（ナショナルパーククリーン）作戦

国立公園利用者及び事業者の美化意識の向上を図り、ごみ持ち帰り運動を一層推進するキャンペーンとして、NPC作戦により、ごみ袋、ポスター等を配布しました。

また、立山黒部環境保全協会が実施するごみ持ち帰り運動に助成するとともに、各施設のごみを国立公園区域外へ搬出処理し、自然環境の保全に努めました。

ウ 自然公園における貴重な植生の保護・復元

自然環境保全地域の適正な保全のため、巡回管理及び保全事業（巡視歩道整備等）を実施しました。

また、地球温暖化等の環境変化が植生にどのような影響を与えているかを

把握するため、令和4年度は、第V期計画（令和2～7年度）の3年目として、立山地区（美女平、弥陀ヶ原）において植生や林分構造等についてモニタリング調査を行いました。

エ 山岳自然環境の保全

立山一帯の貴重な自然環境の保護を目的として、環境省の方針に基づき、県道富山立山公園線（桂台～室堂）へのマイカー乗り入れ禁止を継続しました。

オ 立山におけるバスの排出ガス規制の実施

立山の貴重な自然環境や優れた景観を維持・保全するため、立山で運行されるバスについて条例による排出ガス規制を実施するとともに、県内バス事業者が行う排出ガス低減のための車両の更新等を支援しました。

カ 豊かな海づくりの推進

富山湾の環境保全や水産資源保護への意識を醸成するため、藻場の保全、海岸清掃等を実施する県内の活動団体に対して支援しました。

4 生物多様性の確保

(1) 現況

本県は、3,000m級の山岳地帯から海岸まで変化に富む地形を有し、高山植生から海浜植生までの多様な植生、ライチョウやカモシカといった動物、大小の河川や各所に見られる湧水、清水等の多様な自然環境に恵まれています。

ア 植生

本県は、地形・地質が多岐にわたり、かつ、標高差が大きいことから、植物の分布状況は、図3-2のとおり、複雑になっています。

また、標高別の植物の分布状況は、図3-3のとおり、標高に応じて多様な種類の植物が見られます。

(ア) 平野・海岸地帯

平野部は、主に農耕地や住宅地、工場用地等に利用されていますが、一部の扇状地の末端部には、ハンノキ群落やスギ植林地が見られます。

クロマツに代表される海岸林は、概ね保安林として管理されており、入善町の園家山には砂丘植生が残されています。

また、氷見海岸や宮崎海岸の一部には、スタシイやタブノキなど暖帯性の樹林が見られます。

(イ) 低山帯（標高約300m以下）

射水丘陵をはじめとして、県内に広く分布する低山帯は、古くから人間が生活の場として利用してきた地域で、大部分がコナラ、アカマツ等の二次林やスギの植林地となり、また、近年、公園やゴルフ場等のレクリエーション施設用地として利用されてきています。

(ウ) 山地帯（標高約300~1,600m）

山地帯は、主な河川の上・中流域にあって、そのほとんどが保安林等になっており、県土を保全するうえ

で重要な地域となっています。植生はブナを主体とする天然林が中心で、標高の高い地域にはクロベ、コメツガ等の常緑針葉樹林が局地的に群生しています。

また、標高が低い地域は、かつては薪炭林として利用されていましたが、現在はミズナラの二次林やスギの植林地等になっています。

(エ) 高山帯、亜高山帯（標高約1,600m以上）

高山帯は、植物にとって厳しい生育条件であるため、わずかにハイマツ群落と高山草原が見られる程度です。

なお、後立山一帯の白馬連山高山植物帯は、国の特別天然記念物に指定されています。

亜高山帯になるとオオシラビソ、ダケカンバ等の植生となっています。

イ 野生動物

本県は、海岸地帯から標高3,000mの北アルプスまで、日本有数の大きな標高差を有しており、この垂直な広がりの中に海岸、河川、湖沼、農耕地、原野、丘陵、森林、高山等の多様な自然環境が含まれています。このため、図3-4のとおり、多種の野生動物が生息しています。

(ア) 哺乳類

平野部ではイタチやハタネズミのほかには特徴のある種類は見られませんが、丘陵や山地の森林域では、ニホンザル、ノウサギ、タヌキ、カモシカ、ツキノワグマ、イノシシ等の中・大型哺乳類が多く生息しており、外来生物と考えられるハクビシンの生息地も広がっています。

また、亜高山帯から高山帯では厳しい気象条件のため、生息種はトガリネズミ類やオコジョ等に限られて

図3-2 現存植生図

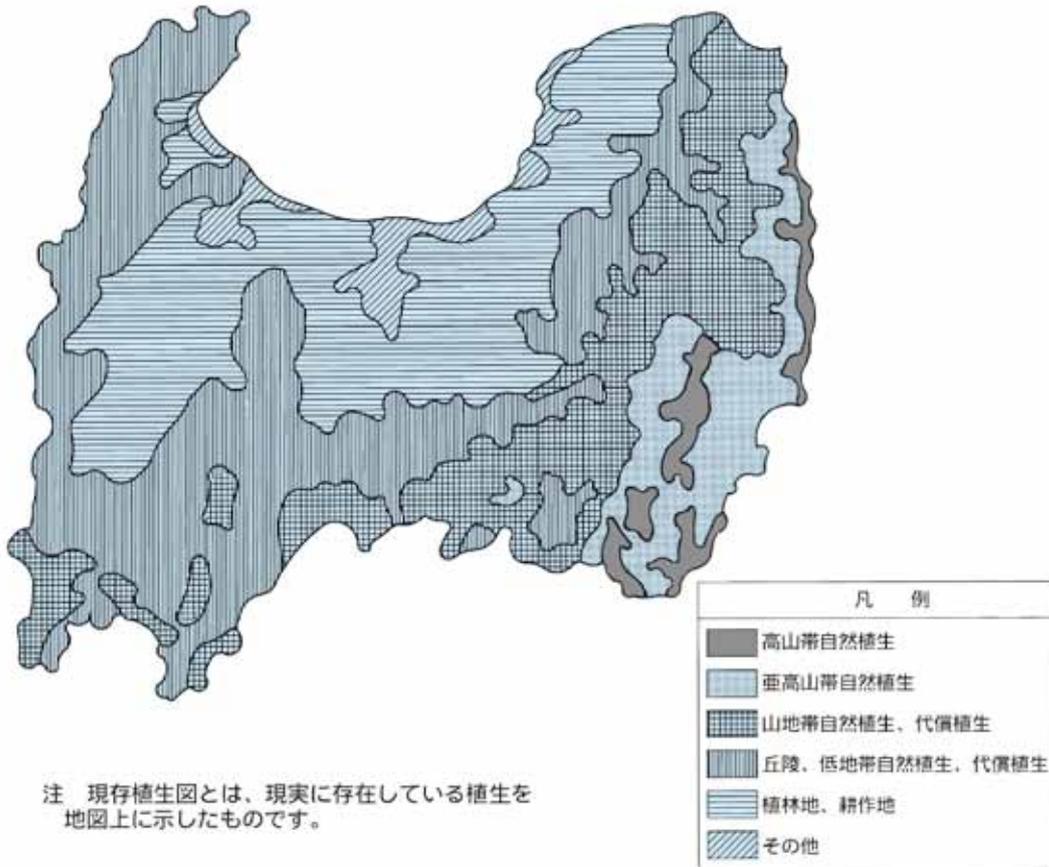
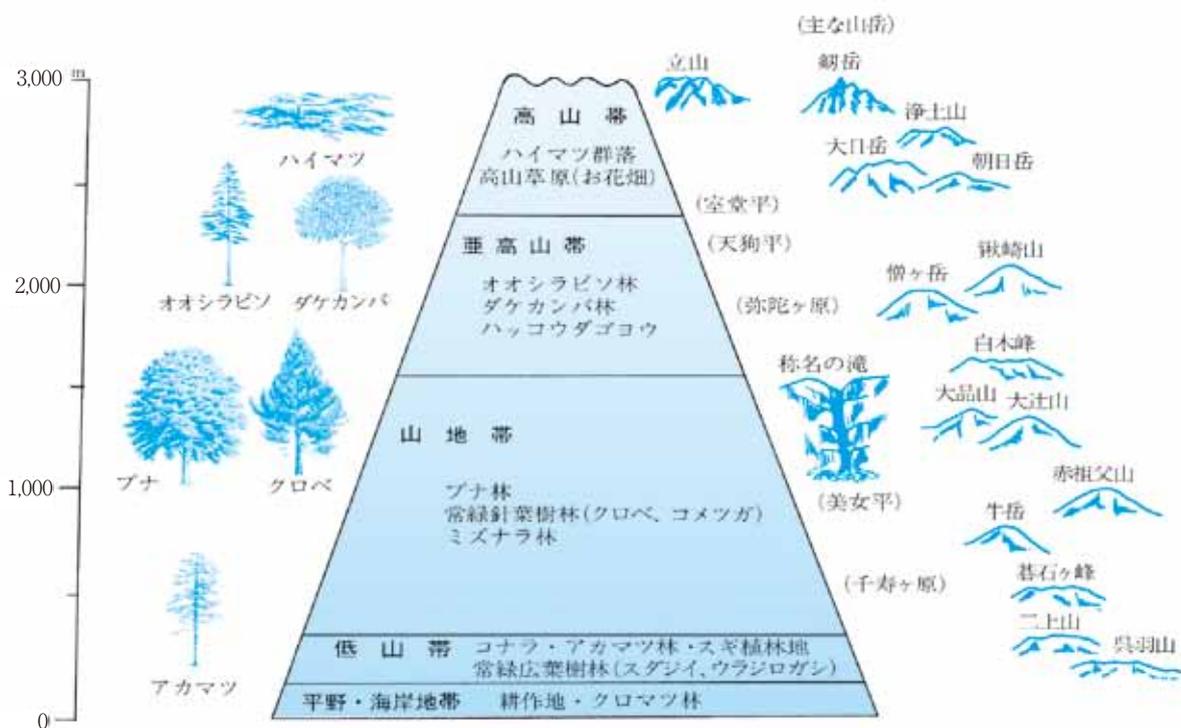


図3-3 植物の垂直分布



は虫類では、帰化動物のミシシッピアカミミガメが増え、逆にイシガメが減少しています。毒蛇であるマムシは県内に広く分布しています。

(エ) 淡水魚類

扇状地の扇端部等の湧水地帯にはトミヨ、氷見市の万尾川を中心とする沖積平野には、イタセンパラをはじめとしたタナゴ類やハゼ類といった多様な魚類が生息しています。

(オ) 昆虫類

平野部、海岸部は、植生が単純であり、生息環境も限定されるため、昆虫相も限られますが、低山帯は、クモマツマキチョウやギフチョウ、オオムラサキなど貴重なチョウの重要な生息地となっています。

山地帯は、ミズナラ、ブナを幼虫の食餌植物とするミドリシジミ類が多く見られ、高山帯は、タカネヒカゲやクモマベニヒカゲに代表されるように、高山蝶の宝庫になっています。

ウ 希少野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により国内希少野生動植物種として、動物239種、植物203種の合計442種(4年度末現在)が指定され、捕獲や譲渡が禁止されています。

県内の絶滅のおそれのある野生生物の種を明確にし、保全対策に資するために、23年度に県レベルでの実情に即したレッドリストを改訂しました。このレッドリストには、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に鳥類ではサシバやヨタカ、昆虫ではカトリヤンマやミヤマモンキチョウ、淡水魚ではヤリタナゴやジュズカケハゼが、また植物では、富山県固有種であるエッチュウミセバヤが選定されています。このほかにも、オオハクチョウやオミナエシなど環境省で

は選定されていない種や、環境の指標となるクイナやゲンジボタル等が選定されています。

また、これらの希少な動植物への県民の理解を深めることを目的として、対象種の特徴や分布状況、保全対策等を取りまとめた手引書として「富山県の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブックとやま2012)」を刊行しました。国内希少野生動植物種のうち、ライチョウ、イヌワシ、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、トキ、ウミガラス及びチュウヒの鳥類10種と淡水魚のイタセンパラ、昆虫のシャープゲンゴロウモドキ、アツモリソウ及びクマモキンポウゲの植物2種が「レッドデータブックとやま2012」に掲載されています。

県では、適切な鳥獣行政を推進するため、5年ごとに鳥獣保護管理事業計画を策定し、野生鳥獣の保護繁殖を図るための鳥獣保護区(4年度末現在40か所合計107,482ha)の指定等の各種施策を行っています。

特に、絶滅が危惧されるイヌワシについては、9年度に全国で初めてイヌワシの保護を目的とした特別保護指定区域の指定を含む鳥獣保護区を設定したほか、12年3月には、人とイヌワシの共生の観点から、イヌワシ保護の基本方針を示すイヌワシ保護指針を策定しています。

また、鳥類、ほ乳類以外の野生動植物についても、環境の変化により生存が危ぶまれる種は、自然環境保全条例に基づき、その生息・生育地を自然環境保全地域の野生動植物保護地区に指定し、捕獲、採取等の規制を行っています。

(2) 講じた施策

ア 生物多様性に関する総合的な取組みの推進

生物多様性国家戦略の見直しを踏まえ、生態系の保全・再生を強化するた

め、生物多様性保全推進プランを改定しました。

また、生物多様性についての普及啓発を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進しました。

さらに、ナチュラリストの野外活動等を通じて、種の多様性や生態系の保全に関する啓発を行いました。

イ 希少な野生生物の保護

ライチョウ、イヌワシ等の保護による野生生物の生息・生育環境の保全を推進するとともに、希少野生動植物保護条例に基づき、「指定希少野生動植物」の指定、周知、監視等を実施したほか、本県の「指定希少野生動植物」に関する保護活動を支援しました。

このうち、イヌワシについては、南砺市小瀬地区の営巣地にカメラを設置し、継続的に生態観察を行うとともに、自然博物館「ねいの里」で映像を利用し、希少な野生生物の保護の普及啓発を図りました。

また、イヌワシの生態を踏まえ、公共工事等の各種開発行為との調整を行いました。

ウ ライチョウの保護

ライチョウの生態・生息状況・保護の取り組みや立山での目撃情報をスマートフォンなどでリアルタイムに紹介する「立山室堂ライチョウ見守りネット」を運用しています。

また、保護柵の設置や観察マナーの普及などのライチョウ保護活動を県民協働で推進しました。

さらに、第7次ライチョウサポート隊に引き続きジュニア枠（小学3年生～中学3年生）を設定し長期にわたりライチョウ保護に関わる人材を育成（88名）するとともに、上野動物園と連携し、「ライチョウ王国とやま」の発信のためのパネル展示等を実施し、本県が行っているライチョウ保護対策を全国に紹介しました。

エ 外来生物等の適切な管理の推進

立山自然保護センターを中心として、立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去のため、現地で指導する指導者を対象に現地講習会を開催するとともに、「とやまの山岳環境保全ボランティア」と協働で外来植物の除去活動を行いました。

また、健全な内水面の生態系を保全し、持続的な利用を図るため、外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）の駆除とカワウの広域的な管理体制に基づいた取組みを推進しました。

オ 自然と共生した地域づくり

希少種以外の野生生物についても、鳥獣保護区やビオトープマニュアルを活用した自然と共生した地域づくりを進め、生態系の保全を図りました。

また、生息・生育環境の悪化や消失が見られる地域では、ビオトープ事業の導入、外来植物除去事業やブナ保全対策事業等の施策を行い、環境の復元や創出を行いました。

このほか、自然博物館「ねいの里」において、多様な動植物が生息・生育する森と水辺のビオトープづくりを実施しました。

5 人と野生鳥獣との共生

(1) 現況

近年、ツキノワグマによる人身被害の発生、イノシシやニホンザル、カラス等による農作物被害や生活環境被害が発生し、地域住民の不安が高まっています。

ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カワウ、カモシカ、ニホンジカについては、管理計画を策定し、科学的・計画的な対策を実施しています。

有害鳥獣捕獲については、狩猟者の高齢化が進み、人数もピーク時の約3分の1に減少しています。

また、鳥獣保護センターによる傷病鳥獣の救護や鳥獣保護区の指定・管理などにより、野生鳥獣の保護やその普及を図っています。

(2) 講じた施策

ア 保護管理の推進

(ア) 有害鳥獣捕獲対策の充実

ツキノワグマの出没状況、ニホンザルやイノシシ、ニホンジカの行動域などをモニタリング調査するとともに、カワウの個体数調査やイノシシの個体数推定などを行い、科学的・計画的な被害防止対策等を実施しました。

また、市町村によるツキノワグマ出没に伴う人身被害の未然防止を図るための環境整備経費に対する支援を行いました。

(イ) 鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護センターを拠点とする野生鳥獣の救護や普及啓発を行うとともに、鳥獣保護区の指定や管理を適正に行い、鳥獣の安定した生存の確保や生息環境の保全などを進めました。

イ 鳥獣被害を受けにくい地域づくりの推進

イノシシについては、「富山県イノ

シシ被害防止対策方針」に基づき、①イノシシを引き寄せない「集落環境管理」、②イノシシを侵入させない「侵入防止対策」、③イノシシの数を減らす「捕獲対策」を総合的に地域ぐるみで取り組むことを推進しており、その中でもイノシシの捕獲強化に努めました。

また、ツキノワグマ管理計画に基づき、県民等への安全対策の周知に取り組むとともに、ツキノワグマ自動検出・通報システムの実証実験を実施しました。

さらに、里山に野生動物の潜む場所をなくし、人との棲み分けを目的とする「カウベルトの郷づくり」を行いました。

このほか、自然博物館「ねいの里」に野生鳥獣共生管理員を配置し、野生鳥獣との共生に関する知識や理解についての普及啓発を行いました。

ウ 有害鳥獣被害防止体制の維持

県が主体となってイノシシとニホンジカの効率的な捕獲方法の検討や捕獲の実行、OJTによる捕獲の担い手の育成を継続するとともに、イノシシ等の捕獲専門チームを8チームから10チームに拡大するなど、これらの個体数管理を一層推進しました。

また、有害鳥獣捕獲の中心的な担い手となっている狩猟者の確保・育成及び捕獲技術向上のため、年2回の狩猟免許試験を実施したほか、狩猟入門講座の開催などを実施しました。

さらに、初心者講習会等の開催を支援し、4年度には88人が狩猟免許試験に合格したほか、狩猟免許更新の適性検査を行うとともに安全講習会を開催し、4年度には260人が免許の更新と併せて狩猟事故防止等の講義を受講しました。

このほか、クマ出没に伴う人身、農

作物等の被害防除のため、捕獲に係る謝金の交付により支援しました。

加えて、休猟区解除地等21か所を「安全狩猟重点パトロール地域」として指定し、重点的にパトロールを実施したほか、鳥獣保護区位置図等に学校区域等を図示し、その周辺での安全狩猟を徹底させるとともに、安全狩猟推進のパンフレットを狩猟登録者全員に配布しました。

コラム

野鳥における高病原性鳥インフルエンザについて

県では、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ早期発見のために、鳥獣保護管理協力員、市町村及び関係課と連携し、各種調査を行っています。

渡り鳥の飛来シーズンには、県内の主要な飛来地において、野鳥の目視調査を行い、飛来状況及び野鳥の異常を監視しています。また、死亡野鳥や衰弱した野鳥を発見した場合には、ウイルスの保有状況を調査しています。なお、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、発生箇所を中心とする半径10km以内を野鳥監視重点区域に指定し、監視を強化しています。

今後も、県民の安全・安心を守り、また、富山県の生物多様性を保全するため、高病原性鳥インフルエンザの拡大防止に努めます。



渡り鳥の飛来地の様子



ウイルス保有状況の調査

出典：野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表3-6のとおりです。

表3-6 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
自然公園の面積 国立公園、国定公園及び県立自然公園の面積	125,554ha 2017年度 (H29)	125,554ha 2022年度 (R4)	現状維持
自然環境保全地域の面積 富山県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域の面積	624ha 2017年度 (H29)	624ha 2022年度 (R4)	現状維持
ナチュラリストとジュニアナチュラリストの認定者数 ナチュラリスト、ジュニアナチュラリストとして県が認定した人員数	ナチュラリスト 841人 ジュニア ナチュラリスト 328人 2017年度 (H29)	ナチュラリスト 892人 ジュニア ナチュラリスト 469人 2022年度 (R4)	ナチュラリスト 1,050人 ジュニア ナチュラリスト 470人
鳥獣保護区の面積 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき指定された鳥獣保護区の面積	107,482ha 2017年度 (H29)	107,482ha 2022年度 (R4)	現状維持
ライチョウ生息数 北アルプスのうち立山地域(約1,070ha)における推定生息数	295羽 2016年度 (H28)	324羽 2021年度 (R3)	現状維持
外来植物除去活動参加者数 立山黒部アルペンルート沿線における外来植物除去活動参加者数	529人 2017年度 (H29)	496人 2022年度 (R4)	850人
里山林の整備面積(累計) 竹林を含む里山林を整備する面積	2,844ha 2017年度 (H29)	3,960ha 2022年度 (R4)	4,800ha

第4節 生活環境の保全



私たちの健康や生活環境に対して被害が生じないように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されることは、私たちが健やかに暮らしていくために最も基本的なことです。

本県は環境基準の達成状況等からみると環境は概ね良好ですが、富岩運河等のダイオキシン類汚染、有害物質による土壌汚染、

地下水汚染の顕在化、海洋汚染や越境大気汚染など国境を越えた環境汚染等の問題があります。

今後も環境の状況についての的確に把握するとともに、人の健康と生活環境の保全に支障をもたらす問題に対して、適切に対応し、快適で恵み豊かな環境の実現に取り組みます。

1 環境の状況の把握や環境汚染の未然防止

(1) 現況

① 大気

大気環境の指標として、二酸化硫黄や二酸化窒素等について環境基準が定められています。

4年度は、一般大気環境中の二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)について、県内16の一般環境観測局すべてで環境基準を達成しています。

光化学オキシダントについては、高温無風の晴天時に環境基準値を超過することが多く、昼間(5時~20時)の1時間値が環境基準を超過した時間の割合は、4.0~6.2%でした。

微小粒子状物質(PM2.5)については、一般環境観測局では12局で測定しており、すべての観測局で環境基準を達成しています。

主な大気汚染物質の環境基準達成率

の推移は、表4-1のとおりです。また、その年平均値の推移は、図4-1のとおり、近年は概ね横ばいで推移しています。

大気中の自動車排出ガスの濃度について、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は県内3の自動車排出ガス観測局すべてで環境基準を達成しています。また、主な大気汚染物質の年平均値の推移は図4-2のとおり、近年は概ね横ばいで推移しています。

② 水質

水質環境の指標として、カドミウムや水銀等の人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)、生物化学的酸素要求量(BOD)等の生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が定められ、生活環境項目については、利用目的等から水域ごとに環境基準の

表4-1 主な大気汚染物質の環境基準達成率の推移(長期的評価)

(単位:%)

物質名	昭和48年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
二酸化硫黄	50	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	45	100	100	100	100	100

注 環境基準達成率(%) = [環境基準達成観測局数/全観測局数] × 100

図4-1 主な大気汚染物質の年平均値の推移（一般環境観測局）

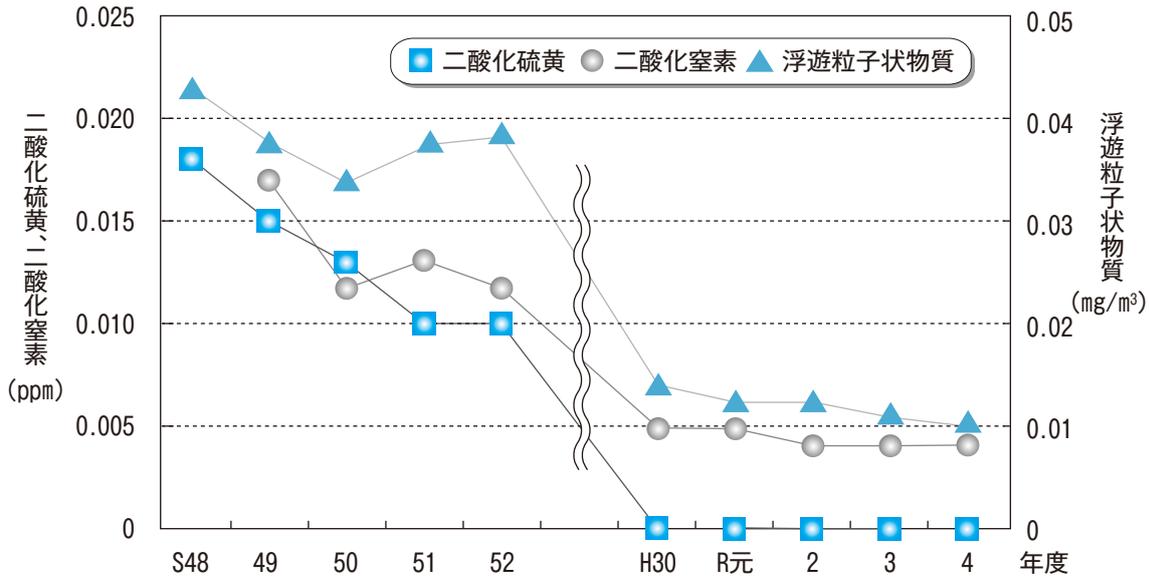
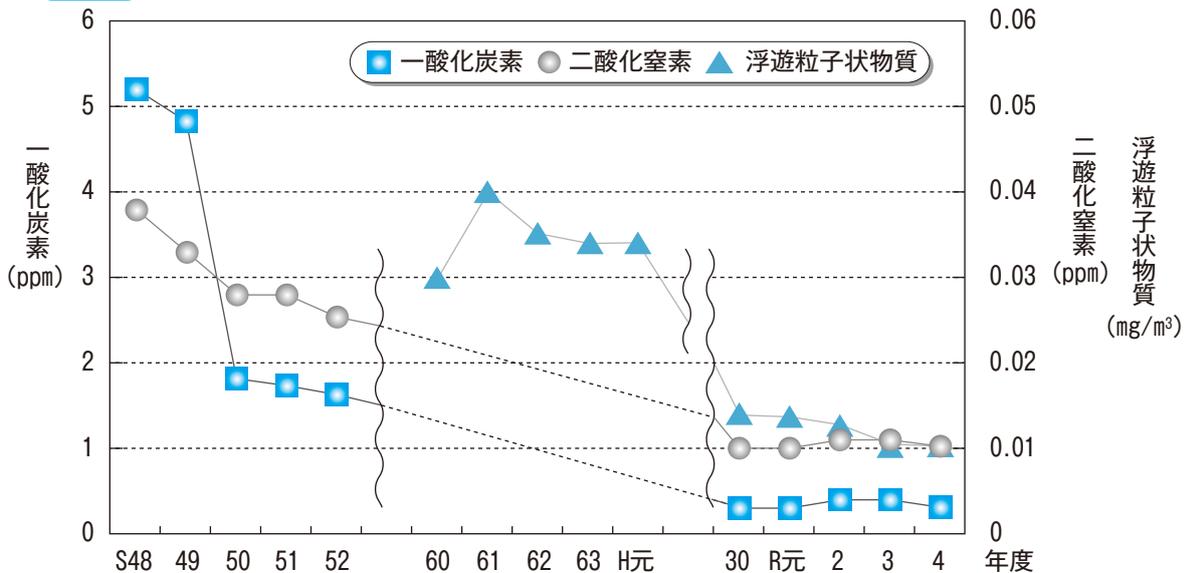


図4-2 主な大気汚染物質の年平均値の推移（自動車排出ガス観測局）



類型指定を行っています。

河川、湖沼及び海域の公共用水域については、図4-3の27河川（51水域）63地点、3湖沼（3水域）6地点、2海域（7水域）28地点の合計97地点で水質を測定しています。健康項目については、測定したすべての地点で環境基準を達成しています。また、生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又は化学的酸素要求量（COD）と水生生物の保全

に係る環境基準（水生生物保全環境基準）項目は、類型指定したすべての水域で環境基準を達成していますが、4年度から測定を開始した衛生微生物指標である大腸菌数は、河川の一部の測定地点で環境基準を達成していませんでした。

BODとCODの環境基準達成率の推移は、表4-2のとおりです。また、水質の推移をみると、図4-4のとおり、主要河川のうち過去に著しい汚濁

がみられた小矢部川や神通川では、近年大幅に改善されたほか、庄川や常願寺川、黒部川は現在もその清流を保っています。このほか、中小河川のうち、過去に生活排水の影響がみられた都市河川でも改善が進んでいます。それぞれの河川の水質の状況は、図4-5のとおり、ほとんどの水域で環境基準のAA～A類型に相当する清浄な水質を維持しています。

湖沼は、すべての水域で継続して環境基準を達成しており、清浄な水質を維持しています。

海域は、近年、すべての水域で環境基準を達成していますが、海域の水質は気象、海象等の自然要因の影響を受けやすいことから、今後も監視を継続し、中長期的に推移をみていく必要があります。なお、赤潮については、漁業被害を及ぼすような重大な状況は確

図4-3 水質の監視測定地点

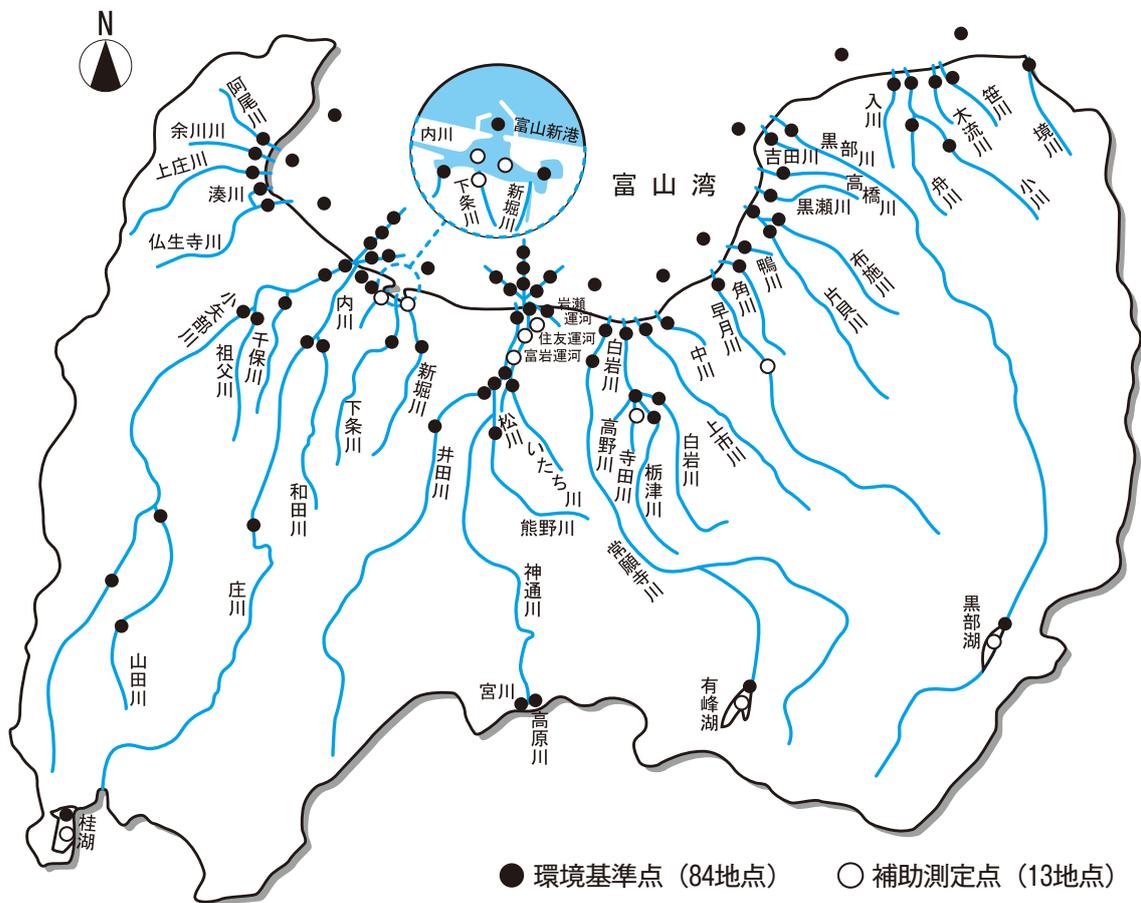


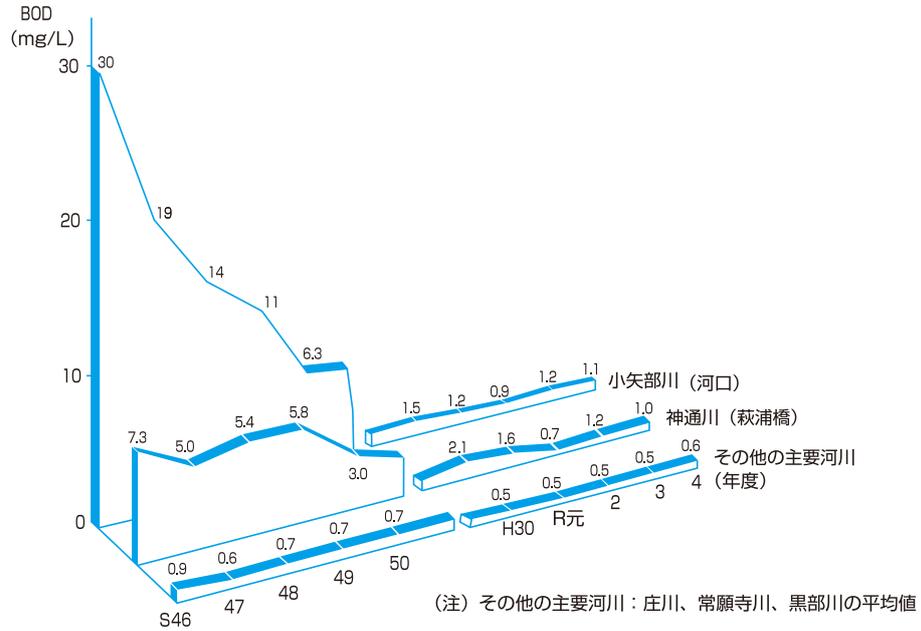
表4-2 河川、湖沼及び海域における環境基準達成率の推移(BOD又はCOD) (単位：%)

区分	昭和51年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
河川	81	100	100	100	100	100
湖沼	—	100	100	100	100	100
海域	85	100	100	100	100	100
全体	83	100	100	100	100	100

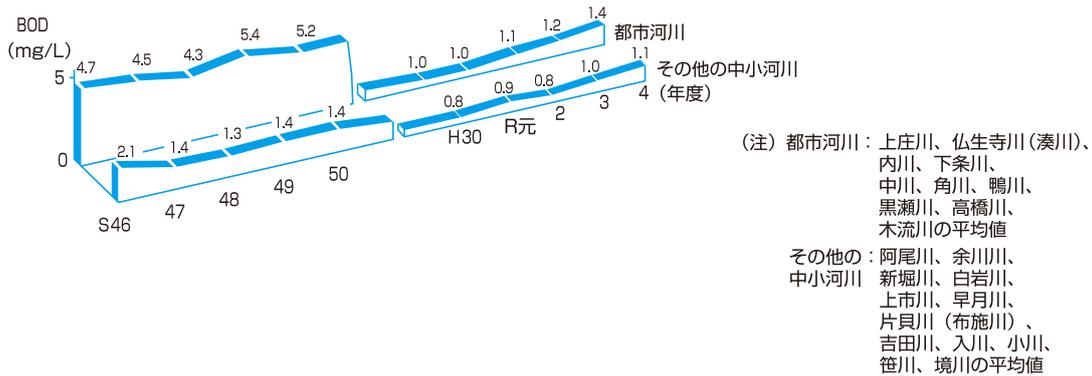
注1 有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD (河川)、COD (湖沼及び海域) によります。
 注2 環境基準達成率は、環境基準点数に対する環境基準適合地点数の割合です。

図4-4 河川、湖沼及び海域の水質の推移（75%水質値）

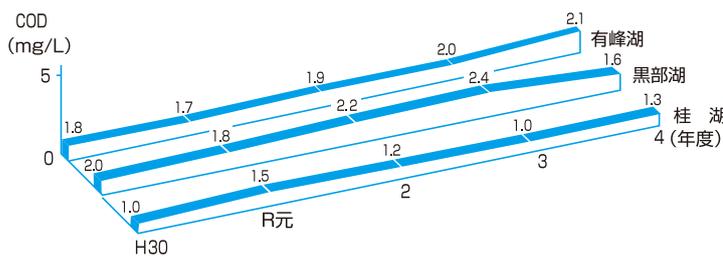
(1) 主要河川



(2) 中小河川



(3) 湖沼



(4) 海域

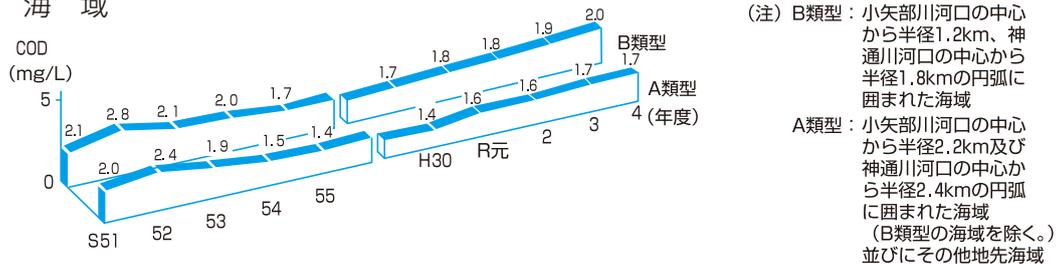
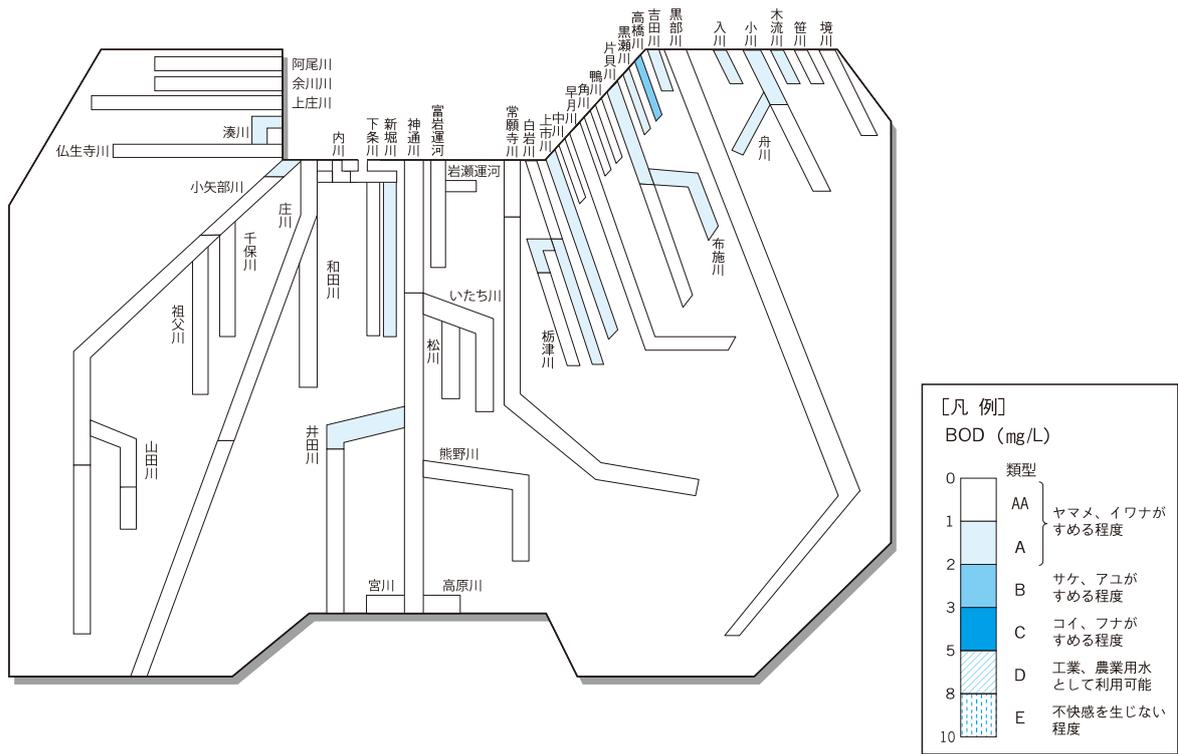


図4-5 河川の水質状況（4年度、75%水質値）



認されていません。

③ 騒音・振動

騒音による生活環境への影響の指標として、環境基準が定められ、県及び市町により、環境の監視が行われています。

騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境騒音については95%、道路に面する地域における自動車交通騒音については97%となっています。新幹線鉄道騒音については、Ⅰ類型（住居地域など）の地域では10地点中3地点で、Ⅱ類型（商業地域など）の地域では2地点すべてで環境基準を達成しています。また、航空機騒音については、4地点すべてで環境基準を達成しています。

振動については、道路に面する地域で測定が行われており、公安委員会への要請限度と比較して低い値となっています。

④ 悪臭

悪臭の発生源は工場・事業場のみならず、家庭生活等によるものもあり、多種多様化しています。

苦情件数は、図4-6のとおり、年度により変動するものの、近年は概ね横ばい傾向にあります。

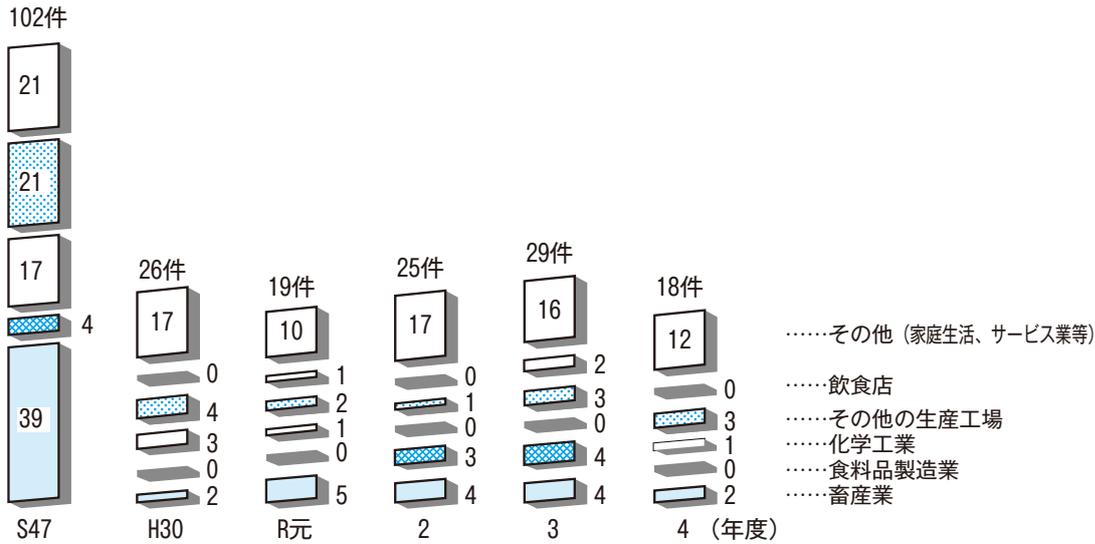
⑤ 発生源対策

近年、事業者に対する社会的責任の要請が高まる一方で、工場・事業場での環境汚染事故の発生や施設の不適切な管理等の事例がみられます。

県では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場の立入検査を実施し、排出基準の遵守や施設の適切な管理がなされているかなどを監視しています。

また、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める工場においては、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者を選任し、公害防止体制の整備を図ること

図4-6 悪臭苦情の発生源別推移



になっており、4年度末現在で公害防止統括者177人、公害防止主任管理者13人、公害防止管理者310人が選任されています。

(2) 講じた施策

① 大気

ア 法令等に基づく規制の概要

ア) 大気汚染防止法等による規制

大気汚染防止法は、工場・事業場における事業活動及び建築物の解体等に伴うばい煙及び粉じんの排出等を規制するとともに、有害大気汚染物質対策の推進や自動車排出ガスに係る許容限度の設定等により、大気汚染の防止を図っています。

4年度末のばい煙発生施設の届出状況は、総施設数が3,125施設(1,173工場・事業場)であり、種類別では、ボイラーが2,047施設(構成比66%)で最も多く、次いでディーゼル機関344施設(構成比11%)、金属溶解炉175施設(構成比6%)となっています。

一般粉じん発生施設の届出状況は、総施設数が1,215施設(314工場・事業場)であり、種類別では、

堆積場が435施設(構成比36%)で最も多く、次いでベルトコンベア415施設(構成比34%)、破砕機・摩砕機289施設(構成比24%)となっています。

揮発性有機化合物(VOC)の排出施設の届出状況は、総施設数が28施設(12工場・事業場)であり、種類別では、粘着テープ等製造に係る接着の用に供する乾燥施設が8施設(構成比29%)で最も多く、次いで吹付塗装施設6施設(構成比21%)、化学製品製造用乾燥施設4施設(構成比14%)、オフセット輪転印刷用乾燥施設4施設(構成比14%)となっています。

水銀排出施設の届出状況は、総施設数が46施設(26工場・事業場)であり、種類別では廃棄物焼却炉が42施設(構成比91%)と最も多くなっています。

また、公害防止条例では、法の規制対象外の施設を対象として、大気汚染に係る施設の届出を義務付けるとともに、ばい煙、粉じん及び有害ガスの排出を規制しています。

(イ) 大気汚染緊急時対策要綱による措置

大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害が生ずるおそれのある場合は、大気汚染防止法及び大気汚染緊急時対策要綱に基づき、学校、住民等への周知や協力工場へのばい煙排出量削減の要請等を行っています。

大気汚染緊急時対策要綱の概要は、表4-3のとおりです。

イ 大気環境計画の推進

大気環境計画(昭和48年2月策定)は、環境基本条例に定める大気汚染の防止に関する個別計画であり、大気環境を保全するための基本となる方向を示すものです。

県では、この計画に基づき、大気汚染常時観測局における汚染状況の監視、有害大気汚染物質等に関する調査、工場・事業場に対する大気汚染物質の排出削減の指導・助言など、大気環境保全施策を推進しました。

また、県民の関心の高い自動車排ガス対策として、自動車から排出される窒素酸化物等の大気汚染物質を削減するため、県民・事業者による

エコドライブの実践を推進するとともに、低公害車の普及啓発や公用車への率先導入等を実施しました。

さらに、令和5年3月には、大気環境に関する新たな課題を踏まえ、大気環境計画を改定しました。

新たな大気環境計画の概要は、表4-4のとおりです。

ウ 監視測定体制の整備

(ア) 大気汚染常時観測局等の整備状況

・一般環境観測局

一般環境の大気汚染を常時測定するため、県や市により一般環境観測局16局が設置されています。

・自動車排出ガス観測局

自動車排出ガスによる大気汚染を常時測定するため、県や富山市により主要幹線道路近傍に自動車排出ガス観測局3局が設置されています。

(イ) 大気汚染監視テレメータシステムの整備状況

大気汚染の状況を的確に把握し、光化学オキシダント等の大気汚染

表4-3 大気汚染緊急時対策要綱の概要

適用地域	県内全域			
対象物質	硫酸酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、二酸化窒素			
区分	情報、注意報、警報、重大警報			
発令基準	情報	注意報	警報	重大警報
硫酸酸化物	0.2ppm 2時間	0.2ppm 3時間 0.3ppm 2時間 0.5ppm	0.5ppm 2時間	0.5ppm 3時間 0.7ppm 2時間
	0.3ppm	48時間平均値が0.15ppm		0.7ppm 2時間
光化学オキシダント	0.1ppm	0.12ppm	0.24ppm	0.4ppm
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³	2.0mg/m ³ 2時間	—	3.0mg/m ³ 3時間
二酸化窒素	0.4ppm	0.5ppm	—	1.0ppm

注1 発令基準欄中の時間は、当該濃度が継続した時間を表します。

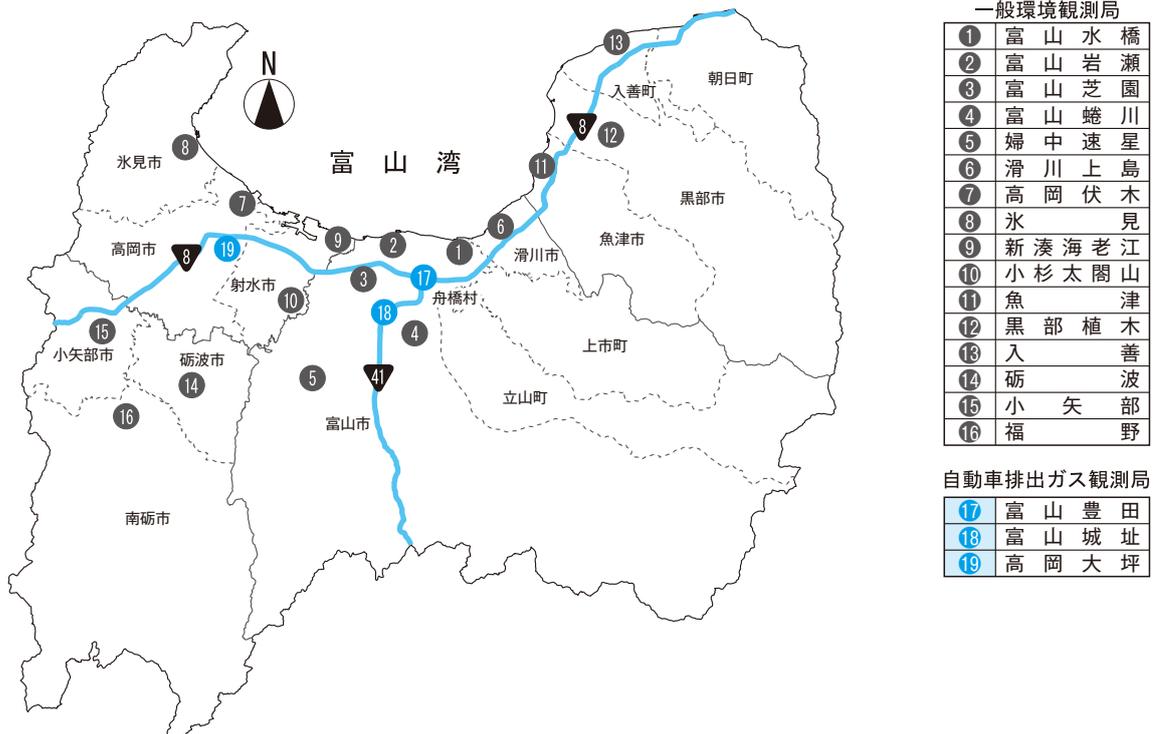
注2 発令は対象地域ごとに1局以上の常時観測局において、対象物質の濃度が発令基準のいずれかに該当し、かつ、気象条件からみて汚染の状況が継続すると認められる場合に行います。

表4-4 大気環境計画の概要

計 画 の 目 標	きれいな大気環境の確保と次世代につなぐよりよい大気環境づくり 具体的な目標（令和12年度）の設定（全23項目のうち主なもの）									
具 体 的 な 目 標	1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光化学オキシダント注意報等を30分以内に伝達完了した機関の割合（伝達訓練時）</td> <td>82% （3年度）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>大気汚染に関する苦情件数の全国順位（10万人当たり、少ない順位）</td> <td>全国2位 （3年度）</td> <td>全国1位</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況	目標	光化学オキシダント注意報等を30分以内に伝達完了した機関の割合（伝達訓練時）	82% （3年度）	100%	大気汚染に関する苦情件数の全国順位（10万人当たり、少ない順位）	全国2位 （3年度）	全国1位
	指標	現況	目標							
	光化学オキシダント注意報等を30分以内に伝達完了した機関の割合（伝達訓練時）	82% （3年度）	100%							
	大気汚染に関する苦情件数の全国順位（10万人当たり、少ない順位）	全国2位 （3年度）	全国1位							
	2 大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン車の台数（平成25年度比）</td> <td>▲5.5% （元年度）</td> <td>▲35%以上</td> </tr> <tr> <td>宅配便の再配達率</td> <td>—</td> <td>7.0%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況	目標	ガソリン車の台数（平成25年度比）	▲5.5% （元年度）	▲35%以上	宅配便の再配達率	—	7.0%
	指標	現況	目標							
	ガソリン車の台数（平成25年度比）	▲5.5% （元年度）	▲35%以上							
	宅配便の再配達率	—	7.0%							
3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現況</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「環境楽習室エコ・ラボとやま」の見学・体験者数</td> <td>500人 （2年度）</td> <td>1,000人</td> </tr> <tr> <td>微小粒子状物質（PM2.5）濃度の年平均値とその全国順位（濃度が低い順）</td> <td>7.3$\mu\text{g}/\text{m}^3$ （3年度） 全国13位 （2年度）</td> <td>低減させる 全国10位以内</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現況	目標	「環境楽習室エコ・ラボとやま」の見学・体験者数	500人 （2年度）	1,000人	微小粒子状物質（PM2.5）濃度の年平均値とその全国順位（濃度が低い順）	7.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （3年度） 全国13位 （2年度）	低減させる 全国10位以内	
指標	現況	目標								
「環境楽習室エコ・ラボとやま」の見学・体験者数	500人 （2年度）	1,000人								
微小粒子状物質（PM2.5）濃度の年平均値とその全国順位（濃度が低い順）	7.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （3年度） 全国13位 （2年度）	低減させる 全国10位以内								
計 画 期 間	令和5年度から12年度までの8年間									
対 象 地 域	県内全域									
計 画 の 推 進 施 策	1 大気環境の状況の把握及び大気汚染の未然防止 (1) 大気環境の監視及び調査 (2) 規制基準の遵守指導 (3) 事業者による取組みの促進 (4) 事故の未然防止対策 (5) 公害苦情処理及び紛争解決									
	2 大気環境の改善及びカーボンニュートラル実現に向けた取組みの推進 (1) 工場・事業場における取組みの推進 (2) 自動車・交通における取組みの推進 (3) 家庭における取組みの推進 (4) 再生可能エネルギーの導入促進 (5) 情報提供の充実や普及啓発活動 (6) 県庁の率先行動									
	3 快適な大気環境の実現に向けた体制の整備 (1) 大気環境の向上に向けた環境整備 (2) 大気環境保全に取り組む人づくり (3) 快適な大気環境保全のための調査研究の推進 (4) 国際的な環境問題に対する貢献									
計 画 の 推 進 体 制	事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」や「エコドライブとやま推進協議会」等を活用しながら、関係者が意見・情報交換を行い、各種施策を推進									

図4-7 大気汚染監視テレメータシステムの状況

(5年4月1日現在)



緊急時に迅速に対応するため、図4-7のとおり、インターネットを利用し、一般環境観測局16局、自動車排出ガス観測局3局及び緊急時一斉指令システム等からなる大気汚染監視テレメータシステムを整備しています。

また、県内の大気汚染状況を県民に広く知ってもらうため、ウェブサイトにより光化学オキシダント等の濃度をリアルタイムで情報提供するほか、注意報等の発令時には、関係者に一斉メール配信するシステムを利用し、迅速かつ的確な情報提供を実施しています。

エ 監視指導

大気汚染防止法及び公害防止条例に基づき、延べ62工場・事業場（中核市である富山市の区域を除く。）を対象に立入検査を実施し、うち1工場・事業場に対して、改善を指導しました。

また、水銀排出施設等に対し、排ガスの測定を実施し、基準の適合状

況を確認しました。

オ 光化学オキシダント対策の推進

光化学オキシダントの注意報を想定した発令訓練を実施するとともに、濃度の予測手法について検討を行いました。また、主要な原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の大気中への排出を抑制するため、排出量削減に向けた監視指導を実施しました。

カ 微小粒子状物質の監視及び対策の検討

微小粒子状物質の高濃度時の注意喚起に備えた監視体制を確保しました。

微小粒子状物質の注意喚起の判断基準は、表4-5のとおりです。

キ アスベスト対策の推進

アスベスト含有建材使用の有無に関する事前調査結果の報告が義務付けられたことから、これらの報告を踏まえ、事前調査の適切な実施につ

表4-5 微小粒子状物質の注意喚起の判断基準

(1) 午前中の早めの時間帯での判断

区 分		判断基準
A	日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	3時間平均値（午前5時、6時、7時の1時間値を局別に平均）の2番目に大きい値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	3時間平均値が1局でも85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

(2) 午後からの活動に備えた判断

区 分		判断基準
A	日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過を予想	8時間平均値（午前5時から12時の1時間値を局別に平均）が1局でも80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過
B	日平均値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超過のおそれ	8時間平均値が1局でも70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過

注1 「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合（A）」とは、国が示す判断基準を超過した場合をいいます。

注2 「日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えるおそれがある場合（B）」とは、国が示す判断基準には達していないが、県独自の基準（国の基準よりも厳しく、より安全側に立ったもの）を超過した場合をいいます。

(3) 注意喚起の解除の方法

①	注意喚起を実施した後に、すべての一般環境観測局で午後7時まで1時間値が2時間連続して50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、注意喚起を解除
②	①の解除基準に満たない場合、翌日の午前0時をもって自動的に解除

いて指導・助言しました。

また、大気汚染防止法に基づき届出された吹付け石綿、石綿含有断熱材等（いわゆるレベル1・2建材）に加え、新たに規制対象となった石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）の除去等作業（中核市である富山市の区域を除く。）92件について作業基準の確認を行うとともに、一定規模以上の作業現場18件について立入検査を実施し、アスベストの飛散防止対策の徹底について指導・助言を行いました。

また、県内の一般大気環境中におけるアスベスト濃度の実態を把握するため、住宅地域や工業地域等7地点で実施した環境調査では、アスベスト濃度が0.17~0.39本/Lで、環境省が実施した全国の一般環境調査結果と同程度でした。

ク 環境放射能調査等の実施

県内における環境放射能の実態を把握するため、原子力規制庁の委託を受けて、日常生活に関係のある大

気や水道水など各種環境試料中の放射能を調査しました。

また、志賀原子力発電所によるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）圏内の環境放射線の状況についてモニタリングを実施しました。

調査項目等は、表4-6及び表4-7のとおりです

② 水質

ア 法令等に基づく規制の概要

水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場からの排水に全国一律の排水基準を設定し、規制しています。

規制の対象は、法の特定施設を設置している工場・事業場であり、現在、政令で102業種等の施設が指定されています。4年度末時点では、3,372工場・事業場において届出がなされており、地域別では、富山市が887工場・事業場（構成比26%）、高岡市が457工場・事業場（構成比14%）を占めています。また、業種別では、旅館業が590工場・事業場（構

表4-6 環境放射能調査の概要（4年度）

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間放射線量率	空気	富山市 高岡市 砺波市 小矢部市 射水市	連続	モニタリングポスト
		(県独自調査) 氷見市 入善町		
全ベータ放射能	降水	射水市	降雨ごと	ベータ線測定装置
核種分析	大気浮遊じん	//	4	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	降下物	//	12	
	水道水	//	1	
	精米	//	1	
	野菜(ほうれん草)	富山市	1	
	//(大根)	射水市	1	
	牛乳	砺波市	1	
土壌(上層、下層)	射水市	1		

表4-7 UPZ 圏内における環境放射線モニタリングの概要（4年度）

調査項目	試料名	調査地点	調査回数 (回/年)	測定方法
空間放射線量率	空気	上余川局 八代局 女良局 宇波局 懸札局 余川局 上庄局 触坂局	連続	モニタリングポスト
積算線量	空気	上余川局	4 (3か月積算線量)	積算線量計
全アルファ放射能 全ベータ放射能	大気浮遊じん	//	連続	ダストモニタ
放射性ヨウ素	空気	//	12	ヨウ素モニタ
核種分析	降下物 (雨水・ちり)	//	12	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	陸水 (上水、湧水)	氷見市鞍川 氷見市磯辺	1	ゲルマニウム半導体 核種分析装置
	土壌 (表層)	上余川局 八代局	1	ゲルマニウム半導体 核種分析装置 低バックグラウンド 放射能自動測定装置
	農産物 (精米、白菜、大根)	氷見市論田 氷見市中波	1	ゲルマニウム半導体 核種分析装置 低バックグラウンド 放射能自動測定装置

成比17%)、食料品製造業が494工場・事業場(構成比15%)となっています。

また、国の一律基準では水質汚濁の防止が不十分と認められる水域については、条例でより厳しい排水基準を設定できることになっており、本県では、上乘せ条例により、主要な公共用水域について上乘せ排水基準を設定しています。

さらに、本県では、公害防止条例により、法の規制対象外の施設を対象として、特定施設を追加指定するとともに、排水基準を設定し、水質汚濁の未然防止を図っています。

イ 水質環境計画の推進

水質環境計画(昭和62年2月策定)は、環境基本条例に定める水質汚濁の防止に関する個別計画であり、河川、湖沼、海域及び地下水の水環境を保全するための基本となる方向を示すものです。

県では、この計画に基づき、公共用水域における水質の常時監視、工場・事業場に対する排水基準の遵守状況の確認など、水質環境保全施策を推進しており、令和4年3月には、水環境に関する新たな課題を踏まえ、計画を改定しました。

また、富山湾の水質については、窒素、りん起因する植物プランクトンの増殖(内部生産)の影響を受けるため、表4-8のとおり富山湾海域における窒素、りんの水質環境目標を設定しています。

水質環境計画の概要は、表4-9のとおりです。

ウ 監視測定体制の整備

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質測定計画を作成し、27河川、3湖沼、2海域の97地点で水質を監視しています。

エ 監視指導

水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づき、延べ31工場・事業場(中核市である富山市の区域を除く。)を対象に立入検査を実施し、排水基準の適合状況や汚水処理施設の管理状況等について確認を行いました。

オ 富山湾水質保全対策の推進

富山湾の水質保全を図るため、事業者、行政等で構成する「富山湾水質改善対策推進協議会」において、工場・事業場の窒素・りん等の削減対策を促進するとともに、工場・事業場による自主的な清掃・植樹活動などの「プラスワンアクション」を推進しました。

また、工場等から富山湾へ流入する汚濁物質の実態を調査しました。

カ 水質環境の各種調査

(ア) 窒素・りん環境調査

河川や海域における全窒素及び全りんの実態を把握するため、河川51地点、海域28地点で調査を実施しました。

その結果、河川の全窒素及び全りんの濃度は一般的に人為的汚濁源の多い河川で高く、有機汚濁の状況とほぼ類似した傾向を示しました。

表4-8 富山湾海域における窒素・りんの水質環境目標

水 域 名	窒 素	り ん
小矢部川河口海域(乙)	0.17mg/L以下	0.016mg/L以下
神通川河口海域(乙)	0.23mg/L以下	0.017mg/L以下
その他の富山湾海域	0.14mg/L以下	0.010mg/L以下

表4-9 水質環境計画の概要

<p>計画の目指す姿</p>	<p>SDGsの達成や「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」*の実現を目指す。 * 「魚がすみ、水遊びが楽しめる川、湖、海及び清らかな地下水」は、具体的には「きれいな水」と「うるおいのある水辺」とする。</p> <p>○「きれいな水」とは 公共用水域及び地下水において、水質汚濁に係る環境基準が達成されていること さらに、公共用水域の生活環境項目については、河川は環境基準のB類型相当以上の水質、湖沼は環境基準のA類型相当以上の水質、海域は環境基準のB類型相当以上の水質であること</p> <p>○「うるおいのある水辺」とは 周辺の景観と調和が図られ、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策など憩いの場が、県民一人ひとりの取組みにより確保されていること</p>
<p>計画の指標</p>	<p>○水質環境基準達成率：河川100%、湖沼100%、海域100% (県内の環境基準点の全地点数に対する環境基準適合地点数の割合(河川：BOD、湖沼・海域：COD))</p> <p>○水環境保全活動への参加人数：9,000人 (令和4年度から8年度まで5年間の累計)</p> <p>○水質汚濁事故件数：25件以下</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和4年度から概ね5年間</p>
<p>計画の対象</p>	<p>県下全域の公共用水域及び地下水</p>
<p>計画の推進施策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質環境の調査及び評価 公共用水域における水質の常時監視、気候変動による水質環境への影響把握等 2 水質汚濁の防止 生活系・産業系排水対策、化学物質対策、水質汚濁事故対策の推進等 3 水環境保全活動の推進 水環境保全活動の促進、「とやまの名水」の保全・利活用の推進、水環境に関する情報発信等 4 水域の保全等 水域の浄化、水辺の整備等
<p>計画の推進体制</p>	<p>県民、事業者、関係団体等の理解と協力を得て、国及び市町村等の関係機関との連携・協力のもと、計画を推進 事業者、関係団体、関係行政機関等で構成する「環境とやま県民会議」等を活用しながら、関係者間において意見・情報交換を行い、計画に掲げた各種施策を実施</p>

また、富山湾の全窒素は環境基準のⅠ類型(0.2mg/L以下)～Ⅱ類型(0.3mg/L以下)、全りんは環境基準のⅠ類型(0.02mg/L以下)に相当する水質であり、水質環境計画で設定した水質環境目標の適合率は、全窒素で71%、全りんでは82%でした。

(イ) 要監視項目環境調査

公共用水域における要監視項目の実態を把握するため、河川及び海域53地点で14項目について調査を実施しました。

その結果、一部の地点でニッケル、モリブデン、アンチモン、全マンガン及びウランが検出されましたが、環境省の定める指針値を

超えたものではありませんでした。

(ウ) 湖沼水質調査

主要な湖沼の水質の現況を把握し、水質汚濁の未然防止に資するため、桜ヶ池で水質調査を実施しました。

その結果、有機汚濁の指標であるCODについては、環境基準のA類型（3 mg /L以下）に相当する水質でした。

(エ) 海水浴場水質調査

海水浴場の水質の状況を把握するため、主要海水浴場について調査を実施しました。

その結果、開設した海水浴場の7か所すべてが、海水浴場として適切な水質でした。

(オ) 神一ダム水質調査

神岡鉱業(株)との「環境保全等に関する基本協定」に基づき、カドミウムについて神一ダムで毎月調査を実施しました。

その結果は、すべて不検出（0.0001mg /L未満）であり、環境基準値（0.003mg/L以下）と比べて極めて低い値でした。

(カ) 底質調査

公共用水域における底質の重金属の状況を把握するため、河川の15地点で調査を実施しました。

その結果、総水銀について暫定除去基準（河川25ppm、港湾・運河30ppm）を超える地点はみられませんでした。

(キ) 立山環境調査

立山地区の水質環境の保全を図るため、発生源5事業場及び常願寺川上流部の河川等の環境6地点の水質調査を実施しました。

その結果、発生源についてはい

ずれも排水基準に適合しており、環境についても著しい水質悪化は認められませんでした。

キ 漁場環境保全対策

漁場環境の保全を図るため、漁場環境の監視を行うとともに漁業被害に関する情報の収集、定置網漁場の水質調査等を実施しました。

魚津市地先から氷見市地先に至る定置網漁場を中心とする29地点において、年12回の計画で調査地点ごとに、水温、pH、塩分、濁度、CODを測定するとともに、海況及び漁獲量もあわせて調査し、その結果をとりまとめ、関係者に報告しました。

主な調査結果を年間の最小値・最大値でみると、pHについては7.6～8.5、CODは0.2～2.4mg /Lとなっています。

③ 騒音・振動

ア 騒音の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

騒音規制法では、法で指定された規制地域内における工場・事業場の敷地境界での工場騒音、特定建設作業騒音及び自動車交通騒音を規制することにより、騒音の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、工場騒音は、金属加工機械、織機等31種類の施設、特定建設作業騒音は、くい打機を使用する作業等8種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められています。

4年度末の特定施設の届出状況は、1,697工場・事業場、19,428施設となっています。

また、自動車交通騒音は、定常走行時及び加速走行時について許容限度を定め規制されているほか、

公安委員会への要請限度等が定められています。

さらに、公害防止条例では、法の指定地域以外の地域及び規制対象外の施設を対象として、県下全域にわたって規制を行っています。規制基準は、法に準じて、区域及び時間帯ごとに定められています。

(イ) 監視指導

騒音による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っています。

騒音規制法及び公害防止条例の対象工場・事業場等について、6市町が延べ59工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技術指導を行いました。

(ウ) 騒音の各種調査

一般地域の環境騒音については、道路に面する地域以外の地域において7市町が実態を調査しました。このうち、昼間及び夜間とも測定が実施された61地点における環境基準の達成状況は、表4-10のとおり、58地点において昼間及び夜間とも達成していました。

また、自動車交通騒音については、道路に面する地域において県及び10市町が89地点で実態を調査しました。このうち、面的評価(環境基準を超過する住居等の戸数及び割合について評価)を行っている地点の環境基準の達成状況は、表4-11のとおり、達成戸数は2,947戸数中2,846戸(97%)でした。

さらに、県では、航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握す

るため、四季ごとに1回(7日間)4地点で調査を実施しました。その結果、すべての地点において環境基準を達成しました。航空機騒音の年度別推移は表4-12のとおりです。

このほか、北陸新幹線の鉄道騒音の状況を把握するため、県内沿線において鉄道騒音の実態調査を実施しました。その結果、表4-13のとおり、I類型は3地点、II類型は2地点で環境基準を達成しました。



自動車交通騒音の調査

(エ) その他の対策

高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、自動車交通騒音の防止を図っています。

イ 振動の防止対策

(ア) 法令等に基づく規制の概要

振動規制法では、法で指定された規制地域内における工場・事業場の敷地境界での工場振動、特定建設作業振動及び道路交通振動を規制することにより、振動の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定

表4-10 一般地域の環境騒音の環境基準達成率（4年度）

測定地点数	全部達成地点数 (%)	一部達成地点数 (%)	未達成地点数 (%)
61	58 (95)	0 (0)	3 (5)

表4-11 自動車騒音の環境基準達成状況（4年度）

道路種別 (道路に面する地域)	調査 区間数	評価対象 戸数 (A)	達成区間数	達成戸数 (B)	環境基準達成率 (%) (B ÷ A × 100)
国 道	8	776	3	676	87
県 道	10	2,171	9	2,170	99
計	18	2,947	12	2,846	97

注 環境基準達成率は、当該地域内のすべての住居等のうち環境基準に適合している戸数の割合を把握して面的評価したものです。

表4-12 航空機騒音の年度別推移

(単位：dB)

調査地点名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
富山市萩原	54	54	47	46	50
富山市塚原	51	52	46	45	48
富山市新保	48	49	46	45	47
富山市婦中町萩島	51	52	46	47	49
環 境 基 準	62以下（類型Ⅱ）				

注 評価指標はL_{den}（時間帯補正等価騒音レベル）です。

表4-13 北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況（4年度）

地域類型	主な用途	環境基準	調査地点数	環境基準達成数
I	住居地域など	70dB 以下(騒々しい街頭と同程度)	10	3
II	商業地域など	75dB 以下(電車の車内と同程度)	2	2
計			12	5

められている地域であり、工場振動は金属加工機械、織機等20種類の施設、特定建設作業振動はくい打機を使用する作業等6種類の作業について、区域及び時間帯ごとに規制基準が定められています。

4年度末の特定施設の届出状況は、926工場・事業場、9,613施設となっています。

また、道路交通振動については、公安委員会への要請限度等が定められています。

(イ) 監視指導

振動による生活環境への影響を防止するため、各市町では、工場・事業場等の監視を実施するとともに、必要に応じて施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行っています。

振動規制法の対象工場・事業場等については、2市が延べ38工場・事業場の立入検査を実施し、規制基準の適合状況及び対象施設の維持管理状況を調査するとともに技

術指導を行いました。

また、道路交通振動については、7市町が54地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して低い値でした。

(ウ) その他の対策

騒音の防止対策と同様、高度道路交通システムの整備や道路構造の改善等により、交通流の円滑化、交通渋滞の解消等を促進し、道路交通振動の防止を図っています。

④ 悪臭

ア 悪臭防止法等による規制

悪臭防止法では、法で指定された規制地域内における工場・事業場の敷地境界での悪臭物質の濃度や気体排出口及び排水からの悪臭物質の排出等を規制することにより、悪臭の防止を図っています。

規制地域は、10市4町のうち、都市計画法に基づく用途地域の定められている地域であり、アンモニア、メチルメルカプタン等22物質について、工業専用地域とその他の用途地域に区分し、事業場の敷地境界、気体排出口及び排水について規制基準が設定されています。

また、公害防止条例では、悪臭に係る特定施設の届出を義務付けています。

イ 畜産環境保全対策

畜産農家の実態調査、巡回指導を行うとともに、健全な畜産経営の育成を図りました。

(ア) 調査及び巡回指導

県、市町村及び農業団体の連携による総合的な指導体制のもとに、畜産農家の実態調査、巡回指導、水質検査、悪臭調査等を実施しました。このうち、実態調査につい

ては、88戸の畜産農家を調査しました。

その結果、ふん尿処理施設の設置及び利用状況は、各畜種とも発酵処理施設による利用が最も多い状況でした。

また、畜産農家付近住民から寄せられる苦情を未然に防ぐため、家畜排せつ物法に基づき79戸の畜産農家で定期巡回指導を行うとともに、水質検査を6戸、悪臭調査を1戸で実施しました。

(イ) 健全な畜産経営の育成

家畜の飼養に伴って生ずる衛生環境阻害要因の除去、施設の改善及び畜舎周辺の美化運動等を推進するとともに、地域社会と調和した清潔で快適な畜産環境の維持を推進しました。

また、家畜ふん尿を適正に処理した堆肥づくりを積極的に指導しました。

⑤ 発生源対策

大気汚染防止法等に基づく工場・事業場への立入検査による監視指導のほか、環境保全技術講習会の開催等による環境保全に関する知識や技術の普及、ウェブサイトなど各種普及啓発資材による環境汚染事故の未然防止対策や応急措置等に関する情報提供等により、事業者のより効果的な環境管理体制の再構築に向けた支援を行いました。

2 環境改善対策等の推進

(1) 現況

① 水質汚濁事故対策

県内では、図4-8のとおり、有害物質や油等の河川等への流出や地下への浸透等の水質汚濁事故が年間40件程度発生しており、県、市町村等からなる「水質汚濁事故対策連絡会議」において、事故の未然防止の推進及び事故時の関係者間の連携体制の強化を図っています。

② 土壌・地下水汚染対策

土壌や地下水は、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり持続するという特徴があり、土壌では土壌環境機能（水質浄化・地下水涵養機能、食料を生産する機能）を保全する観点から、地下水では人の健康を保護する観点から、それぞれ重金属や有機塩素化合物等について環境基準が定められています。

ア 農用地の土壌環境の状況

農用地については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、カドミウム、銅及びヒ素が特定有害物質として定められています。

県内には、カドミウムによって汚染された農用地として、表4-14、

図4-9に示すように神通川流域で1,500.6ha、黒部地域で129.5haを農用地土壌汚染対策地域に指定し、表4-15の農用地土壌汚染対策計画に基づき、汚染を除去するための工事（土壌復元工事）を実施してきた結果、神通川流域は23年度に、黒部地域は26年度に土壌復元事業が完了しました。

土壌復元事業が完了した地域について指定を解除した結果、4年度末の時点での指定面積は、神通川流域で17.5ha、黒部地域で0.3haとなっています。

イ 市街地等の土壌環境の状況

土壌汚染対策法では、鉛やヒ素などの特定有害物質を取り扱う水質汚濁防止法の特定施設の使用の廃止時等に、土地所有者等による土壌汚染状況調査の実施を義務付けており、その結果、指定基準に適合しない汚染が判明した場合は、知事（富山市内の場合は市長）がその区域を指定することとされています。県では、4年度末時点で要措置区域1か所、形質変更時要届出区域4か所を指定しています。

図4-8 水質汚濁事故発生件数の推移

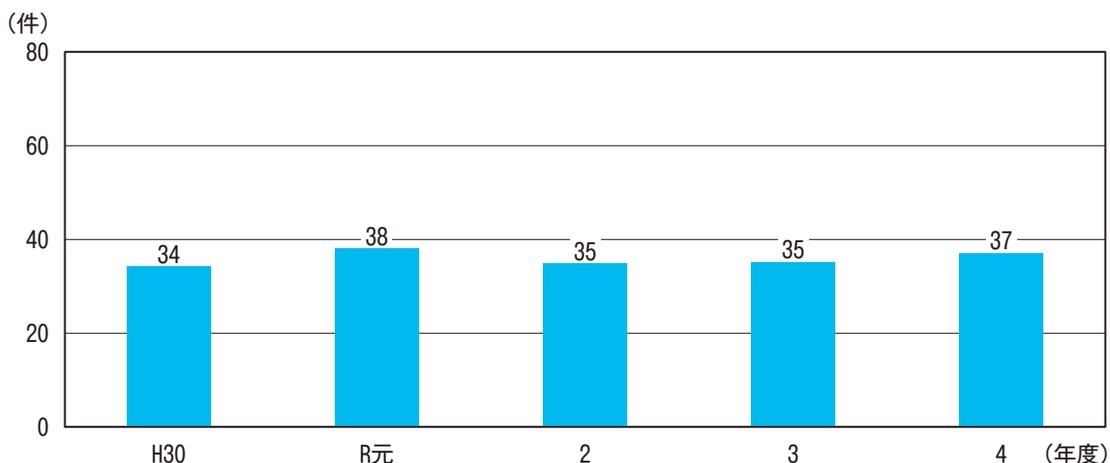


表4-14 農用地土壌汚染対策地域の指定及び解除の状況

(単位：ha)

地域名	対策地域の指定面積①	指定解除した面積											残る指定面積①-②	指定及び解除の年月日			
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回			計②		
神通川流域	左岸地域	旧富山市	21.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.6	6.3	0.0	0.0	20.9	0.2	指定 S49年8月27日 50年10月17日 区域変更 52年1月28日 52年11月30日
		旧婦中町	912.0	12.5	42.4	130.9	123.8	192.2	184.4	69.8	51.6	88.4	0.0	0.0	896.0	16.0	
		旧八尾町	85.3	0.0	4.2	80.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	85.3	0.0	
	右岸地域	小計	1,018.4	12.5	46.6	211.6	123.8	192.2	184.4	69.8	66.3	95.0	0.0	0.0	1,002.2	16.2	指定解除 第1回 S62年6月9日 第2回 H3年6月18日 第3回 6年4月25日 第4回 9年8月11日 第5回 12年8月11日 第6回 15年7月30日 第7回 18年8月11日 第8回 21年8月3日 第9回 24年8月17日 第10回 26年3月10日 第11回 31年3月25日
		旧富山市	437.6	54.2	129.2	1.0	23.6	12.0	73.5	61.3	67.3	0.7	12.6	1.4	436.8	0.8	
		旧大沢野町	44.6	28.5	14.1	0.5	0.4	0.0	0.1	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0	44.1	0.5	
黒部地域	小計	482.2	82.7	143.3	1.5	24.0	12.0	73.6	61.3	67.4	1.1	12.6	1.4	480.9	1.3	指定 S48年8月9日 区域変更 49年11月28日 指定解除 第1回 H12年8月11日 第2回 27年8月26日 第3回 31年3月25日	
	計	1,500.6	95.2	189.9	213.1	147.8	204.2	258.0	131.1	133.7	96.1	12.6	1.4	1,483.1	17.5		
黒部地域	黒部市	129.5	61.0	52.7	15.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	129.2	0.3		

注 面積は台帳面積です。地域名は指定当時の名称です。

表4-15 神通川流域及び黒部地域における農用地土壌汚染対策計画策定状況

計画の内容	神通川流域				黒部地域
	第1次地区	第2次地区	第3次地区	計	
告示年月日	S55年2月6日	S59年1月20日 H3年9月4日変更	H4年2月3日 15年6月26日変更	—	H3年11月19日 8年9月30日変更 20年3月28日変更
計画面積(ha)	96.4(108.0)	450.5(481.1)	953.7(1,055.3)	1,500.6(1,644.4)	129.5(132.1)

注 実数は台帳面積、()内は実測面積です。

ウ 地下水汚染の状況

水質汚濁防止法に基づき、県内平野部で地下水の水質を定期的に監視しており、一部の地点で自然的原因により環境基準を超過することはあるものの、概ね環境基準を達成しています。また、過去に汚染が判明した地域において、汚染範囲の拡大は認められていません。

地下水汚染が判明した場合には、直ちに汚染範囲の確認と原因の特定を行い、原因者に対し浄化の措置等を講ずるよう指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し地下水利用について周辺住民へ注意喚起することとしております。

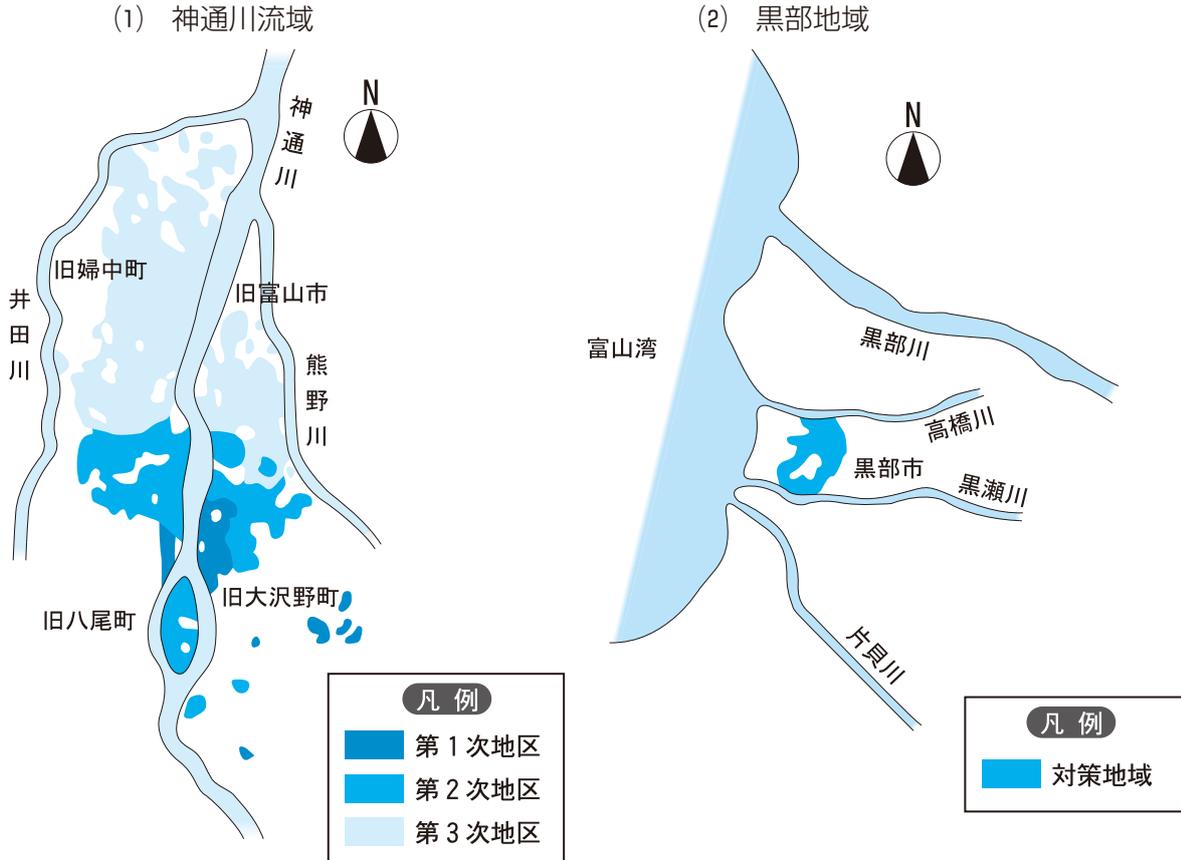
また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法等により、有害物質を含む水の地下浸透を禁止

するとともに、有害物質を使用・貯蔵する施設の設置者には、定期的な施設の点検等が義務付けられています。

③ 化学物質対策

有害性が指摘されている化学物質については、近年、法令による規制が進み、環境リスク(環境の保全上の支障を生じさせる可能性)の低減が図られていますが、使用や排出の実態、環境濃度等の知見が不足しており、今後、実態の把握に努めることが必要となっています。このため、国では、11年7月に、多数の化学物質に係る環境リスクを適切に管理することを目的として「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化学物質排出把握管理促

図4-9 農用地土壌汚染対策地域



進法」という。)を制定し、13年4月からPRTR制度が運用されています。

化学物質による環境汚染については、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき対策を推進しており、特に環境基準が設定されたベンゼン、ダイオキシン類等については、環境中の濃度、排出状況等の把握に努めています。

また、工場・事業場における化学物質の適正管理の徹底を指導するとともに、地下水や土壌の汚染がみられる場合には、地下水の浄化、土壌汚染の除去等の措置を講じさせるなど、汚染の拡散による健康被害の防止を図っています。

一方、ゴルフ場の農薬については、平成2年4月に定めた「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づく取組みを推進し、農薬の安全かつ適正な使用及び管理の確保と農薬による被害防止を図っています。

また、農業分野においては、「富山県みどりの食料システム基本計画」(5年3月作成)に基づき、化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガスの排出削減等の取組みを推進し、環境にやさしい農業の普及活動を展開しています。

④ 生活排水対策

本県では、全国に先駆けて「全県域下水道化構想」(平成2年度)を策定し、県と市町村が一体となり積極的に污水处理施設整備を進めてきており、現在は、30年度に策定した「全県域下水道ビジョン2018」、4年度に策定した「污水处理広域化・共同化計画」に基づき、污水处理施設未普及地域での整備を実施するとともに、より効果的、経済的な污水处理整備を進めるため、更新時期を迎える処理場について、統廃合を推進しています。

また、浄化槽の設置については、昭和62年度から国が市町村に対して補助

を行っており、県も63年度から市町村への補助を行っています。

⑤ 公害苦情・紛争

公害紛争処理法に基づき本県の公害審査会に係属した公害紛争処理事件は、4年度までで12件となっています。

また、県又は市町村が受理した大気汚染、水質汚濁等の典型7公害についての苦情件数は、図4-10のとおり、昭和47年度の545件をピークに減少しており、4年度は153件となっています。その内訳は、水質汚濁に関するものが66件と最も多く、また、発生源別では、図4-11のとおり、発生源不明38件、家庭生活32件、その他30件の順となっています。

なお、人口100万人当たりの苦情件数は、図4-12のとおり、本県は全国

に比べて苦情の少ない県となっています。

公害健康被害者に対しては、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、原因者負担により、公害によって生じた健康被害の損失に対する補償が行われており、医療費、療養手当等の給付がなされています。本県では、昭和44年12月に神通川下流区域のイタイタイ病が指定を受けています。4年度末現在、カドミウム汚染に起因する公害病であるイタイタイ病に認定された患者は201人、要観察者は344人となっています。

(2) 講じた施策

① 水質汚濁事故対策

水質汚濁事故対策連絡会議において事故発生時の連絡体制の確保を図

図4-10 苦情件数の推移（典型7公害）

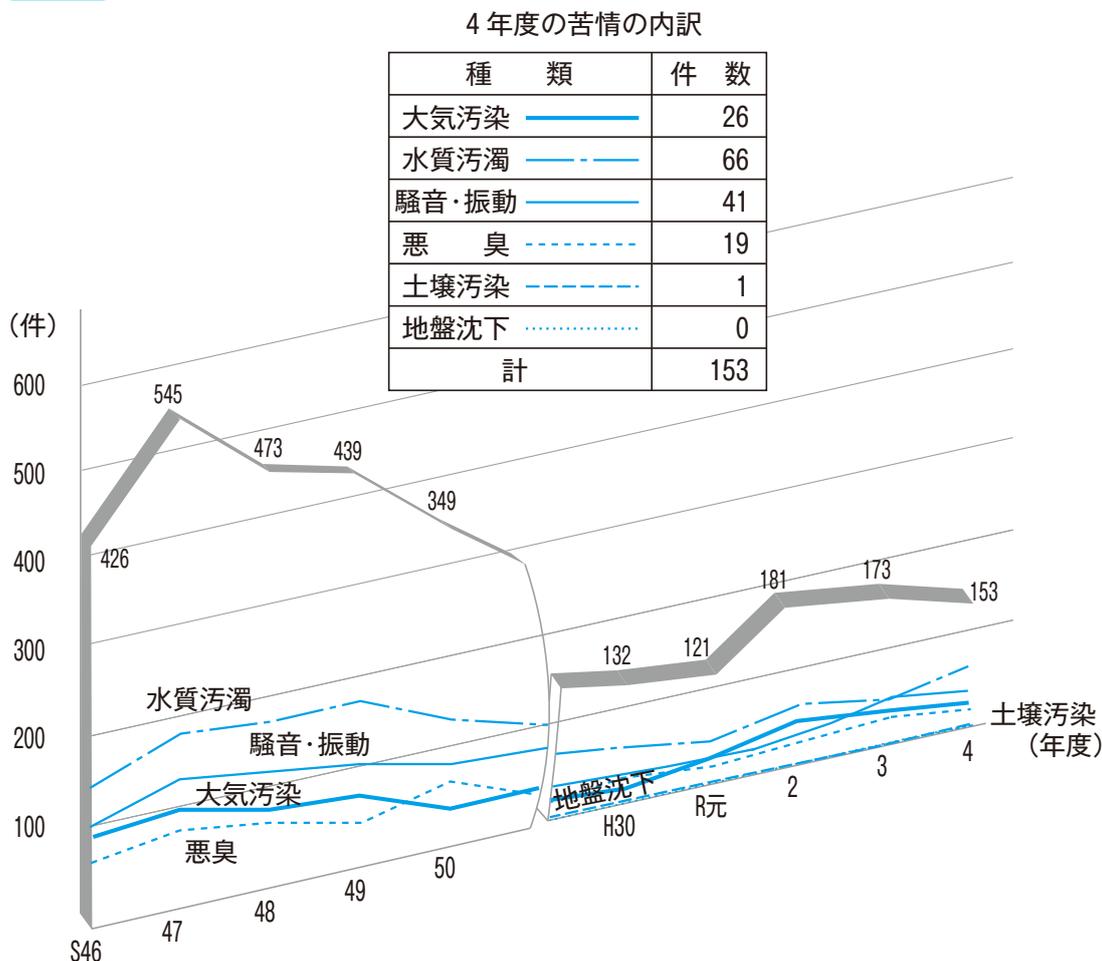


図4-11 苦情の発生源別の推移（典型7公害）

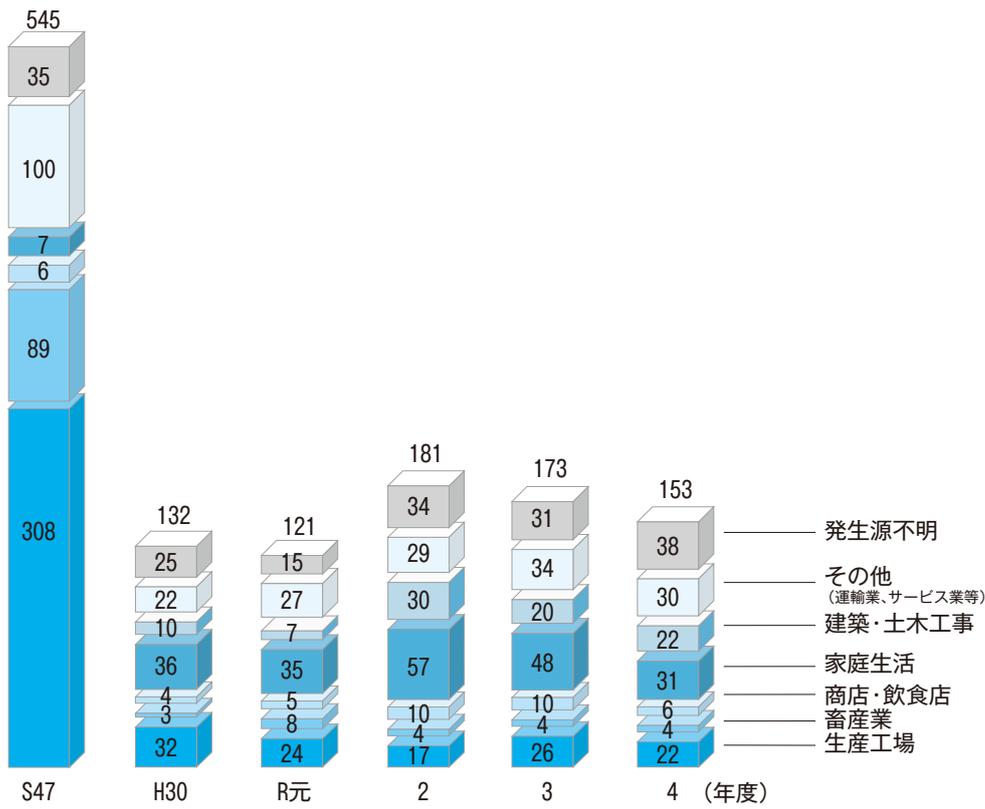
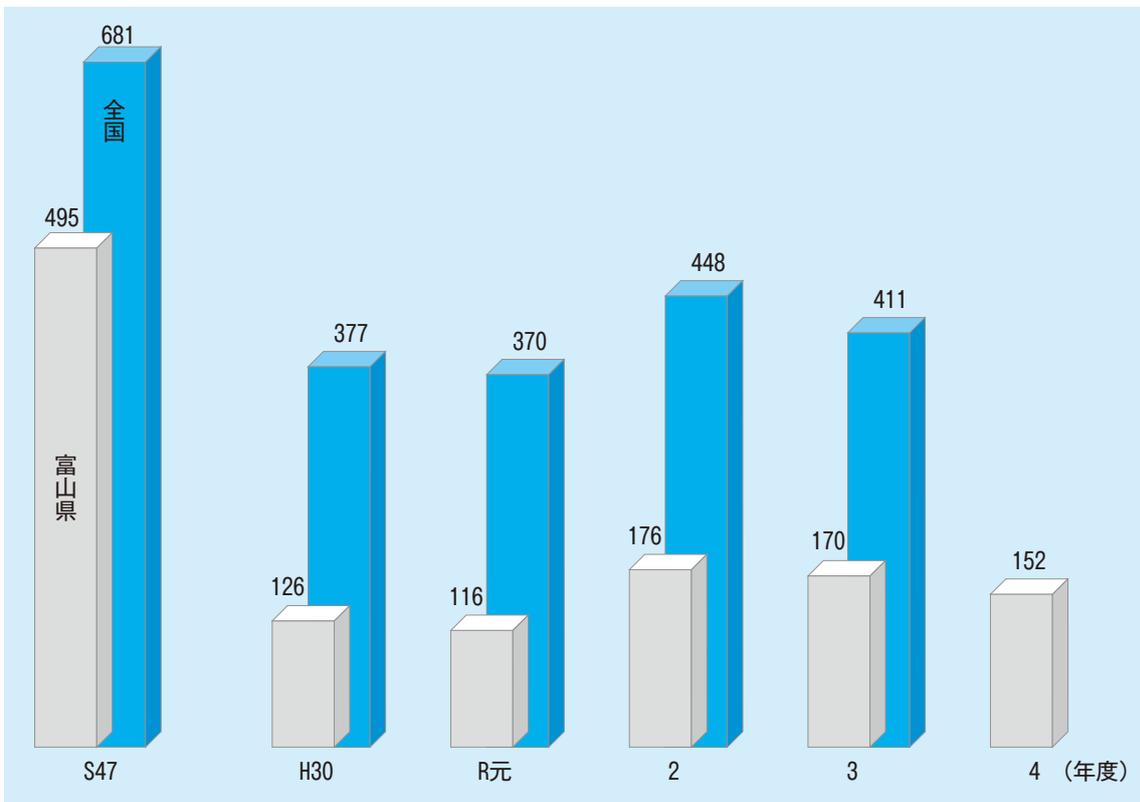


図4-12 人口100万人当たりの苦情件数の推移（典型7公害）



注 人口100万人当たりの苦情件数 = (苦情件数/人口) × 100万人

るとともに、事故時に迅速に対応するための訓練を行ったほか、事業者や一般家庭に事故防止を呼びかけるチラシを配布しました。

② 土壌・地下水汚染対策

ア 農用地の土壌汚染対策

(ア) 神通川流域

神通川流域では、昭和46年に「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が施行されたことに伴い、同年農用地におけるカドミウム汚染調査を開始しました。

46～51年度の6年間にわたって、兩岸の農用地約3,130haを対象に、玄米2,570点、土壌1,667点について調査した結果、表4-16のとおり、カドミウムによる玄米及び土壌の汚染が確認されました。

このうち、玄米中のカドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は230地点で、汚染米発生地域の面積は約500haとなっています。

また、この調査結果に基づき、汚染米発生地域とその近傍地域のうち汚染米が発生するおそれがある地域をあわせた1,500.6haを農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）として指定しました。対策地域内の汚染状況は、表4-17のとおりでした。

神通川流域の対策地域面積は1,500.6haと広大な地域に及ぶことから、対策計画を上流部から順次分割して策定し、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、第1次地区の96.4haについては55年2月、第2次地区の450.5haについては59年1月（平成3年9月に変更）、残る第3次地区の953.7haについては平成4年2月（15年6月に変更）に、それぞれ対策計画を策定しました。

対策計画に係る事業費は、第1

次地区が1,783,000千円、第2次地区が10,940,000千円（3年9月の変更後は9,054,856千円）、第3次地区が19,291,900千円（15年6月の変更後は24,232,000千円）であり、第1～3次地区に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画により負担がなされました。

対策計画が策定されると、土地改良法等に基づき、公害防除特別土地改良事業（以下「公特事業」という。）が実施されることになり、第1次地区については、昭和55年10月に公特事業として事業計画が確定し、58年度に面工事が完成、第2次地区については、59年6月に事業計画が確定し、平成4年度に面工事が完成、第3次地区については、4年9月に事業計画が確定しました。また、18年からは市街化区域内に残っている汚染農用地の土壌復元にも取り組みました。公特事業は23年度をもって完了し、第1～3次地区において、763.3haが水田に復元されました。

(イ) 黒部地域

黒部地域では、昭和45年に黒部市の旧日本鋳業(株)三日市製錬所周辺地域の農用地が、カドミウム環境汚染要観察地域に指定されました。このため、46～48年度の3年間にわたって同工場周辺の農用地約250haを対象に、玄米316点、土壌（作土）225点についてカドミウム濃度を調査した結果、表4-18のとおり、カドミウムによる玄米及び土壌の汚染が確認されました。

玄米中カドミウム濃度が1.0ppm以上の汚染米が検出された地点は7地点で、汚染米発生地域の面積は約8haとなっています。

この調査結果に基づき、汚染米

表4-16 玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）（昭和46～51年度調査）

玄米中カドミウム濃度 (ppm)	点数	比率 (%)	土壤中カドミウム濃度 (ppm)	点数	比率 (%)
0.40未満	1,589	62	0.50未満	185	11
0.40～0.99	751	29	0.50～0.99	725	44
1.00～1.99	198	8	1.00～1.99	500	30
2.00以上	32	1	2.00以上	257	15
計	2,570	100	計	1,667	100

表4-17 対策地域内玄米及び土壤中カドミウム濃度（神通川流域）

玄米中 (ppm)		土 壤 中 (ppm)			
		作 土		次 層 土	
点数	平均	点数	平均	点数	平均
544	0.99	544	1.12	304	0.70

発生地域と近傍地域をあわせた129.5haを対策地域として指定しました。対策地域内の玄米及び土壤の汚染状況は、表4-19のとおりでした。

黒部地域の対策地域面積は129.5haで、当該地域については、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、平成3年11月（8年9月、20年3月に変更）に対策計画を策定しました。対策計画に係る事業費は、2,936,000千円（変更後は4,005,700千円、5,307,927千円）であり、対策地域に係る公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画によって費用負担がなされました。

また、公特事業については、4年1月に県営公特事業として事業計画が確定したため、2月から工事に着手し、9年度には農業振興地域内の土壤復元が完了しました。20年度からは黒部市用途地域内に残っている汚染農用地の土壤復元にも取り組みました。公特事業は26年度をもって完了し、黒部地区、黒部2次地区において61.2haが復元されました。

(ウ) 産米流通対策地域

農用地土壤汚染対策地域周辺に位置する地域で、玄米中カドミウム濃度が0.4ppm以上1.0ppm未満の米が産出された地域を産米流通対策地域としました。

神通川流域では9年2月に対策計画を策定し、23年度をもって復元事業を完了しました。

黒部地域では9年11月に対策計画を策定し、復元事業は26年度に完了しました。

イ 市街地等の土壤汚染対策

(ア) 一定の規模以上の土地の形質変更

土壤汚染対策法では、3,000㎡以上（有害物質を使用する水質汚濁防止法の特定施設を設置又は一時的に調査を免除されている場合は900㎡以上）の土地の形質変更を行う場合、知事（富山市内の場合は市長）に届出を行うことが義務付けられているほか、土壤汚染のおそれがあると認めるときは、調査命令が発出されます。

4年度における一時的に調査を免除されている土地の形質変更の

表4-18 玄米及び土壌中カドミウム濃度（黒部地域）

（昭和46～48年度調査）

玄米中カドミウム濃度（ppm）	点数	比率（%）	土壌中カドミウム濃度（ppm）	点数	比率（%）
0.40未満	80	25	2.00未満	29	13
0.40～0.99	229	73	2.00～5.99	130	58
1.00～1.99	7	2	6.00～9.99	45	20
2.00以上	0	0	10.00以上	21	9
計	316	100	計	225	100

表4-19 対策地域内玄米及び土壌中カドミウム濃度（黒部地域）

玄米中（ppm）		土 壌 中（ppm）			
		作 土		次 層 土	
点数	平均	点数	平均	点数	平均
44	0.79	44	7.57	19	0.85

県への届出件数は2件であり、調査命令が発出されましたが、いずれも土壌汚染は確認されませんでした。

また、その他の土地の形質変更の県への届出件数は90件であり、いずれも調査命令は発出されませんでした。

過去に汚染が判明した3地域（9地点）では、汚染範囲の拡大は認められませんでした。

また、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場への立入検査の結果、有害物質を使用・貯蔵する施設の点検を実施していない設置者は確認されませんでした。

(イ) 法の周知等

土壌汚染対策法の確実な運用を図るため、法の内容等について周知を図りました。

また、事業者等からの土壌汚染に関する相談や具体的な事案に対しては、人の健康被害防止の観点から適切な対策の指導・助言を行ったほか、必要に応じて周辺地下水の汚染状況等の確認調査を実施しています。

ウ 地下水汚染対策

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質測定計画を作成し、地下水質を調査しました。平野部76地点のうち一部の地点で自然的原因により環境基準を超過していたものの、概ね環境基準を達成していました。また、

③ 化学物質対策

ア PRTR制度の運用

(ア) PRTRデータの集計公表

5年3月に国から公表された化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRデータの集計結果によると、本県における3年度の届出事業所数は482件で、その化学物質の排出・移動量の合計は6,442 tであり、全国の1.7%を占めていました。その内訳は、表4-20のとおり、大気や公共用水域への排出量が1,705 t（26%）、廃棄物等への移動量は4,737 t（74%）でした。

また、排出・移動量の推移は図4-13のとおり、2年度と比較すると、全体としては22 t減少しました。

届出排出量の内訳を物質別にみると、表4-21のとおり、塗料等に使用されているトルエン（588 t）及びキシレン（270 t）、化学工場で溶媒に使用されるジクロロメタン（176 t）が大きな割合を占めていました。

なお、届出排出量と届出外排出量（小規模事業所、田、家庭、自動車等からの排出量を国が推計）を合計した総排出量は、表4-22のとおり、3,389 tと全国の1.1%を占めており、全国順位は36位でした。

(イ) 事業者による自主的な化学物質の排出削減の促進

事業者に対し、化学物質管理計画の策定や化学物質による環境影響の把握、削減対策等の検討に関し、技術的な支援又は助言を行うとともに、優良な取組事例等を紹介するウェブサイト「よくわかる！化学物質（環境リスク改善への道しるべ）」を活用した普及啓発を実施しました。

イ ダイオキシン類への対応

(ア) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制の概要

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、工場・事業場から排出される排出ガスや排水について、排出基準を設定し、規制を行っています。また、規制の対象となる特定施設を設置する工場・事業場に対しては、毎年1回以上のダイオキシン類の測定及びその結果を知事（富山市の工場・事業場にあつては市長）へ報告することを義務付けています。

現在、廃棄物焼却炉等24種類の施設が特定施設とされており、4年度末の特定施設の届出状況は、総施設数が185施設（108工場・事業場）となっています。

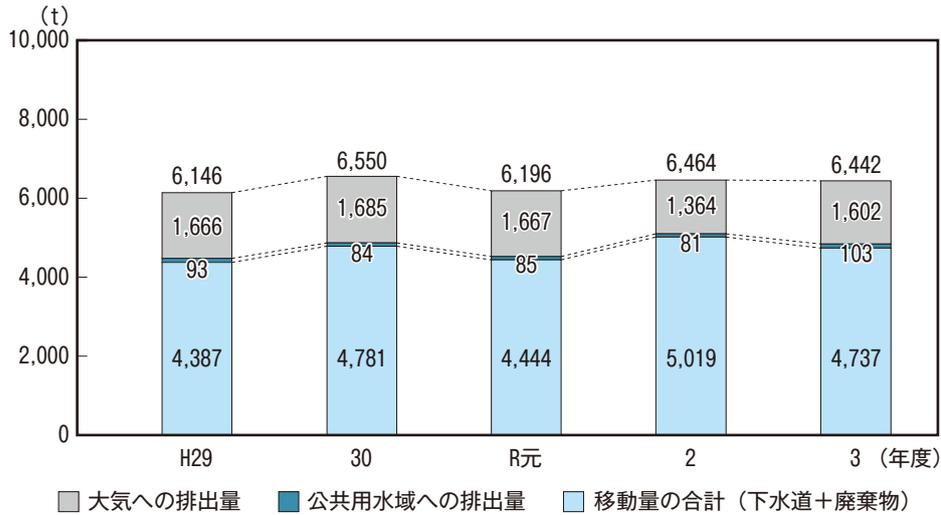
種類別にみると、大気基準適用施設（134施設）では、廃棄物焼却炉が87施設（構成比65%）と最も多く、次いでアルミニウム合金製造用溶解炉が45施設（構成比34%）となっています。水質基準対象施設（53施設）では、廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設等が

表4-20 届出排出・移動量の集計結果（3年度）

区 分		排 出 ・ 移 動 量 (t)	
		富 山 県	全 国
排 出 量	大 気	1,602 (25)	113,346 (30)
	公 共 用 水 域	103 (2)	6,784 (2)
	土 壌	— (—)	1 (0)
	埋 立	— (—)	4,964 (1)
	小 計	1,705 (26)	125,095 (33)
移 動 量	廃 棄 物	4,737 (74)	257,633 (67)
	下 水 道	0 (0)	931 (0)
	小 計	4,737 (74)	258,565 (67)
合 計 (t)		6,442 (100)	383,660 (100)

注1 ()内は届出排出・移動量の割合(%)です。
 2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

図4-13 届出排出・移動量の経年変化



注 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

表4-21 物質別届出排出量 (3年度)

物 質	届出排出量 (集計値) (t/年)	
	富 山 県	全 国
ト ル エ ン	588 (34)	43,039 (34)
キ シ レ ン	270 (16)	20,037 (16)
ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	176 (10)	8,372 (7)
そ の 他	671 (39)	53,647 (43)
計	1,705 (100)	125,095 (100)

注1 () 内は届出排出量の割合 (%) です。
2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

表4-22 届出排出量及び届出外排出量 (3年度)

区 分	届 出 排 出 量 (t/年)	届 出 外 排 出 量 (t/年)					排 出 量 合 計 (t/年)
		対象業種	非 対 象 業 種	家 庭	移 動 体	小 計	
富 山 県	1,705 (50)	422 (12)	453 (13)	267 (8)	542 (16)	1,684 (50)	3,389 (100)
全 国 比 (%)	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	0.9	1.1
全 国	125,095 (40)	39,846 (13)	61,289 (20)	32,183 (10)	54,358 (17)	187,676 (60)	312,771 (100)

注1 () 内は排出量の割合 (%) です。
2 四捨五入により、合計が一致しない場合があります。
3 届出外排出量は、現在推計手法が改善されているところであり、手法が安定するまでは単純に年度ごとの推計値を比較することはできません。
4 「対象業種」とは、届出対象となる業種を営む事業者のうち、従業員数や化学物質の年間取扱量が届出要件未満のものをいいます。
5 「非対象業種」とは、届出対象となっていない業種 (建設業、農林漁業、サービス業等) をいいます。
6 「移動体」とは、自動車、二輪車、船舶、鉄道車両、航空機等をいいます。
7 「家庭」とは、防虫剤、塗料、除草剤、殺虫剤、洗浄剤等の使用に伴う排出をいいます。

34施設（構成比64%）と最も多く、次いでアルミニウム又はその合金製造の用に供する廃ガス洗浄施設等6施設（構成比11%）、特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設5施設（構成比9%）となっています。

(イ) ダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国、市町村と連携して、ダイオキシン類の汚染の状況を調査しており、4年度は、大気、河

川水質、河川底質、海域水質、海域底質、地下水質及び土壌について、延べ80地点で調査を実施しました。

調査結果は、表4-23のとおり、河川底質について、富山市の富岩運河1地点で環境基準を超えていましたが、その他の地点では環境基準を達成していました。

(ウ) ダイオキシン類発生源の監視指導
ダイオキシン類対策特別措置法

表4-23 ダイオキシン類の調査結果（4年度）

区 分		調 査 地点数	調 査 結 果	環 境 基 準	環 境 基 準 超 過 地 点 数
大 気	住居地域	9	0.0059～0.029pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³	0
	工業地域	3	0.0080～0.011pg-TEQ/m ³		0
	廃棄物焼却施設周辺	1	0.0065pg-TEQ/m ³		0
水 域 水 質 公 共 用	河川	23	0.048～0.71pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	0
	海域	4	0.044～0.070pg-TEQ/L		0
水 域 底 質 公 共 用	河川	13	0.021～470pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	1
	海域	4	1.3～6.4pg-TEQ/g		0
地下水質		14	0.041～0.058pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L	0
土 壌	一般環境	8	0.0019～1.3pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g	0
	発生源周辺	1	2.2pg-TEQ/g		0

注 大気（各地点年2回測定）及び河川水質（各地点年1～4回測定）の調査結果については、年平均値です。

表4-24 特定施設の設置者によるダイオキシン類測定結果の概要（4年度）

(1) 大気基準適用施設

区 分	報 告 対 象 施 設 数	報 告 施 設 数	事 業 者 の 測 定 結 果
排 出 ガ ス	87 (48)	87 (48)	0～3.9ng-TEQ/m ³ N
ば い じ ん 等	47 (34)	47 (34)	0～2.9ng-TEQ/g

注1 ()は工場・事業場数です。
2 中核市である富山市分を除きます。

(2) 水質基準対象施設

区 分	報 告 対 象 施 設 数	報 告 施 設 数	事 業 者 の 測 定 結 果
事 業 場 の 排 出 水	31 (10)	31 (10)	0.000053～6.1pg-TEQ/L

注1 ()は工場・事業場数です。
2 中核市である富山市分を除きます。

に基づく特定施設の設置者による測定結果の概要は、表4-24のとおりであり、排出基準を超過している事例はみられませんでした。

(E) 富岩運河等のダイオキシン類対策の推進

ダイオキシン類による水質や底質の汚染が明らかになっている富岩運河等の対策について、13年度に学識経験者等からなる「富岩運河等ダイオキシン類対策検討委員会」を設置し、汚染原因の調査や対策工法の検討等を進めています。中島閘門上流部については、26年度から検討結果を踏まえて対策工事に着手し、4年度に完了しました。この工事費の一部については、公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画により負担がなされました。

なお、国土交通省においては、15年3月に「港湾における底質ダイオキシン類対策技術指針」、19年7月に港湾・河川事業共通の新たな技術基準や処理工法に関する「底質ダイオキシン類対策の基本的考え方」を取りまとめ、17年3月には富岩運河の底質を材料として行った実験結果を「港湾における底質ダイオキシン類分解無害化処理技術データブック」として取りまとめて公表するなど、ダイオキシン類汚染底質の無害化処理技術の開発に取り組んでいます。

大量の汚染土の処理技術としては経済性、施工性、安全性等において課題が多いことから、さらなる安全で低コストな無害化処理技術の確立を国に要望しているところです。

富岩運河のしゅんせつ土砂を搬入した富山新港東埋立地については、15年5月に汚染土を遮水シートと土砂で覆う対策を完了しており、周辺環境の監視を継続して行っています。

ウ 有害大気汚染物質への対応

住居地域や工業地域等において、大気中のベンゼンやトリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の環境調査を実施しました。

環境基準が設定されているベンゼン等の調査結果は、表4-25のとおり、ベンゼンは0.44～0.74 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (地点別年平均値、以下同じ)、トリクロロエチレンは<0.1～7.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンは0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満、ジクロロメタンは0.89～6.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で、4物質ともすべての地点で環境基準を達成していました。

また、その他の優先取組物質であるアクリロニトリル等の調査結果は、表4-26のとおり、指針値が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物等については、すべての地点で指針値を下回っていました。

表4-25 ベンゼン等環境基準設定物質の調査結果及び環境基準の達成状況（4年度）

区分	項目 環境基準 物質 調査地点	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				環境基準の適 (○)、否 (×)				調査機関
		3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
		ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
一般環境	富山芝園	0.45	<0.1	<0.1	0.89	○	○	○	○	富山市
	小杉太閤山	0.44	<0.1	<0.1	1.3	○	○	○	○	
固定発生源周辺 及び沿道	高岡大坪	0.74	7.2	<0.1	6.2	○	○	○	○	富山県

表4-26 アクリロニトリル等その他の優先取組物質の調査結果（4年度）（単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）

項 目	地点別平均値	指針値	3年度全国調査結果（環境省）		
			平均	最小	最大
アクリロニトリル	<0.1	2	0.061	0.0012	1.3
アセトアルデヒド	0.82 ~1.6	120	2.1	0.47	13
塩化ビニルモノマー	<0.1	10	0.041	0.0018	2.7
塩化メチル	1.3 ~1.6	94	1.4	0.016	8.7
クロロホルム	0.18 ~1.7	18	0.25	0.024	10
1,2-ジクロロエタン	<0.1	1.6	0.14	0.030	2.8
水銀及びその化合物	0.0014 ~0.0018	0.04	0.0017	0.00050	0.011
ニッケル化合物	<0.004 ~0.0094	0.025	0.0025	0.000085	0.018
ヒ素及びその化合物	0.00073 ~0.00092	0.006	0.0011	0.000050	0.020
1,3-ブタジエン	<0.1	2.5	0.075	0.0023	1.1
マンガン及びその化合物	<0.014	0.14	0.020	0.00053	0.19
クロム及びその化合物	<0.005 ~0.007	—	0.0043	0.000051	0.027
酸化エチレン	0.028 ~0.048	—	0.066	0.011	0.43
トルエン	1.6 ~6.4	—	6.2	0.25	210
ベリリウム及びその化合物	<0.0002	—	0.000015	0.0000016	0.00010
ベンゾ（a）ピレン	<0.00003 ~0.000047	—	0.00015	0.0000048	0.0023
ホルムアルデヒド	0.77 ~2.2	—	2.5	0.58	10

注 富山市分を含みます。

エ 農薬等への対応

(ア) ゴルフ場農薬への対応

ゴルフ場農薬については、「ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の対象となる県内15か所のゴルフ場において事業者による排水の自主測定が実施されており、その結果、すべてのゴルフ場において環境省の指針値以下でした。

また、県が7か所のゴルフ場において実施した排水の水質調査結果についても、すべて環境省の指針値以下でした。

(イ) 農薬・化学肥料への対応

農業分野においては、農薬の適用農作物・適用病害虫等の対象、使用目的や効果、使用上の注意点に対する十分な理解の徹底を図り、適正な使用について指導しました。

また、農薬の飛散を原因とする

住民・農作物・周辺環境への影響が生じないように、農薬の適正使用や化学合成農薬のみに依存しない総合的な防除方法の普及啓発に努めました。

オ 食品等の汚染対策

水銀、PCB等の有害物質による汚染状況を把握するため、魚介類中の水銀及び食品中のPCB調査を実施しました。

その結果、魚介類中の水銀については、いずれも暫定規制値（総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm）以下でした。

また、食品中のPCBについては、暫定規制値（0.1～3ppm）以下でした。

カ 毒物劇物の監視指導

毒物及び劇物取締法に基づく毒物

表4-27 毒劇物業務上取扱者の監視状況（4年度）

区 分	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	その他 (届出不要)	計
工場・事業場	27	1	25	—	53
立 入 件 数	9 (1)	1 (0)	5 (0) [1 (0)]	0	15 (1) [1 (0)]

注1 () 内は指導件数です。

2 [] 内は、県警察本部の依頼により実施した路上取締件数です。

劇物業務上取扱者延べ15工場・事業場を対象に立入検査を実施し、毒物劇物の飛散や流出等の防止措置及び保管管理の状況等について調査を行い、うち1工場・事業場に対し、法に基づく届出等を指導しました。監視状況は表4-27のとおりです。

また、講習会を開催し、毒物劇物の適正な保管管理について指導しました。

④ 生活排水対策

ア 下水道の整備

流域下水道のうち、高岡市等5市を対象とした小矢部川流域下水道事業は、昭和62年度から供用を開始し、射水市等3市を対象とした神通川左岸流域下水道事業は、平成9年度から供用を開始しています。

また、公共下水道については全市町村で、特定環境保全公共下水道については富山市等10市4町で事業を実施しています。

なお、4年度末の下水道処理人口普及率は87.1%（全国第8位、全国平均普及率81.0%）となっています。

イ 農村下水道の整備

農村下水道の整備は、農業集落排水事業や漁業集落排水事業等により実施しています。

4年度末現在、農業集落排水事業については13市町155地区（対象人口118,355人）で、漁業集落排水事業については2市町3地区（対象人口2,198人）で実施しています。

ウ コミュニティ・プラントの整備

コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）は、郊外型ミニ下水道ともいふべき生活雑排水とし尿をあわせて処理する施設で、整備や適正な維持管理が図られています。

4年度末現在で、1市、2施設（計画処理人口1,690人）が供用されています。

エ 浄化槽の整備

4年度は、10市町において浄化槽設置推進事業が進められた結果、87基の合併処理浄化槽が設置され、4年度末現在での設置数は、15市町村において12,559基となっており、13年4月以降新たな設置が禁止された単独処理浄化槽の設置数は24,775基となっています。

⑤ 公害苦情・紛争

ア 公害紛争処理対策

公害紛争処理制度は、公害に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図るため設けられたものであり、県では公害審査会や公害苦情相談員を設けて、迅速かつ適切な解決に努めています。

イ 苦情対策

県では、工場・事業場の監視等により施設の適正な維持管理を指導し、苦情の未然防止に努めています。

また、苦情が発生した場合は、市町村等と連携して、速やかな現地調査を実施し、苦情の原因について改

善等を指導するとともに、関係者の調整を図るなど、円滑な解決に努めています。

ウ 公害健康被害対策

県では、患者等の救済を図るため、昭和42年に「イタイイタイ病患者及び疑似患者等に関する特別措置要綱」を制定し、43年1月から公費による医療救済を実施しました。

また、44年12月に公布された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」の施行以降、県では、関係法令に基づき、平成13年5月の環境省環境保健部長通知等の国の示す基準に従い、県公害健康被害認定審査会に諮ったうえで、イタイイタイ病患者等の認定を行っています。

さらに、患者及び要観察者の治療の促進と発病の予防を図るため、保健師等による家庭訪問等による保健指導を実施したほか、要観察者に対して管理検診を実施し、健康管理に努めています。

このほか、神通川流域で患者の発生のおそれのある地域の住民に対し、検診を実施しています。

一方、黒部市の旧日本鉱業(株)三日市製錬所周辺地域は、昭和45年5月に国がカドミウム環境汚染要観察地域として指定した地域であり、県では、45年から平成30年まで毎年住民の健康調査を実施しました。

3 県土美化活動の推進

(1) 現況

うるおいとやすらぎのある住みよい郷土をつくるためには、県民の美化意識やモラルの高揚のほか、身近にある散乱ごみを減らしていく取組みが必要です。

このため、「県土美化推進県民会議」が中心となり、「まちやむらを美しくする運動」など地域住民等と協力して県民総ぐるみの清掃美化活動が行われているほか、沿岸、上流エリアの市町村や関係団体等と連携して清掃美化活動を行う「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しています。

また、「道路愛護ボランティア制度」や「ふるさとリバーボランティア支援制度」により、清掃美化活動への支援を行っています。

(2) 講じた施策

ア 県土美化推進運動等の推進

地域住民等が主体となり、継続的な清掃美化活動が期待できるアダプト・プログラム事業により、地域住民と行政との協働体制づくりが推進されています。

ます。4年度は7市164団体等が登録し、行政の後押しを受けながら、率先して地域環境美化活動を進めました。

その活動を通して地域への愛着心や美化意識、住民意識が高まり、さらにサインボードの設置等により、ポイ捨ての抑止効果にもつながっています。

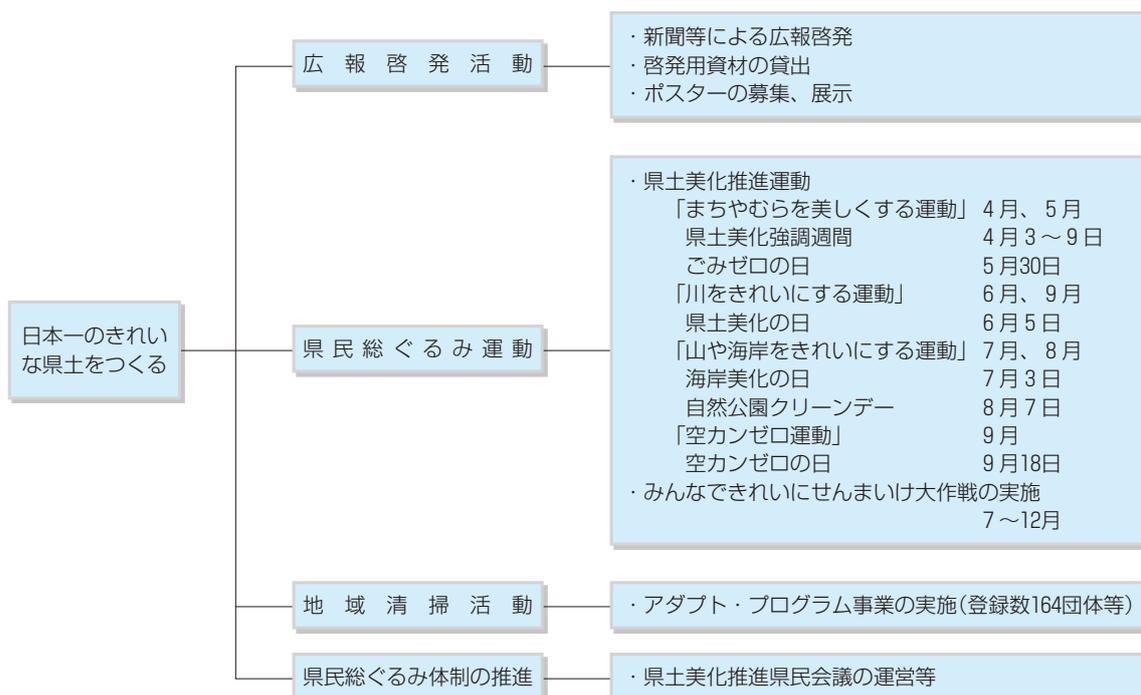
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を踏まえながら、15市町村で約30,000人の参加により「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しました。

イ 県民や団体との連携による清掃美化活動の推進

県管理道路における継続的・積極的な美化推進を図るため、「道路愛護ボランティア」活動が93団体4,384人の参加により行われました。

このほか、県管理河川においては、「ふるさとリバーボランティア支援制度」を活用して、河川愛護ボランティア団体（117団体登録）等により、河川環境の美化保全等が行われました。

図4-14 県土美化推進運動の概要（4年度）



4 海洋ごみ・海岸漂着物対策の推進

(1) 現況

海岸漂着物は県内のすべての海岸で確認されており、個数で見ると、人工物の中ではプラスチック類の割合が高く、飲料用ペットボトルや食品容器、弁当がら等日常生活に伴って発生するものが多くなっています。漂着量は、台風や大雨等の出水の状況によって毎年変動しています。また、大きさ5mm以下の微細な「マイクロプラスチック」が、調査した県内10海岸のすべてで確認され、食品容器や生活雑貨、肥料に用いる被覆材等の原材料となっているポリエチレンやポリスチレン、ポリプロピレンの割合が高くなっています。

県では、海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸管理者等、市町村、地域住民及び民間団体などの連携のもと、海岸漂着物の円滑な回収・処理を進めるとともに、3Rの取組みなど海岸漂着物の発生抑制を推進しています。また、上流域を含めた県内全域の市町村や関係団体等と連携して海岸の清掃美化活動を行う「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を展開しています。

海岸漂着物対策推進地域計画の概要は、表4-28のとおりです。

(2) 講じた施策

ア 海岸漂着物対策推進地域計画の推進

海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、関係団体・行政機関等と連携した回収・処理を実施するとともに、上流・下流の幅広い地域の関係団体及び行政機関が連携した発生抑制対策等を推進しました。

また、清掃活動への参加拡大を図るため、県内企業・団体等が参加するとやま海ごみボランティア部を設立し、メンバーによる清掃活動等を推進しました。

さらに、清掃活動にスポーツを掛け合わせ、チーム競技としての楽しさを加えて拾ったごみの量等を競う「スポーツごみ拾い大会」を開催する団体を支援するなど、スポーツごみ拾いの普及を図りました。

イ 発生抑制対策の推進

漂流・漂着ごみの実態を把握するため、本県の代表的な海岸において、漂着物の量や組成等を調査するとともに、県内河川や富山湾においてマイクロプラスチックの流出・漂流に関する調査を実施しました。

また、プラスチック被覆肥料の肥料殻の流出防止のための注意喚起や素材転換に向けた研究を実施しました。



とやま海ごみボランティア部設立記念清掃活動

表4-28 海岸漂着物対策推進地域計画の概要

趣旨・位置づけ	①富山県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画 ②海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び国の基本方針に基づき定める計画																	
計画期間	2021（令和3）～2025（令和7）年度の5年間 （必要がある場合は速やかに見直し）																	
目指す姿	県民一人ひとりが、海岸における良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組む。																	
目標を達成するための指標（抜粋）	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">①円滑な回収・処理の実施</th> <th colspan="2">②幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進</th> </tr> <tr> <th>指標</th> <th>7年度(目標)</th> <th>指標</th> <th>7年度(目標)</th> </tr> <tr> <td>利用シーズン前の回収作業回数</td> <td>2回以上</td> <td>地域の環境美化活動の参加者数</td> <td>13万人</td> </tr> <tr> <td>海岸清掃活動に取り組む団体数</td> <td>120団体</td> <td>海岸漂着物の発生源の認知度</td> <td>60%</td> </tr> </table>	①円滑な回収・処理の実施		②幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進		指標	7年度(目標)	指標	7年度(目標)	利用シーズン前の回収作業回数	2回以上	地域の環境美化活動の参加者数	13万人	海岸清掃活動に取り組む団体数	120団体	海岸漂着物の発生源の認知度	60%	
①円滑な回収・処理の実施		②幅広い地域が連携した発生抑制対策の推進																
指標	7年度(目標)	指標	7年度(目標)															
利用シーズン前の回収作業回数	2回以上	地域の環境美化活動の参加者数	13万人															
海岸清掃活動に取り組む団体数	120団体	海岸漂着物の発生源の認知度	60%															
海岸漂着物等の対策	<p>① 円滑な処理の推進</p> <p>海岸管理者等、沿岸市町、地域住民及び民間団体などの連携のもと、その円滑な処理を推進</p> <p>② 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大</p> <p>上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開、漂着の状況や発生源の把握に向けた調査の実施、刈草の河川・用水への流出防止の推進</p> <p>③ 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進</p> <p>海岸漂着物について理解を深めるための環境教育の推進</p> <p>④ 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信</p> <p>県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進、国内外への情報提供</p> <p>⑤ 国際協力の推進</p> <p>環日本海地域の自治体との交流を通じた地域レベルの連携の促進</p> <p>⑥ 多様な主体の役割分担と連携の確保</p> <p>県民・事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり</p>																	
海岸漂着物等の回収・処理	<p>● 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の回収・処理における役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等</td> <td>左記以外の海岸漂着物等</td> </tr> <tr> <td>回収</td> <td>海岸管理者等</td> <td>市町^{※1}、地域住民、民間団体など</td> </tr> <tr> <td>収集・運搬</td> <td>海岸管理者等</td> <td>市町</td> </tr> <tr> <td>処分</td> <td>海岸管理者等</td> <td>市町^{※2}</td> </tr> </table> <p>※1 海岸漂着物処理推進法及び基本方針に基づき、必要に応じ、海岸管理者等に協力する義務あり。 ※2 海岸管理者等からの協力依頼を受けて、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で実施するものを含む。</p> <p>● 漂流ごみ等の処理について</p> <p>漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、陸揚げされた漁港等の漁港管理者等から協力依頼を受けた市町が、そのごみ処理施設等の処理能力の範囲内で運搬・処分を実施。当該処理施設等で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に運搬・処分を実施。</p>		区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等	回収	海岸管理者等	市町 ^{※1} 、地域住民、民間団体など	収集・運搬	海岸管理者等	市町	処分	海岸管理者等	市町 ^{※2}				
区分	人力では回収が困難な重さや量の海岸漂着物等、回収に危険な作業を伴う海岸漂着物等	左記以外の海岸漂着物等																
回収	海岸管理者等	市町 ^{※1} 、地域住民、民間団体など																
収集・運搬	海岸管理者等	市町																
処分	海岸管理者等	市町 ^{※2}																

コラム

「とやま海ごみボランティア部」で一緒に活動しよう！

富山県内の海岸では、依然としてほぼ全域で海岸漂着物が確認されており、その約8割は県内河川を通じて海に流出したものと考えられています。

海岸漂着物対策を推進するためには、沿岸部だけでなく上流域を含む県内全域でのボランティアによる清掃活動や県民の海岸漂着物の問題への理解の促進が重要です。

このため、県では、とやま環境フェア2023において、小島よしおさんによるトークショー「一緒に海洋ごみ問題を考えよう」を開催するとともに、関係団体と連携して、漂着物削減につながるエコ体験やパネル展示を行うなど、県民の理解促進を図っています。

また、県民の意識の高まりを行動につなげるため、県内の企業・団体等が参加する「とやま海ごみボランティア部」による海岸や街なかでの清掃活動を促進するとともに、漂着物の調査方法やメンバー同士の情報交換を行う講座「学びの場」を開催しています。

さらに、こうした活動を県内全域に広げるため、今後、上流域の企業・団体等にも一層の参加を呼びかけていきたいと考えておりますので、とやま海ごみボランティア部への皆さんの入部をお待ちしています。

とやま海ごみボランティア部

検索



とやま海ごみボランティア部のサイトはこちら⇒



小島よしおさんによるトークショー



海岸清掃 in 岩瀬浜

5 イタイイタイ病の教訓の継承と発信

(1) 現況

本県で発生した日本の四大公害病の一つであるイタイイタイ病を知らない子どもたちの増加や関係者の高齢化等により、その教訓や克服の歴史の風化と関係資料の散逸が懸念されていることから、24年4月に開館した県立イタイイタイ病資料館において、イタイイタイ病の貴重な資料や教訓等を後世に継承するための各種事業を行っています。

(2) 講じた施策

イタイイタイ病の克服の歴史や教訓等を後世に継承するため、県立イタイイタイ病資料館において、特別企画展(カラー化写真展「カラーで甦るイタイイタイ病の記憶」)、語り部事業、資料館に来て・見て・学ぼう事業を実施しました。

また、貴重な資料の収集・保存、小中学校の課外学習等の積極的な受入れ、5か国語に対応したウェブサイトや8か国語のリーフレット等を活用した国内外への情報発信等を実施しました。

さらに、イタイイタイ病資料館開館10周年を記念し、特別講演会等の行事を開催しました。



県立イタイイタイ病資料館外観



県立イタイイタイ病資料館展示室

指標の達成状況

環境基本計画に掲げる指標の達成状況は、表4-29のとおりです。

表4-29 指標の達成状況

指標名及び説明	概ね5年前	現 状	目 標 2030年度 (R12)
大気環境基準の達成率 一般環境観測局のうち、環境基準を達成している観測局の割合	二酸化硫黄 ：100% 二酸化窒素 ：100% 微小粒子状物質 ：100% 2017年度 (H29)	二酸化硫黄 ：100% 二酸化窒素 ：100% 微小粒子状物質 ：100% 2022年度 (R4)	二酸化硫黄 ：100% 二酸化窒素 ：100% 微小粒子状物質 ：100%
石綿除去作業現場における石綿濃度基準の達成率 石綿除去作業現場で測定した濃度の基準(10f/ℓ以下)の達成率	100% 2017年度 (H29)	100% 2022年度 (R4)	100%
水銀排出基準の達成率 電気炉、廃棄物処理施設等の水銀排出施設における排出基準の達成率	— 2017年度 (H29)	100% 2022年度 (R4)	100%
水質環境基準の達成率 水質測定地点のうち、環境基準(河川：BOD、海域：COD)に適合している地点の割合	河川：100% 海域：100% 2017年度 (H29)	河川：100% 海域：100% 2022年度 (R4)	河川：100% 海域：100%
水質汚濁事故発生件数 油や化学物質の公共用水域への流出など水質汚濁事故の発生件数	50件 2017年度 (H29)	37件 2022年度 (R4)	25件以下 (R8)
汚水処理人口普及率 下水道や農村下水道、浄化槽等の汚水処理人口の普及割合	97% 2017年度 (H29)	98% 2022年度 (R4)	99%
県内市町村が実施した清掃美化活動の参加者数 県内市町村が実施した公園や道路、河川、海岸などの地域の清掃美化活動への参加者数	25万人 2017年度 (H29)	20万人 2022年度 (R4)	25万人以上